

(仮 称) 苫 東 厚 真 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 準 備 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 11 月

Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年8月8日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1参照]

令和6年8月8日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞（朝刊）
- ・苫小牧民報（夕刊）

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

[別紙2参照]

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報あつま
- ・広報とまこまい
- ・広報むかわ

③ インターネットによるお知らせ

[別紙3参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等5か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・厚真町役場 住民課 : 北海道勇払郡厚真町京町165番地の1
- ・厚南会館 : 北海道勇払郡厚真町字上厚真219番地の7
- ・苫小牧市役所 環境衛生部環境生活課 : 北海道苫小牧市旭町四丁目5番6号
- ・むかわ町役場 総合政策課 : 北海道勇払郡むかわ町美幸二丁目88番地
- ・北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課 : 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号

② インターネットの利用

[別紙3参照]

当社ホームページに準備書の内容を掲載した。

<https://www.daigasgps.co.jp/news/>

(4) 縦覧期間

令和6年8月8日（木）から令和6年9月9日（月）までとした。

縦覧する時間については、自治体庁舎は土曜日・日曜日・祝日を除く9時～17時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は55名（意見書箱への投函分、手渡し分、郵送分の総数）であり、内訳は以下のとおりである。なお、縦覧者数には同一人物による複数回の縦覧または意見書の送付を含む。

（内訳）・厚真町役場 住民課	7名
・厚南会館	20名
・苫小牧市役所 環境衛生部環境生活課	4名
・むかわ町役場 総合政策課	6名
・北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課	0名
・郵送	18名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1参照]
説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

② インターネットによるお知らせ [別紙3参照]
以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。
・当社ホームページ

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

<厚真町>

- ・開催日時：令和6年8月23日（金）19時00分から
- ・開催場所：厚南会館 大集会室（北海道勇払郡厚真町字上厚真219番地-7）
- ・来場者数：59名

<厚真町>

- ・開催日時：令和6年8月24日（土）13時00分から
- ・開催場所：厚真町総合福祉センター 大集会室（北海道厚真町京町165番地の1）
- ・来場者数：29名

<苫小牧市>

- ・開催日時：令和6年8月25日（日）13時00分から
- ・開催場所：沼ノ端交流センター ミーティングルーム2・3・4
（北海道苫小牧市北栄町3-3-3）
- ・来場者数：26名

<むかわ町>

- ・開催日時：令和6年8月26日（月）19時00分から
- ・開催場所：むかわ四季の館 研修室A・B（北海道勇払郡むかわ町美幸3丁目3-1）
- ・来場者数：48名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙4参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年8月8日（木）から令和6年9月24日（火）までの間

(2) 意見書の提出方法

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出
- ③当社への手渡しによる提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は55通、意見総数は148件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は148件であった。準備書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

表 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>準備書に対する意見は添付の通りである。どうか地元への丁寧な説明をお願い致します。応援しております！</p> <p>元々北海道に住んでいたものとして、昨年3月に発表された厚真町の「厚真町ゼロカーボン・ビレッジ構築計画書」の一助として本発電プロジェクトが玉成する事を望みたい。一部の市民団体がタンチョウやチュウヒの生息を心配されているのも理解出来るが、今後共事業者たる大阪ガスとその市民団体に生息・営巣についての事後調査活動など長期に亘って協力してやれば良いのではないかと思料する。最早、地球温暖化は北の大地たる北海道まで迫っている。再エネ事業を反対、反対ではこの地球は近い未来終焉とするものと強く思う次第。</p>	<p>地元の住民の皆様に対しては今後とも丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>また、再生可能エネルギーである風力による発電を行う本事業によって「厚真町ゼロカーボン・ビレッジ構築計画書」を公表された厚真町の取り組みに対して貢献してまいりたいと考えております。</p> <p>タンチョウやチュウヒに対しても、環境保全措置を講じることにより、可能な限り影響の低減を図ることとしておりますが、地元の住民の皆様へのご理解を得られるよう今後とも説明に努めてまいります。</p>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>風車は何年くらい使えるものですか。</p> <p>保守点検は当然しっかりしてもらえますよね？</p> <p>太陽光パネルなどは壊れたり、稼働しなくなっても撤去すらしめてくれないという事を見聞します。</p> <p>風車は使えなくなったら、撤去できるものでしょうか。</p> <p>自然エネルギーならば、使えないものを放置することは絶対にしてほしくないです。</p>	<p>本事業の風力発電機の耐用年数は25年を想定しておりますが、保守点検は定期的を実施し風力発電機の性能の維持や故障の防止に努めます。</p> <p>事業を終了する場合には、風力発電施設は撤去し原状復帰することとしておりますが、その実施方法につきましては、関係者との協議を踏まえ対応させていただきます。</p> <p>事業終了後に風力発電機を放置することはいいたしません。</p>

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<ul style="list-style-type: none"> ・説明時間1:30長すぎ。皆、自意見言おうとして来ているので、充分聞ける時間設けてほしい。 ・「タンチョウ」の項目をとばそうとしていたと証言あり。 ・会場全体のふんいき悪い。入口付近の係はい圧的。 ・住民がいけんとか質問して、あきらかにその答えがい圧的なのと、小学低学年並の答え。 (かく心にふれていない。必ず自分達を正当化する) ・そもそも説明1:30、小学校の説明みたい。説得力ないし、調べているのか？と思う事が多い ・大阪ガスさん、そんなにもうけないで！！ ・原発以外をふりかざさないで、地方の事情つもの 	<p>準備書の説明会では、お伝えする事業計画や環境影響評価の結果の内容が多かったために、説明時間が長くなってしまったことは申し訳ありませんでした。住民の皆様のご質問やご意見を伺う時間も1時間～2時間程度は設けましたが、今後説明会を行う際は、住民の皆様のご質問・ご意見を発言される時間を十分確保するように努めます。</p> <p>説明会では説明時間をなるべく短くするために説明内容を一部割愛することがありましたが、参加された方の要望により、割愛した箇所も改めて説明させていただきます。</p> <p>説明会場では丁寧な対応を心がけておりました</p>

<p>があるんだよ！！ 以上でございます 風発に反対します</p>	<p>が、不快に感じられたことがありましたら申し訳ありませんでした。 説明会でのご質問やご意見に対しては可能な限り、理解いただけるよう丁寧な説明に努めました。今後とも本事業に対する地元の住民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
---	--

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>・風力発電を建設する時の杭打ちによる、環境への影響はないのでしょうか？杭以外にも変電設備などを建てる時、地面の下に広がる生態系に影響はないのでしょうか？ 湿地は地下で水の流れが繋がっていますよね。その流れが寸断されることで、乾燥化や逆に水没するなどの変化が出るはず。水生植物、水生昆虫は絶滅の危機にあるものが多いです。 この場所は、空は鳥、地面の上と下にも動植物が生きています。それも都会では見られない貴重なものが多く生きています。風力発電を設置する場所ではない。反対します。色々な面で都合の良い場所なのでしょうが、中止して下さい。</p>	<p>対象事業実施区域の各エリアにおいて、令和5年4月～令和6年3月の間、自記水位計により地下水位を連続的に観測しております。地下水位は季節的変動や降雨ならびに潮位に連動した顕著な変動は認められなかったことから、地下水は後背地となる山地等から涵養され面的かつ広域に帯水していると考えられます。また全期間において、ボーリング採掘時の初期水位よりも高い水位が見られたため、深部帯水層の被圧地下水の影響も受けているものと考えられました。よって浅部から深部にわたって幅広い地層にて帯水しており、また面的かつ広域に帯水していることから、現時点で風力発電機の建設により地下水位に影響を及ぼすものとは予想しておりません。 水生植物や水生昆虫に対しては濁水の流入を防止する等の環境保全措置を講じることにより可能な限り影響の低減を図ることとしております。 現地調査の結果、この地域に重要な動物及び植物が生息・生育していることは認識しております。これらにつきましても樹木の伐採や改変面積を必要最小限にする等の環境保全措置を講じることにより可能な限り影響の低減を図ることとしております。</p>

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>ブレードの回転が一定以上になると鳥の網膜が高速運動を処理できなくなり、鳥の目には回転するローターが見えずに衝突（バードストライク）します。 猛禽類が下向きに集中して採餌することで、風車の存在に気づくのが遅れます。または獲物発見時の急降下に風車が目に入らなくなる可能性があります。 鳥類は、ふだんは障害物のない空間を飛び、また障害物の存在を事前に知る訳がなく、たとえ前を見て飛んでいても障害物（回転するブレード）の存在を予測できません。 従ってチュウヒやタンチョウ等希少鳥類が生息し、渡り鳥が多数やって来る土地には風車を建設すべきではないと考えます。</p>	<p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。 渡り鳥についても移動経路を阻害するように面的に風力発電機を設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。</p>

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>1-バードストライクの環境保全処置が羽先に色を塗ることしか環境保全措置として確認できませんでした。 これだけだと対策がお粗末ですが他に方法はありますか？ バードストライクが少ないことを前提としているよ</p>	<p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>

	うに読み取れます。	この他に、対象事業実施区域の東側エリアのタンチョウ及びチュウヒの繁殖地に配慮し、風力発電機6～10号機を方法書段階よりも海側の方に設置する計画としております。
7	2-台風や災害時の防災対策が考えてないようです。羽根や駆体の離散や火災などの被害もありますので環境保全策として対応できる具体的な体制とプランを示して下さい。	風力発電機は台風や地震を初めとした災害時の条件にも耐えられるように設計し、経済産業省の審査を受けた上で建設します。 運転期間中は現地に発電所の管理会社等を設置し、作業員が現地に常駐しながら安全・安定稼働に努めます。
8	3-業務終了時の現況復帰が義務化されつつあります、具体的な資金と手順を公開して環境保全の将来のプランを継続的に明示して下さい。	事業を終了する場合については、風力発電施設は撤去し原状復帰することとしておりますが、その実施方法につきましては、関係者との協議を踏まえ対応させていただきます。 風力発電機を撤去する場合の資金については、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づく遵守事項として、経済産業省資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(風力発電)にて、計画的な積み立てにより適切な確保に努めることが求められており、本事業においても施設の運転開始後より必要な費用の積み立てを行い、備える計画としております。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>貴社が事業計画されている場所は、ラムサール条約指定のウトナイ湖(苫小牧市)とシギ・チドリ類の保護を目的とした北海道鳥獣保護区(むかわ町)に挟まれた場所です。ここはガン類やシギ・チドリ類の大きな渡りのルートのある場所です。</p> <p>そのため、「浜厚真BioBlitz2021」の記録によると、鳥類 238 種類、そのうち絶滅のおそれがあるのは 46 種。そして、この鳥類を支えているのは昆虫など 475 種、そのうち絶滅のおそれがある種 18 種、植物 238 種、絶滅のおそれがある種 11 種。哺乳類・魚類・両生類など 21 種、絶滅のおそれのある種 5 種となっています。</p> <p>この多種多様な生態系を有する事業計画地は、炭素を蓄え地球温暖化をやわらげる貴重な場所でもあるのです。</p> <p>先日、貴社準備書住民説明会では、これらの生物維持すべての影響予測に対して「低減できる」とされていますが、この結果には疑問です。まず、調査が不十分であるうえ、貴社の工事が影響する事項の評価は曖昧であり、納得できるものではありません。</p> <p>私たちネイチャー研究会 in むかわは、鶴川地区にタンチョウが飛来した 2011 年以降、13 年間この地に営巣・育雛するタンチョウの見守りと調査・記録を行ってきました。</p> <p>このタンチョウの繁殖行動は、現在の道央圏のタンチョウの繁殖のもとになっているものです。工事が開始されれば 2 年間、野鳥たちは寄り付かなくなり、生態系も壊れ、絶滅のおそれのある生物は深刻・危機的状態になります。壊れた自然の回復には 50 年かかるといわれ、海岸と湿地が分断されることは必須です。同じ自然が再び戻ることはありません。</p> <p>今ある、重要な生物の多様性を守るために、貴社のこの地での風力発電事業の中止を求めます。</p>	<p>タンチョウをはじめとした鳥類等の動物については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の調査を行い、対象事業実施区域の動植物の状況について把握しております。</p> <p>タンチョウの繁殖初期には、繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、繁殖に配慮いたします。</p>

10	<p>環境影響評価準備書に対する意見</p> <p>10.1.4-353(1070) 確認状況及び主な生息環境 1 行目～</p> <p>「令和3年から令和5年における…令和5年は繁殖に成功し1羽が巣立っている。」について</p> <p>2022年は繁殖初期に浜厚真の湿地にも現れるが、むかわ町汐見湿地に営巣した。</p> <p>しかし、抱卵途中でメスが行方不明となりオスのみが確認されるようになった。その後、オスは6月に入ると浜厚真の湿地で確認されるようになる。同地で風切り羽換羽のため、換羽が終わり飛べるようになった8月まで滞在していた。観察を続ける中、2021年浜厚真の湿地で生まれた2羽の亜成鳥の飛来も確認した。</p> <p>2023年は繁殖初期に浜厚真の湿地で「ヨシ切り」まで2羽の行動を確認したが、営巣する近くにボーリング作業車の出入りがあり、造巣は中断された。その後、オスは浜厚真の湿地に留まり、メスはむかわ町の湿地で産卵するがすぐに抱卵を放棄した。数週間後の5月上旬むかわ町の湿地の違う場所で再産卵して6月中旬に1羽のヒナが生まれた。</p> <p>上記の事実をその都度貴社に伝え「タンチョウの生態をわかってなかった」などの謝罪も受けているが、そのことには一切触れられていない。</p>	<p>準備書においては動植物の調査、予測及び評価の結果を記載するものとなります。タンチョウの確認状況及び主な生息環境について、繁殖の成功の有無の記載だけでなく、生息状況を記載しております。そのため、準備書においてはタンチョウの全ての繁殖の経緯を記載したものではありませんが、ご提示いただいた繁殖状況の情報については、参考とさせていただきます。</p>
11	<p>10.1.4-353(1070) 移動経路の遮断・障害 2 行目～</p> <p>「しかし、利用は主に歩行が多く…移動経路の一部が遮断・障害される可能性は低く、影響は小さいものと予測する。」について</p> <p>・この地域を2組のペアが利用していて1つのペアは風車 No.6～No.10 が並ぶ湿地を2017年2023年2024年に営巣・育雛したもののだが、親は交代で餌取りや偵察で飛翔し鶴川方面に行く場合は海岸側から飛翔することも確認されている。</p> <p>また、歩行が多い時期は幼鳥が飛べるようになるまでの100日、換羽が終わる約2か月であり、1年間の3分の2は移動を飛翔で行われる。</p> <p>また、換羽は毎年ではない。改変は連続した長い形状としているが、実際には湿地を囲む壁のような形になるため湿地そのものの利用がしづらくなると考える。</p> <p>・もう1組のペアは弁天地区を営巣地とし幼鳥が飛べるようになってからは浜厚真地区を餌場として利用するようになっている。</p>	<p>現況調査の結果及び専門家へのヒアリングからも東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、また、風力発電機の設置範囲については、移動経路を阻害するように面的に設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。</p>
12	<p>P10.1.4.-233(950)の図にある通り風車が建設されれば餌場を囲むように壁ができることになり、このペアの浜厚真の利用を困難なものにするに違いなく、風車は作動時高さ190m幅140メートルの壁と同じでありその壁がタンチョウの飛行ルート上にあるためバードストライクも否定できないと考える。</p>	<p>現況調査の結果及び専門家へのヒアリングからも東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、また、風力発電機の設置範囲については、移動経路を阻害するように面的に設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。</p>
13	<p>10.1.1-358(1075) 確認状況 3 行目～</p> <p>「主に海岸で確認された。」について</p> <p>営巣を確認できなかったのか？</p> <p>2023年2024年風車 No.6 及び No.7 のあたりの砂地で営巣確認されている。</p>	<p>現地調査の結果、シロチドリについて、浜厚真海岸において繁殖行動を確認しておりますが、改変面積を最小限に抑える等により影響を低減しているものと考えております。</p>
14	<p>10.1.1-358(1075) 改変による生息環境 1 行目～</p> <p>「改変は風力発電機ヤード及び管理用道路の連続した長い形状…」について</p> <p>風車は作動時高さ190m幅140メートルの壁と同じでありその壁が海岸側に5基並ぶということは、風車は海側から見ると大きな壁が並んでいるということで</p>	<p>風力発電機の設置範囲については、移動経路を阻害するように面的に設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されており、また、シロチドリの飛翔高度は低いいため海側からの湿地への進入は可能と考えます。</p>

	あり海側からの湿地への進入は困難であるとする。	
15	10.1.1-358 (1075) 移動経路の遮断・阻害3行目～ 「移動経路を阻害するような…」について これは湿地を利用するどの鳥についても言えることである。	風力発電機の設置範囲については、移動経路を阻害するように面的に設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。 東側エリアでは管理道が設置されますが、高低差はほとんどないため移動を阻害することはないと考えております。
16	10.1.1-361 (1078) ブレード等への接触6行目～ 「対象事業実施区域に… ブレード等への接触による影響を低減できるものと予測する。」について オオジシギの繁殖期の特徴として高いところから急降下するようなディスプレイフライトをするが広い面的草地が必要で、今までも海側からの急降下もよく見られた。貴社の調査の通りこの地域でのオオジシギの数多く No.3 から No.10 までの8基の風車はこの地域を囲むように建設される。広範囲に飛ぶオオジシギにとって移動や進入を困難にするものでありバードストライクも懸念される。 また、風車周辺の草地を繁殖場所としないように刈り取りをするというのは保護ではなく排除というしかない。	オオジシギについては改変区域内において、風力発電機のブレード回転域の高度の飛翔は確認されていないことからバードストライクの可能性は低いものと考えます。 草地の刈り取りについては、バードストライクの可能性を小さくするための配慮となります。草刈りの範囲はブレードの旋回範囲の下の草地のみであり、それ以外については、繁殖場所を残すために草刈はしません。
17	10.1.1-378(1095) 移動経路の遮断阻害1行目～ 「本種の主な移動経路は…風力発電機による移動経路の遮断阻害による大きな影響はないと予測する。」について この地に冬季間いるオジロワシの餌場は厚真川・入鹿別川が凍結するため湿地内の沼や海岸線である。冬季間はここの行き来を何度も確認されている。 高度も低いときもあれば高いときもあるので風車による移動経路の遮断及び阻害、バードストライクが懸念される（オオワシも同様）。	オジロワシの営巣地から主な餌場である河口部への移動ルートについては、河川上での飛翔が多いことから、風力発電機による移動経路の遮断・阻害やバードストライクの影響は低減されていると考えます。 また、バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。
18	10.1.4-401 (1118) 改変による生息環境の減少・消失本種の主な…、その範囲が…影響が生じると予測する。しかし…影響は低減できると予測する。」について 貴社が観察した年に改変場所での営巣が確認されなくても、毎年同じ場所に営巣するわけではなくこの辺り一帯を営巣地候補として毎年渡ってくるチュウヒにとってこの予測は貴社の自分勝手な予測であり、ここを囲うように建設される風車はこの地に鳥が進入しづらい状況になるものに違いないと考える	チュウヒについては、対象事業実施区域以外にも広範囲で確認されておりますが、調査結果から算出した高利用域に存在する採食地は改変されず、風力発電機の設置位置については、迂回可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。 「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、令和6年6月）の知見として、風車サイト周辺におけるチュウヒの生息・繁殖の事例もあります。
19	●そもそもこの辺りはラムサール条約指定のウトナイ湖とシギチドリの保護を目的とした鶴川河口の鳥獣保護地区に挟まれ鳥類のセンシティブマップ注意喚起レベル2の場所であり、渡りルートに当たる場所であるのに建設本位の観察と評価であり納得いく準備書とは言えない。風力発電事業としては適さない場所である。	鳥類への保全措置として、湿地環境の改変を回避し、多くの種が利用する環境の確保をいたします。 バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。
20	●浜厚真の湿地の植生は多種にわたるが、ハマニシクークウボウムギ群集は根が深く一度改変されると復活は難しく、砂浜から湿地までの移行部（風力発電機ヤード及び管理用道路建設予定地）にある「乾性草地」のシロヨモギなどとイネ科植物群は、冬季雪が少ないこの地方のツメナガホオジロ・ユキホオジロ・シ	ハマニシクークウボウムギ群集については、改変区域内に生育している群落ではありますが、改変率は群落面積の1%未満となっていることから、影響は低減されているものと考えます。また、砂浜から湿地までの移行部に関しても、改変面積は可能な限り小さくした計画としており、移行部の植物群が消

	ラガホオジロ・ベニヒワ・マヒワの餌場環境となっている。それを狙って猛禽類のコミミズクなどが集まる場所となっており、生物多様性の一片を担い、この植物群を失うことは多くの野鳥や生物に大きな影響を及ぼすことは確実である。	失することはないと考えております。
21	●深さ 50m の杭が一基につき約 25 本×10 本も打ち込まれるのにこの地域の地下の水流に影響しないと住民説明会では答弁していたが、日本の湿地の減少の主たる原因はこのような工事によるものも多く、この答弁の根拠となるものは何なのか疑問である。	対象事業実施区域の各エリアにおいて、令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間、自記水位計により地下水位を連続的に観測しております。地下水位は季節的変動や降雨ならびに潮位に連動した顕著な変動は認められなかったことから、地下水は後背地となる山地等から涵養され面的かつ広域に帯水していると考えられます。また全期間において、ボーリング採掘時の初期水位よりも高い水位が見られたため、深部帯水層の被圧地下水の影響も受けているものと考えられました。よって浅部から深部にわたって幅広い地層にて帯水しており、また面的かつ広域に帯水していることから、現時点で風力発電機の建設により地下水位に影響を及ぼすものとは予想しておりません。
22	●以上のことから、この準備書に記載されている内容は十分な調査が行われているとは考えられず、現段階をもって事業を中止すべきである。	調査については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の調査を実施し、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することとしております。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>環境影響評価準備書において事業計画地域およびその周辺に生息するタンチョウやチュウヒといった鳥類に対する影響を過少評価、誤った評価あるいは科学的根拠の無い基準で評価（影響予測）されているため、現在の事業計画は中止すべきである。以下に、浜厚真海岸湿地（周辺を含む）に生息しているタンチョウについて、これまでの状況と考察を記載する。また、それに基づき環境影響評価準備書の問題点を記述する。</p> <p>浜厚真海岸湿地（周辺を含む）に生息しているタンチョウの状況と考察</p> <p>むかわ町とその周辺では、2011 年に亜成鳥 2 羽が飛来し、鶴川河口で換羽を行い越冬した。これと同一と推測される 2 羽が翌年から繁殖を開始し、2016 年までむかわ町および日高町において営巣し、5 年間で 3 羽のヒナを育てた。翌 2017 年に、初めて厚真町の浜厚真海岸湿地で就巣していることが確認された。この年は 7 月まで同地で 1 羽のヒナを育て、その後むかわ町に移動し、ヒナが飛べるようになった。なお、7 月 14 日に同地でこのヒナは捕獲され、個体識別用の足環を装着して放鳥された。2018～20 年は、再びむかわ町および日高町において営巣し、2018 および 2020 年にヒナ 1 羽ずつを育てた。したがって、2021 年に浜厚真海岸湿地で営巣したのは 3 年ぶりであった。この期間が空いた確実な理由は不明であるが、ヒナを捕獲して足環を装着するため、営巣地である浜厚真海岸湿地に多くの人が入り、長時間および広範囲にわたりヒナを追いかけたことが翌年以降の営巣地選択に影響を与えた可能性がある。つまり、この番いが同地での育雛において安全性は低いと認識したのかもしれない。また、2021 年にも、ヒナを捕獲し標識を装着するために、浜</p>	<p>東側エリアの浜厚真海岸では、2021 年と 2024 年に繁殖の成功を確認していますが、浜厚真は主に雛が幼齢の段階まで利用しており、雛が成長し移動能力が高くなるにつれ、より大型の餌資源を求めるため、むかわ側へ移動していると推測されます。</p> <p>いただいた貴重な情報と考察につきましては、今後事業を進める上で参考とさせていただきます。</p> <p>タンチョウの繁殖初期には、繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事を行わないこととし、繁殖に配慮いたします。</p>

厚真海岸湿地に調査員が進入し、タンチョウ家族に影響を与えた。この時はヒナ捕獲に至らなかったが、調査員の影響により、ヒナ2羽を連れていた家族は、一時的にヒナ1羽が親鳥と別行動を取らざるを得ない状況になった。このように育雛に悪影響を与えたことにより、翌年はむかわ町で営巣する原因になった可能性がある。つまり、この番いにとって浜厚真海岸湿地は巣を造り、ヒナを育てる環境として良い場所であるが、人の影響による危険性も認識していると考えられる。

2022年に番いのメスが行方不明となり、オスのみとなったが、このオスは換羽場所として浜厚真海岸湿地を選択した。タンチョウは風切羽の換羽が始まると、約2か月飛翔できなくなるため、非常に神経質になる(布施・橋本1976、正富2000)。それゆえ、換羽する場所は、歩行できる範囲内で採餌可能であり、外敵から身を守れる安全性を確保できる必要がある。したがって、当該地はタンチョウが換羽という危険性が高まる時期に生息するうえでも、採餌環境や安全性といった条件を満たしている。最初の換羽は、満2歳時に発生することが多く(Masatomi2020)、道央圏で生まれた個体が換羽する場所は同地域に定着する可能性を考慮すると非常に重要である。地域内に換羽に適する場所が存在しなければ、道東といった他地域へ移動し、道央地域における分離個体群の確立を阻害する恐れがある。

2022年の8月にオスが別のメス(後に行動から雌雄を判別)と一緒に行動している様子が観察されたが、これは浜厚真海岸湿地およびその周辺であった。メスがどこから飛来したのか不明であるが、飛翔移動時に生息環境として適すると判断し、当該地域に飛来したものと考えられる。タンチョウはなわばり性の鳥類種であるが、雌雄ともに単独で行動していたため、番い相手となる個体との出会いの場となった可能性が高い。

2023年は浜厚真海岸湿地において、造巣行動が確認されていたことから、番いは同地で巣造りの準備をしていたと考えられる。しかし、タンチョウが目撃された地点から300m未満の場所で、風力発電施設建設準備のためのボーリング調査が3月末まで行われていた。この調査では、橋が設置され中型トラックや乗用車が入りし、長時間車両を駐車して作業を行っていた。タンチョウは、巣造りの時期に生まれたヒナの安全性を考慮して、巣の場所を選択すると考えられる。そのため、これまで存在しなかった構造物(人工物)や人の動きに対して危険性を感じ、急速巣の場所を変更した可能性が高い。

つまり、風力発電施設建設のための調査時期と方法がタンチョウの繁殖に悪影響を与えたもので、2023年に浜厚真海岸湿地で営巣しなかった主な要因と考えるのが妥当である。一方で、2024年は順調に浜厚真海岸湿地で巣を造り、産卵し、ヒナが誕生した。8月末の時点で、ヒナは飛翔できるまで成長し、主に浜厚真海岸湿地を生活の場として利用していた。これは前年のようなボーリング調査による人為的な悪影響がなかったことも一因と推察される。

浜厚真海岸湿地で繁殖している番いは、2022年までの番いとメスが異なる(正富2019)。そのため、これまでの番いと全く同じように同地に対する認識を持っているかは不明である。現在の番いは2023年から

	<p>繁殖を開始したが、これまでの番いよりも同地を巣の場所として選択する優先度が高いと推察される。これは、前年の繁殖阻害が無ければ、2年連続して浜厚真海岸湿地で営巣していた可能性が高いことからもうかがえる。</p> <p>2023年に確認された道央圏の繁殖番い数(えりも町を除く)は6番いで、そのうち1番いは浜厚真海岸湿地で営巣実績があり、もう1番いは2年前から厚真川河口周辺で秋期から初冬にかけて過ごしている。つまり、<u>道央圏の3分の1の繁殖番いが当該地域およびその隣接地を生息の場としており、この環境が改変され、利用できなくなれば、本種の道央圏個体群に与える影響は極めて甚大である。</u></p> <p><u>タンチョウが巣を造り、ヒナを育てるためには、巢材と餌資源が重要な要因となる。</u>厚真町の浜厚真海岸湿地には、その両方が存在している。特に、<u>2羽のヒナを育てることができる餌資源量を有している</u>ことは、2021年の繁殖結果から明らかである。つまり、同種の餌となる生物が生息していることにほかならず、生物多様性が存在する場所である。また、<u>2024年に浜厚真海岸湿地で営巣した番いは、同地を繁殖地の第一候補としてい</u>ると考えられ、<u>環境の改変が無ければ継続して利用する可能性が高い。</u>さらに、道央圏で安定的に個体群を持続させるために、営巣に適する場所は非常に貴重であり、代替できるような場所、例えば千歳川遊水地群のような環境を創出するには膨大なコストが必要となる。したがって、<u>現状で営巣適応度の高い場所については、そのまま保全することがタンチョウの北海道個体群の持続性を高める最善の方法である。</u></p>	
24	<p>●準備書の“10.1.4-108(825)”に記載されている調査期間は、令和5年のみである。一方、“10.1.4-109(826)”の調査結果には令和3年と4年が存在しているが、これについては「専門家へのヒアリング」による結果と読める。しかし、“10.1.4-231(948)”に令和3年、“10.1.4-232(949)”に令和4年の確認位置図があり、現地調査を実施したと推測され、正確性を欠いた記載である。これは準備書を公表するにあたり、事業者として十分に調査結果を整理・精査しておらず、同種の正確な生息状況の把握に努めていなかったことの表れである。これについては、令和3年10月、令和4年3,6,9,12月、および、令和5年6,7,10-12月に調査地域内でタンチョウが確認されていることから明らかである(準備書の結果の表では未確認)。したがって、このようなスタンスで実施された正確性の低い調査結果から導き出される影響予測は精度が非常に低いため、当然のこととして信頼性・確実性も低い。</p>	<p>タンチョウについては、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の調査を行い、対象事業実施区域における状況について把握しております。</p> <p>令和3年、4年については、猛禽類調査、渡り鳥調査実施の時に確認された結果であり、その際の現地調査により得られたデータを記載しております。その他、専門家からいただいた情報も踏まえて、調査結果を精査し予測及び評価を行っております。</p>
25	<p>●風車建設による影響が不明である。計画している規模の風車の近くで営巣しているチュウヒやタンチョウが存在するのかが明記されていない。存在するのであれば、風車からの距離や周辺環境の状況、風車建設前後の営巣状況等を記述すべきである。存在しないのであれば、風車が営巣に影響しない客観性のある科学的な理由を明示すべきである。存在しない場合、チュウヒやタンチョウが風車の近くを営巣場所として忌避しているとも考えられ、風車建設により当該2種にとって貴重な営巣環境が失われる可能性についても言及すべきである。つまり、狭義での営巣地や採食地を直接改変しないとしても、周辺環境の変化により営巣しなくなる可能性が考えられる。準備書では、風車建</p>	<p>「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」(環境省、令和6年6月)の知見として、風車サイト周辺におけるチュウヒの生息・繁殖の事例もあります。</p> <p>タンチョウについては、そのような公開された事例は把握しておりませんが、チュウヒの事例を踏まえ営巣環境の湿地から風力発電機の離隔を確保した配置とし、上述の事例よりも離隔をとった距離となります。</p>

	設による周辺環境の変化による予測は無く、植生面積等の消失といった要因だけを挙げ、それに基づく予測結果は信頼性に欠ける。	
26	<p>● “6.1-45 (401)” の (意見書 20)No. 87 に「現地調査による繁殖への悪影響の懸念」が意見として、事業者の見解として「現況調査においては、・・・細心の注意を払って調査を行ってまいります」と記載されている。しかし、令和5年3月下旬に「タンチョウが目撃された地点から 300m 未満の場所で、風力発電施設建設準備のためのボーリング調査」が行われ、営巣に悪影響を与えたと考えられる。特に、「北海道のタンチョウは、主に 2～4 月に営巣する場所を決めると考えられています。その時期に、営巣候補地およびその周辺に人や自動車等の侵入があると、その場所で巣を造るのを避けることが予想されます。」と具体的な時期が記載されているにもかかわらず、同時期にボーリング調査を実施したことは事業者として非常に問題がある。貴社の「細心の注意を払って」という言葉に重みは無く、なおかつ、無責任極まりない行動で、今後も同様の事態を招くことを予測する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後事業を進めるに当たっては、タンチョウの繁殖初期には、繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、繁殖に配慮いたします。</p>
27	<p>● 浜厚真海岸湿地に関しては、工事用車両が通る道路を造る計画であり、湿地の連続性が喪失する（湿地が断片化される）ことは明らかで、多くの野生生物の生息環境に与える影響は大きい。道路を造成する場所が、湿地植生でないという理由で影響は少ない（低減できる）としているが、非常に短絡的で理想論的な予測であると言わざるを得ない。地上を移動する生物にとって、隠れる場所のない空間は著しく安全性が低いため、この湿地における行動範囲の制限といった影響を及ぼす。これは低減できるような影響ではなく、周辺の地上移動性生物に悪影響を与える。餌資源量の減少は繁殖成否にかかわる要因であるが、管理用道路の造成はタンチョウやチュウヒといった鳥類の餌生物の生存に悪影響を与えることが予想される。</p>	<p>湿性草地等の改変率は1.6%程度であり、管理道も既存の道の地形を利用したものであり、チュウヒやタンチョウが多く利用した湿地環境は分断されることなく残ることから、影響は低減されるものと考えます。東側エリアでは管理道が設置されますが、高低差はほとんどないため地上移動性生物の移動を阻害することはないと考えております。</p>
28	<p>● チュウヒやタンチョウについて、“10.1.4-319(1036)”で「繁殖初期には、状況に応じて繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わない」と記載されているが、「繁殖初期」とはどのような時期なのか不明である。また、「周辺部」がどの程度の範囲なのかも不明である。これについては、「繁殖初期」ではなく、同種が繁殖期を含めて生息している時期には周辺一帯、例えば浜厚真地区、で工事を行わないとしなければ、影響が小さいとは予測できない。また、タンチョウやチュウヒが生息している場合、専門家の指導・監督下で行動モニタリングを行いながら作業を実施するのが一般的である。しかし、これは生息地の改変を伴わない作業であり、管理用道路を造るような場合はその場所周辺に同種が生息していない時期に行わなくてはならない。</p>	<p>タンチョウやチュウヒが敏感となる繁殖初期には、繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、繁殖に配慮いたします。また、同地域における他の民間業者の事業活動等を踏まえ工事の範囲を調整いたします。</p>
29	<p>● “10.1.4-353(1070)”の影響予測の「改変による生息環境の減少・消失」において、「過去の事例では、・・・むかわ側へ移動していることが確認されていること」と記載されている。管理用道路は正しく湿地の「むかわ側」にあることから、改変により大きな影響を受けることとなる。また、この「むかわ側」がむかわ町内への移動のことだとしても、令和6年はヒナが飛翔できるようになった8月末時点でも、風力発電建設計画地域を生活の場としており、この影響予測は明らかに誤っている。タンチョウの営巣地点は、同一湿地内でも毎年同じ場所ではなく、様々な要因により行動圏は</p>	<p>現地調査によると東側エリアの浜厚真海岸では、過去2回の繁殖において雛を連れて、むかわに移動しております。8月頃のヒナは移動能力が高くなっているため繁殖への影響は低減されているものと考えております。</p>

	<p>変化する。このような変化が想定される「過去の事例」で予測することは、単なる希望的観測を記述したと言わざるを得ない。</p>	
30	<p>●道央地域におけるタンチョウ個体群の動向が、北海道（日本）のタンチョウ保全に及ぼす影響は大きい。本種の営巣適地を現状のまま保全することが、個体群の持続性を高めることにつながる。「タンチョウ生息地分散行動計画」（環境省 2013, 2023）を淀みなく進めるために、当該地域における風力発電施設の建設は中止すべきである。</p> <p>参考文献 環境省(2013) タンチョウ生息地分散行動計画。 https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/content/900145113.pdf 環境省(2023) タンチョウ生息地分散行動計画(第2.0版)。 https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/content/000175193.pdf 布施正・橋本正雄(1976) ツル公園のタンチョウ。釧路叢書編さん事務局(編) タンチョウの釧路:15-184。釧路市, 北海道。 正富宏之(2000) タンチョウそのすべて。北海道新聞社, 札幌。 正富欣之(2019) 画像によるタンチョウ個体の同定。北海道野鳥だより(197):10-11。 Masatomi Y (2020) Age of First Primary Molt in the Red-Crowned Crane <i>Grus japonensis</i>. <i>Ornithol Sci</i> 19:223-226.</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>タンチョウをはじめとした鳥類等の動物については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の調査を行い、対象事業実施区域の動植物の状況について把握しております。</p> <p>現地調査を十分に実施した上で、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することとしております。</p> <p>また、不確実性のある予測となった動物については、事後調査も実施し、工事中や稼働後の生息状況の変化なども把握し、生息に支障が見られるような場合には、専門家の意見を踏まえて、環境保全措置等の検討をまいります。</p>

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<p>Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社様 この意見書を読んでいただける誠実な企業さまへ</p> <p>まず、本事業の説明会や周知が厚真町民全体へ周知されずに一部住民だけを対象として進めてきた事実があります。</p> <p>これは、Daigas グループの人権リスクに示す「地域住民の権利侵害」になるのではないのでしょうか？</p> <p>複数の問題が解決されないまま、事業計画を押し進めることを大株主・投資家・大阪府民は納得するのでしょうか？</p> <p>人権尊重、生物多様性、株主を大切に愛される企業、選ばれ続ける会社を目標に掲げるに「(仮称) 苫東厚真風力発電事業」はふさわしいと胸を張って説明できますか？</p> <p>サスティナビリティ・人権・環境保護への関心が高まり続ける世の中で本計画地への建設は、未来有望な優良企業の理念に沿わない「今だけ金だけ自分だけ」と誤解を招いてもおかしくないでしょう。</p> <p>貴社は、“Daigas グループサスティナビリティレポート 2023” に Daigas グループが掲げる理念 3 つ、「企業行動憲章」「企業行動基準」「環境方針」に基づいて</p>	<p>本準備書の縦覧及び説明会の開催については、環境影響評価法で定められた方法に基づき、令和 6 年 8 月 8 日付の北海道新聞（朝刊）及び苫小牧民報（夕刊）にお知らせの公告を掲載いたしました。また、厚真町、苫小牧市及びむかわ町の令和 6 年 8 月号の各広報誌に準備書の縦覧および説明会のお知らせを掲載させていただきました。また、弊社のホームページにも縦覧期間中に準備書の縦覧及び説明会のお知らせを掲載いたしました。今後もアセス手続きに必要な情報については関係自治体並びに住民の皆様へ周知してまいります。</p> <p>本準備書に対しては複数の団体や専門家からご意見をいただいております。これらの環境保全の見地からのご意見に対しては尊重し、事業計画の参考とさせていただきます。本事業による動植物の重要種や生態系への影響については可能な限り低減を図ることとしております。</p> <p>施設の稼働後も、地元の住民の皆様へのご理解を得られるよう今後とも説明に努めてまいります。</p>

	<p>環境保全活動を推進している立場だと認識しています。</p> <p>事業計画地に生息する、絶滅危惧種や生態系への影響が複数団体から指摘されている中で予防原則的に考えるならば、勇気ある賢明な判断が必要ではないでしょうか。貴社が参画しているイニシアチブ団体の「WWF ジャパン」からも要望書が出されています。</p> <p>計画当初は知らずとも、調査結果で明らかになった生物多様性や希少価値の高い環境だと複数団体や専門家から要望書や意見書を尊重して下さい。</p> <p>本事業を中止することは、Daigas グループが真に生物多様性や地域住民を尊重したという大きな決断となり、株主やお客様への信頼を築くことになると確信します。</p> <p>さいごに、厚真町の何も無いと思われていた浜厚真海岸に生物多様性の宝箱があったと知るきっかけになった事を心から感謝いたします。</p> <p>浜厚真海岸の生物多様性を育む上で、重要な役割と大切な場所は一部が欠けても困るという事実はこれからも変わりません。</p> <p>風力発電事業を巡って各地で起こる問題や不誠実な企業と差別化し手本となる“三方よし”の事業推進をしていく日本の代表企業となって下さい。 ありがとうございました。 資料添付「道内で大規模発電事業を検討している皆様へ」 (北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課 環境影響審査係)</p>	
32	<p>解決されていない問題 (5つ) ①計画地周辺には家畜業への影響不安や住民の納得が得られていない。</p>	<p>本事業の周辺で家畜業を営まれている方や住民の皆様には今後も引き続き、本事業について丁寧に説明をさせていただき、ご不安の解消やご納得をいただけるよう努めてまいります。</p>
33	<p>②すでにタンチョウの営巣や絶滅危惧種が密集する生息地で貴重な価値ある区域であるため配慮以前に予防原則的な行動として事業中止が各団体から求められている事実がある。</p>	<p>タンチョウや重要な鳥類の重要種については、現地調査を実施し、それを踏まえて予測及び評価を行い、本事業による改変面積を必要最小限にとどめる等の環境保全措置を講じることにより、影響を可能な限り低減することとしております。</p>
34	<p>③貴社が人権リスクに示す内容 「地域住民の権利侵害」にあたり、事業説明が全町民を対象とせず、一部住民だけを尊重したことは他の厚真町民への人権軽視である。 全町民へ周知徹底されていない事実は、北海道知事意見書に反した行為で事業者としての重大な責任を果たしていない。</p>	<p>本準備書の縦覧及び説明会の開催については、環境影響評価法に定められた方法に基づき、令和6年8月8日付の北海道新聞(朝刊)及び苫小牧民報(夕刊)にお知らせの公告を掲載いたしました。また、厚真町、苫小牧市及びむかわ町の令和6年8月号の各広報誌に準備書の縦覧および説明会のお知らせを掲載させていただきました。また、弊社のホームページにも縦覧期間中に準備書の縦覧及び説明会のお知らせを掲載いたしました。今後もアセス手続きに必要な情報については関係自治体並びに住民の皆様へ周知してまいります。</p>
35	<p>④浜厚真海岸は、年間6万人が訪れる地域の代表的な触れ合いや憩いの場所であり、活動範囲を制限されずに自由に活動する権利がある。 併せて、景観保護も重要である。</p>	<p>「浜厚真海岸」において、サーフィン、海水浴等の利用のあるエリアについて、風力発電施設設置後もこれらの利用に支障の無いような計画といたします。また、眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観へ</p>

		の影響を可能な限り低減してまいります。
36	<p>⑤道内での風力発電事業が地域住民から大きく問題視されている事実から“北海道 環境生活部 環境保全局”より文書が出された。 “北海道 HP より抜粋” “自然度の高い植生の区域、生物多様性保全上重要な湿地といった重要な自然環境のまとまりの場など環境に配慮すべき区域を避けてください。”と明言されました。</p>	<p>対象事業実施区域の東側エリアのタンチョウ及びチュウヒの繁殖地している湿地に配慮し、風力発電機 6～10 号機を方法書段階よりも海側の方に設置する計画としております。</p>

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解																								
37	<p>風力発電に含まれる SDGs 1. 全ての人に健康と福祉 2. 作る責任、使う責任</p> <p>健康被害…睡眠障害、耳鳴り、目まい、血圧上昇、頭痛、疾患が大きくなる。</p> <p>WHO の騒音ガイド</p> <table border="1"> <tr> <td>(WHO)</td> <td>道路</td> <td>航空</td> <td>風車</td> </tr> <tr> <td>24h</td> <td>53db</td> <td>45db</td> <td>45db</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>45db</td> <td>40db</td> <td>要検討</td> </tr> <tr> <td>(日本)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>70db</td> <td>57db</td> <td>ない</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>65db</td> <td>ない</td> <td>ない</td> </tr> </table> <p>※日本には風車の基準値はありません。 騒音→睡眠障害→少しずつ疾患リスクが大きくなる</p> <p>※工事には、重機による、多くの CO2 とエネルギーを必要とします。自然エネルギーとは聞こえは良いですが、20 年後はどうされますか？</p> <p>風力発電の技術は日本で開発されたものであるが、その技術が中国に盗まれ、安い単価のものが出まわる。製品は Made in China? Made in Japa? どちらでしょう？</p> <p>①風力発電は、まだまだ、未解決の部分が多くあります。 健康上の問題を考える基準は定まっていますか？ ・医者は証明書を出してくれますか？ ・民事裁判をすることも出来ませんね。 ・眼に見えないものにも真実があります。 ・環境景観、自然保護（鳥を含む） ・海岸の砂れきの、まい上がり。</p> <p>②米国、ヨーロッパは風力発電から撤退 2023 年、サンケイ新聞 ×バイデン洋上計画 1,000 万世帯への計画 インフレ、金利上昇 環境に負荷をかけてまで、やることではありません。</p>	(WHO)	道路	航空	風車	24h	53db	45db	45db	夜	45db	40db	要検討	(日本)				昼	70db	57db	ない	夜	65db	ない	ない	<p>風車騒音に関しては、国内では環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）の指針値があります。本事業の風力発電施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、全ての予測地点でこの指針値を下回っており、施設の稼働に伴う騒音による影響は可能な限り低減が図られていると考えております。このため本事業の風力発電施設の稼働に伴う騒音によって健康被害が生じることはないと考えておりますが、施設の稼働後、騒音に関する苦情等が発生した場合は、原因を調査し、本事業に起因する場合には誠実に対応を検討してまいります。</p> <p>事業を終了する場合には、風力発電施設は撤去し原状復帰することとしておりますが、その実施方法につきましては、関係者との協議を踏まえ対応させていただきます。</p> <p>現時点で、本事業で採用する風力発電機については、欧米メーカー製のものを想定しております。</p> <p>本事業は、環境影響評価方法書で定められた適切かつ公正な調査・予測方法に則り調査を実施、その調査結果を事業計画に反映しております。よって風力発電施設の稼働により、住民の皆様健康被害が生じることはないと考えておりますが、本事業に関する苦情等が発生した場合は、原因を調査し、本事業に起因する場合には誠実に対応を検討してまいります。</p> <p>資源エネルギー庁の「令和 5 年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書 2024）」によると、世界における風力発電の導入量は、右肩上がりに増加しており、導入量が最も多いのは、世界全体の約 4 割を占める中国で、これに米国、ドイツ、インド、スペインが続いている状況です。</p> <p>本事業は、発電時に温室効果ガスを排出しない風力発電事業で、国が掲げる 2050 年カーボンニュートラル社会の実現や、エネルギーの安定供給に貢献できる事業であり、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で地域の環境への影響を低減することとしております。</p>
(WHO)	道路	航空	風車																							
24h	53db	45db	45db																							
夜	45db	40db	要検討																							
(日本)																										
昼	70db	57db	ない																							
夜	65db	ない	ない																							

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	<p>1、鳥類への影響</p> <p>8月26日に開催された準備書のむかわ町住民説明会で、高規格幹線道路「日高自動車道」環境影響評価技術検討委員会委員（鳥類担当）の専門家が以下の意見を述べられた。</p> <p>野鳥の聖地ウトナイ湖に隣接し、渡り鳥のフライウェイのど真ん中に風力発電事業が計画されており、野鳥関係者ならその話を聞いただけで驚く湯所であること。</p> <p>この場所で風力発電事業計画は、野鳥専門家からの視点では全く考えられない。また、地球温暖化で深刻な気象変動が毎年繰り返されている現在、1～2年調査で渡り鳥などを語ることは出来ず、風力発電設置の影響はないと予測されるなどと評価しているが、これは時期尚早であると反対意見を述べています。</p> <p>また、マガンを1995年以来、29シーズン観察、調査をし、この辺でのガン類の生態を知り尽くしているが、近年は全く予測のつかない現象、行動が多発し観察、保護活動も難儀していること。</p> <p>このような指摘から、動植物の状態を正確に把握していない状態で影響を予測していること、決して安全側とは言えない考察によりバードストライクの影響を過小に評価していることから、限定的かつ形式的なものであり、予測・評価は認められません。</p>	<p>渡り鳥の特にガン類については、春季に本州から多くの渡りが見られ、対象事業実施区域はねぐらとなるウトナイ湖と、早春に餌場となる、むかわ町の耕作地との間に位置することになりますが、本州からの飛来は、ウトナイ湖への入口となる苫小牧市から鶴川までの広い範囲であり、令和3年の現地調査の結果から、対象事業実施区域にて確認されたガン類の数は、本州を飛び立ったガン類の1割弱との結果となっており、多くは別の場所から上陸しております。また有視界飛翔を行っており、かなり遠方において上陸する場所を目視して構造物を回避するようなルートを取り、衝突を避ける行動をとると考えられることから、影響は低減されるものと考えております。</p> <p>鳥類等の動物については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の調査を行い、対象事業実施区域の動植物の状況について把握しております。</p> <p>バードストライクについては、環境省モデル及び由井モデルによる予測を行い、その結果をもとに評価を行っております。また、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>
39	<p>2、騒音、低周波音</p> <p>(1)風車騒音は、基準等を満足する場合でも、騒音や低周波音は聞こえ方に個人差があり現実に影響を訴える人がいることは環境省も認めています。同事業者が運営している和歌山県の風力発電施設での対応策を明らかにすること。</p> <p>(2)風力発電機の騒音、低周波音による影響を受ける可能性がある住宅は、何戸あるのか明らかにすること。</p>	<p>和歌山県の風力発電施設については、地元の自治体や地域と環境保全協定等を締結し、問い合わせがあった場合は、協議を実施のうえ個別に対応しております。</p> <p>騒音及び超低周波音は空気の振動であり、発生源である風力発電機から遠くなるにしたがって減衰し、その大きさは次第に小さくなります。そのため風力発電機が設置される対象事業実施区域の周囲の住居等については風力発電機の稼働に伴い騒音や超低周波音が増加する可能性はありますが、騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）の指針値を下回っております。よって風車騒音については指針値を超えて影響を受ける住居等はありません。</p> <p>超低周波音の予測結果（G特性音圧レベル）についても全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っており、超低周波音についても「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を超えて影響を受ける住居等はありません。なお、上記の環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p>

40	<p>3、風車の影 風力発電機の影の影響を受ける可能性のある住宅は、何戸あるのか明らかにすること。</p>	<p>本事業の風車の影（シャドーフリッカー）の予測についてはヨーロッパの事例を参考に風車の影の予測範囲を2kmの距離の範囲としました。2kmの距離のみを考慮した場合、本事業の風車の影がかかる可能性のある範囲の住宅は37戸となりますが、地形を考慮して、実際の気象条件を考慮しない条件（曇一つない条件）で予測すると、海外のガイドラインを参考にした参照値（風車の影がかかる時間が年間30時間または1日30分を超えない）を超える住宅は10戸となります。さらにこれらの住宅について実際の気象条件を考慮して予測した場合、この場合の参照値（風車の影がかかる時間が年間8時間を超えない）を超える住宅は3戸となります。</p>
41	<p>4、家畜への影響 方法書の意見に地元の畜産、酪農・養鶏・軽種馬・綿羊・ブロイラーへの影響を指摘した。8月22日の厚真町での説明会で、事業者は、地元の畜産農家の意見に対して、本州の酪農家と養鶏家の影響が無いとの発言と映像を示した。40年畜産の現場に携わった獣医師として、風車の影響が無いとの説明に本州の工場的畜産の事例を挙げたことに驚きを禁じ得ない。地元の養鶏は、アニマルウェルフェアに則り運営し、道内はもとより国内での先進事例とて実践している農場である。風車騒音・低周波音と風車のフリッカーの影響により営農の継続に重大な懸念がある。このような環境影響調査は工場無視の形式的なものであり、評価に値しないものと言わざるを得ない。</p>	<p>家畜に対して風力発電機の稼働による騒音、超低周波音及び風車の影によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。 施設の稼働後、本事業に関する苦情等が発生した場合は、原因を調査し、本事業に起因する場合には、家畜を飼育されている関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>
42	<p>5、風力発電機 (1)ハブの高さは、1号機と2号機は115m、その他の8機は125mとなっているが、西側の2機が低い理由は通信障害によるものなのか。 (2)風力発電機のメーカー名・機種を明らかにすること。 以上</p>	<p>(1)関係機関とは協議しておりますが、詳細な理由については守秘義務の観点から控えさせていただきます。 (2)風力発電機のメーカー・機種については現段階で確定しておりませんが、欧米メーカー製を候補として1基あたり4,300kW程度の機種を想定しております。</p>

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>1、鳥類への影響</p> <p>今回の計画地の西隣のウトナイ湖は、渡り鳥（水鳥）の中継地です。秋は、シベリアなどから渡って来た野鳥がウトナイ湖で休息し、次の目的地である本州越冬地へと向かいます。春は、その逆コースでウトナイ湖に立ち寄り、シベリアまでの数千キロの旅を遂げる為らの準備としてウトナイ湖で休息、体力をつける為に立ち寄ります。その移動コースのど真ん中にあるので今回の計画地です。どれだけの渡り鳥がブレードにぶつかり、バードストライクという悲惨な結果と遭遇するか分かりません。今回の調査で影響を軽減するとした科学的な根拠が示されていません。事業計画の中止を求めます。</p>	<p>現地調査の結果より、渡り鳥の多くは内陸方向へ向かうことが多いことから風力発電機への接触等といった影響は低減されているものと考えます。</p> <p>また、バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>
44	<p>2、人への影響</p> <p>以下の点に、科学的根拠に基づいてお答えください。</p> <p>①風車の影について、影の影響を受ける可能性のある住宅は37戸なのか。</p>	<p>本事業の風車の影（シャドーフリッカー）の予測についてはヨーロッパの事例を参考に風車の影の予測範囲を2kmの距離の範囲としました。2kmの距離のみを考慮した場合、本事業の風車の影がかかる可能性のある範囲の住宅は37戸となりますが、地形を考慮して、実際の気象条件を考慮しない条件（曇一つない条件）で予測すると、海外のガイドラインを参考にした参照値（風車の影がかかる時間が年間30時間または1日30分を超えない）を超える住宅は10戸となります。さらにこれらの住宅について実際の気象条件を考慮して予測した場合、この場合の参照値（風車の影がかかる時間が年間8時間を超えない）を超える住宅は3戸となります。</p>
45	<p>②景観について、風車の視認状況で景観的に気になります距離内にある住宅は何戸あるのか。</p>	<p>風力発電機が景観的に気になりだすと言われる距離についての知見や指標は存在しないため、それらの住宅の戸数は把握できませんが、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p>
46	<p>③風車の騒音・超低周波音について、影響を受ける可能性のある住宅は何戸あるのか。</p> <p>地域住民は、上の三項目を重ね合わせた複合的な影響を連続して受け続けることが健康被害となる可能性が予測されます。</p> <p>風車の住民への健康影響は個々の事象が組み合った複合的なものです。この視点から風力発電機の設置場所が影響を軽減するとした理由を科学的数値を元に説明してください。合わせて根拠も示してください。</p> <p>景観の予測結果、眺望の変化の状況の項目に、風力発電機と同時に視認できる景観資源はないと記述されています。資源が無いのではなく、豊かな生態系の中に、巨大な人工的な構造物の風車が立つことが景観破壊です。</p> <p>地域住民とし、厚真に風車は要りません、重ねて計画の中止を求めます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>騒音及び超低周波音は空気の振動であり、発生源である風力発電機から遠くなるにしたがって減衰し、その大きさは次第に小さくなります。そのため風力発電機が設置される対象事業実施区域の周囲の住居等については風力発電機の稼働に伴い騒音や超低周波音が増加する可能性はありますが、騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）の指針値を下回っております。よって風車騒音については指針値を超えて影響を受ける住居等はありません。</p> <p>超低周波音の予測結果（G特性音圧レベル）についても全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っており、超低周波音についても「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を超えて影響を受ける住居等はありません。なお、上記の環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p> <p>風力発電機による騒音、超低周波音及び景観を重ね合わせた複合的な影響についての予測及び評価の手法の知見は無いため、この視点からの影響の評価</p>

		<p>は困難と考えますが、アセスを行う上で準拠している「発電所アセスの省令」の第22条には環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定の基本的な考え方が示されており、「特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響評価の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い」とあります。本アセスでも方法書において選定した環境影響評価の項目ごとに調査、予測及び評価を行っており、騒音、超低周波音及び景観についても環境保全措置を講じることにより環境への影響を可能な限り低減が図られていると考えております。このため本事業の実施により周辺住民の皆様に健康被害が生じることはないと考えております。</p> <p>準備書の風力発電機の視認状況の予測結果に記載した眺望の変化の状況における景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁）及び「地域の良い景観資源」（胆振総合振興局 HP）にて把握した情報であり、準備書第8章に記載した景観の予測の基本的な手法のとおり、主要な眺望点及び景観資源の位置と対象事業実施区域を重ね合わせるにより影響の有無を予測しました。ご指摘のとおり、自然の中に風力発電機が存在することになりますが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような環境融和色の塗装とすること等により景観への影響を可能な限り低減を図ることとしております。</p>
--	--	---

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	<p>現行では、騒音、低周波音による健康被害（人・畜）におよぼすことは少ないとの説明だが、国内既設の風力発電所所在地からは続々と健康被害の報がある。</p> <p>これらが明らかになるまでは地元住民としては、到底受け入れるわけにはいかない。</p> <p>風力発電所建設計画の全面撤回を求めます</p>	<p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）の指針値を下回っております。よって風車騒音については指針値を超えて影響を受ける住居等はありません。</p> <p>超低周波音の予測結果（G特性音圧レベル）についても全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っており、超低周波音についても「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を超えて影響を受ける住居等はありません。なお、上記の環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p> <p>このため本事業の風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音によって健康被害が生じることはないと考えております。</p> <p>家畜に対して風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>施設の稼働後、万が一、本事業に関する苦情等が発生した場合は、原因を調査し、本事業に起因する場合には、関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>これまでダイガス社の説明会にも参加していますが、風力発電機の建設場所は未定との説明を受けてきましたが、この度の準備書によると、弊社から 900m しか離れていない場所に、高さ 190m の風力発電機が 5 基も建設される計画です。</p> <p>弊社は畜産業（採卵鶏）を営んでおり、鶏を屋外で育てる「平飼い飼育」を採用しています。自然環境が豊かな土地で、鶏に肉体的・精神的ストレスを与えない世界基準のアニマルウェルフェアに準拠した、日本国内では数少ない飼育方法が高く評価され、取引先には都心のハイグレードホテルや高級小売店が名を連ねます。</p> <p>これらの顧客は、現地視察を行い、飼育環境や自然環境を確認したうえで取引を開始しています。巨大な風車が建ち並び景観が大きく変化し、騒音が響き渡る環境になることで、既存顧客の喪失を招き、新規顧客の獲得にも甚大な影響があります。</p> <p>また、風力発電機の騒音や低周波、影が鶏に与える影響も強く懸念しています。強固な建造物内ではなく、屋外で過ごす鶏は、騒音や低周波を直接感じ取ります。鶏は上空で動く物体に敏感で、風力発電機のブレードが回ることで、鶏がパニック症状を引き起こすことが予想されます。これらを起因とした産卵率の低下や体調不良が起り、多大な経営ダメージを受けることが予想されます。</p> <p>以上の理由で NO. 6～NO. 10 の 5 基の風力発電機の建設を強く反対します。</p>	<p>養鶏に対して風力発電機の稼働による騒音、超低周波音及び風車の影によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については、可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による影響の低減を図ることとしておりますが、本事業開始後に、万が一、養鶏に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>自宅から 900m の場所に風力発電機の建設が予定されています。</p> <p>高さ 180m～190m の風力発電機が 5 基も建設されることで景観が大きく変わること、騒音や風力発電機の影の影響を受けることが日常生活を送る上で相当な精神的ストレスとなります。</p> <p>また、自宅と隣接する敷地にて養鶏業を営んでいます。</p> <p>鶏を屋外で放牧飼育するなど、アニマルウェルフェアに準拠した飼育方法を取り入れ、高付加価値の鶏卵を生産しています。</p> <p>風力発電機による騒音、低周波および影が家畜の生産性を低下させる可能性があります。</p> <p>また、5 基もの巨大な風力発電機に囲まれることにより、「自然が豊かな環境で生産される鶏卵」というブランドカが低下し顧客離れ等、経営ダメージを受けることが予想されます。</p> <p>同敷地内では、飲食店も運営しており、年間で約 2 万人の来客があり、その多くは都会から離れた自然環境が豊かな農村で余暇を過ごすことを目的としています。巨大な風力発電機が建ち並ぶことにより、来客の減少が予想されます。</p> <p>上記の理由により、NO. 6～NO. 10 の風力発電機について建設を強く反対します。</p> <p>地域住民や地域の事業者に迷惑のかからない場所で建設すべきです。</p>	<p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）の指針値を下回っております。</p> <p>風車の影については、実際の気象条件を考慮した場合の参照値を超過する地点の住宅もありますが、植生又は地物により視認されるブレード回転範囲の一部が遮蔽されることから、準備書掲載の予測結果より、影響の低減が見込まれるものと考えております。また、これらの風車の影の参照値を超過する地点の住宅については、事後調査を実施するとともに、周辺自治会等とコミュニケーションをとり、住民の皆様からご意見等があった場合は必要に応じて関係機関とも協議のうえ適切に対応してまいります。</p> <p>養鶏に対して風力発電機の稼働による騒音、超低周波音及び風車の影によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については、可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による影響の低減を図ることとしておりますが、本事業開始後に、万が一、本事業</p>

		に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。
--	--	---

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	<p>私は、風車の建設予定地から 900m に位置する浜厚真の養鶏場で働いており、以下の理由から NO.6~NO.10 の風車の建設を強く反対します。</p> <p>①渡り鳥のバードストライクによる鳥インフルエンザ拡散リスクの増加 鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウィルスに感染した野鳥の死骸を食べた野生動物が媒介となり、養鶏場の鶏に感染します。 風車とのバードストライクにより、野鳥の死亡数が増加することは、同時に、地域の養鶏場の鳥インフルエンザの発生リスクを高めることとなります。 昨年、鳥インフルエンザウィルスは予防ワクチンもなく、確実な防疫方法はありません。野生動物の侵入経路を塞ぐ等、確率を下げる努力しかできないのが現状です。 2022年に、町内の養鶏場で鳥インフルエンザ発生した際は、私が働く養鶏場も出荷停止などの影響を受けました。鳥インフルエンザの発生確率を高くする行為は、地域全体の家禽産業に深刻な悪影響を及ぼします。</p>	<p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)(環境省、令和4年8月)」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>
51	<p>②風車の影による影響： 鶏は猛禽類などの天敵に対して警戒心が強く、頭上に大きな物体や動く影があるとストレスを感じやすい習性があります。風車のブレードが回転することで、養鶏場に影がかかり、鶏が警戒状態に置かれることとなります。これにより、鶏のストレスが蓄積し、健康や産卵率に悪影響を及ぼすことが懸念されます。</p>	<p>風車の影によって養鶏場に問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。 本事業の風力発電機については可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う風車の影による影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、養鶏に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>
52	<p>③風車の音による影響： 風車の稼働による騒音や低周波音が、養鶏場の鶏にストレスを与える可能性があります。鶏は音に敏感であり、持続的な騒音は産卵率の低下や健康問題を引き起こすことがあります。これにより、養鶏場の生産性が低下し、経済的な損失が発生する恐れがあります。 以上の理由から、私は今回の風力発電所建設計画に断固反対いたします。地域の家禽産業を守るため、計画にある NO.6~NO.10 の風車の建設中止を強く求めます。</p>	<p>養鶏に対して風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。 本事業の風力発電機については、可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による影響の低減を図ることとしておりますが、本事業開始後に、万が一、本事業に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	<p>先日の住民説明会に参加しました。説明会の中で家畜への影響について質問があった際、「海外文献も含めて探しているが、影響を記載している文献は見つけれられていない」と回答がありました。 『Wind Turbine Syndrome:A REPORT ON A NATURAL</p>	<p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)の指針値を下回っております。よって風車騒音については指針値を超えて影響を受ける住居等はありません。</p>

<p>EXPERIMENT』では風車の騒音と低周波による人間への睡眠障害などの悪影響が報告されています。さらに、このレポートではニュージーランドの養鶏農家の調査結果として、タービンの夜間騒音による卵の殻の軟化や殻無し化の影響を記載しております。</p> <p>今一度、海外文献も含めた調査を行い、人間だけでなく家畜への影響も明確にし、影響のないと断言できる風車と住居及び養鶏場との距離での建設をお願いします。</p> <p>風車予定地から住居と養鶏場が 900m 程度ととても近く、健康への影響を無視できるとは全く思えません。現時点では浜厚真東地区に予定している NO.6～NO.10 の 5 基の建設に断固反対します。</p>	<p>せん。</p> <p>超低周波音の予測結果 (G 特性音圧レベル) についても全ての地点で ISO の「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っており、超低周波音についても「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を超えて影響を受ける住居等はありません。なお、上記の環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。このため本事業の風力発電施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音によって健康被害が生じることはないと考えております。</p> <p>家畜に対して風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については、可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、本事業に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>
--	---

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	<p>浜厚真の養鶏場に夫婦で勤務しています。勤め先では、鶏を屋外または簡易鶏舎で飼育する「平飼い飼育」を行っています。</p> <p>日本では希少なオーガニック認証を取得した鶏卵を生産し、一流レストランなどの食材として採用されています。</p> <p>取引先からは、豊かな自然環境の中で、鶏に肉体的・精神的ストレスを与えずに育てていることが評価されています。</p> <p>準備書によると、勤務先から 900m の位置に風力発電機の建設計画があります。</p> <p>東側エリアには高さ 190m の巨大な発電機が 5 基も建設される計画で、実現した場合、景観を損ない、騒音や影などが家畜へストレスを与えることが懸念され、企業ブランドイメージの低下につながります。</p> <p>これまでの取引先を失うなど、経営ダメージを受け、雇用の確保ができなくなり、夫婦で職を失うこととなります。</p> <p>私たちの生活環境と、浜厚真の自然環境を破壊することになりかねない NO.6～NO.10 の風力発電機の建設を強く反対します。</p> <p>地元住民や事業者、そこで働く者の同意なしにこのような事業が計画されていることに甚だ疑問を感じます。</p>	<p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p> <p>養鶏に対して風力発電機の稼働による騒音、超低周波音及び風車の影によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については、可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う騒音や風車の影による影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、本事業に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
55	<p>以前、寿都町にあるキャンプ場に泊った事があるのですが、夜間、すごく振動音や空力音、唸る様な機械音がずっと響いていてとてもじゃないが、熟睡できる状態では無かった。</p> <p>隣で寝ていた知人はあまり気にならなかった様だが個人差もあるのか、自分には耐える事が出来なかった。</p> <p>厚真町は農業の町だ。自分の働く職場は鶏を飼育している。近所には牛や馬を飼育している農家さんもいる。牛や馬、鶏の感覚は我々、人とも違うだろう。人にも個人差がある様に、動物達はもっと敏感に感じる事だと思う。</p> <p>いくら騒音対策は万全にしてあると言っても本当にそうなのか？不安でしかない。</p>	<p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)の指針値を下回っております。</p> <p>家畜に対して風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については、可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う騒音による影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、本事業に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、家畜を飼育されている関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>
56	<p>又、厚真町には貴重な生態系が、昔の様に残されている面もまだある。海岸沿いの気候が平地でありながら、亜高山帯の様な気候を保っているからだ。風車が出来る事でそこに出る影響、又失われていく環境についても心配でならないです。</p> <p>厚真町は貴重な動植物もあり、オオワシ等の貴重な種も訪れる場所でもあり、ブレードに激突死する危険性もあります。人や動物の平穏な暮らしの妨げになるのなら、自分としては反対します。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の重要な動物及び植物については、現地調査を実施し、それを踏まえて予測及び評価を行い、本事業の改変面積を必要最小限にとどめる等の環境保全措置を講じることにより、影響を可能な限り低減することとしております。</p> <p>また、バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)(環境省、令和 4 年 8 月)」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	<p>苫小牧在住だが、自然に囲まれ、生息に良い環境で育てられることが魅力的でこの養鶏場で仕事するのを決めた。養鶏場から至近距離であれほど高い風車が立てられ、位置関係的に鶏舎は風車の影に入るに違いない、特に冬季の間は。稼働時に風力タービンの動いて止まらない影は鶏にどれほどの影響があるのか計りしれない。鶏が落ち着かなくなり、産卵率が下がったりしたら養鶏場経営の根本が揺るがれてしまい、破綻してしまうかもしれない。</p> <p>次に、浜厚真は渡り鳥が良く通るところであり、年に 2 回くらい鳥インフルエンザの重点対策を施し、なんとなく無事でいられたが、風車にぶつかり、いわゆるバードストライクの発生によって鳥インフルエンザの発生確率がものすごく高くなり、養鶏場として最悪な状況に陥ってしまう。</p> <p>すぐ近くにある養鶏場を考えて、頼む、6 番～10 番の風車だけでもいいから、違う場所にしてください。</p>	<p>風車の影によって養鶏に問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う風車の影による影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、養鶏に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業の風車の影によるものであった場合には、養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p> <p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)(環境省、令和 4 年 8 月)」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
58	<p>NO. 6～NO. 10 の風力発電機の建設を強く反対します。</p> <p>私は風力発電機の建設予定地から 900m の場所に居住しています。</p>	<p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)の指針値を下回っております。風車の影については、</p>

<p>また、同敷地内に勤務する会社もあります。</p> <p>NO.6～NO.10 が準備書の計画通りに建設された場合、高さ 190m の巨大な風力発電機に囲まれた生活を強いられます。</p> <p>風力発電機の風切り音や影も直接影響を受けます。私は、浜厚真の豊かな自然環境に魅力を感じて都市部から移住し、現在勤務する企業に就職しました。私の生活を、人生を、浜厚真の自然を壊さないでください。</p> <p>また、準備書にある「風車の影のかかる可能性がある住宅」などに、私が居住する住宅の記載がありません。住戸数にも反映されていません。本計画の実施事業者の調査が信憑性のあるものなのか、甚だ疑問です。</p>	<p>実際の気象条件を考慮した場合の参照値を超過する地点の住宅もありますが、植生又は地物により視認されるブレード回転範囲の一部が遮蔽されることから、準備書掲載の予測結果より、影響の低減が見込まれるものと考えております。</p> <p>準備書に記載している「風車の影のかかる可能性がある住宅」は、風車と太陽の位置関係により風車の影がかかる範囲の住宅について準備書作成時に入手できる最新の「ゼンリン住宅地図〔北海道勇払郡厚真町〕(2022年10月発行)」に記載されている住宅より記載しております。このため、この住宅地図に掲載されていない住宅は準備書に記載していないこととなります。しかしながら、住宅地図に掲載されている東側エリアの風力発電機から約900mの距離の住宅については準備書にも記載し、予測評価を行っており、実際の気象条件を考慮した場合に風車の影の参照値を超過しない結果となっております。</p>
--	--

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>自然環境が魅力の浜厚真地区に巨大な風車が建ち並ぶことは反対です。</p> <p>食料品の買い物、子どもの通学送迎など、浜厚真の海岸線を1日に何度も往復します。</p> <p>そのたびに風車の圧迫感を感じることはストレスです。</p> <p>自然環境が豊かな土地で子育てをするために都心部から移住しました。</p> <p>N03～N010の風車の建設を強く反対します。</p>	<p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、眺望景観に配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p>

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	<p>NO.6～NO.10の風力発電機の建設を強く反対します。</p> <p>私は風力発電機の建設予定地から900mに位置する養鶏場で働いています。</p> <p>高さ190mの巨大な風力発電機が5基も建ち並ぶ環境で長時間就業することは大きなストレスとなります。</p> <p>風力発電機による騒音や、日光の遮りも非常に迷惑です。</p> <p>また、飼育している家畜に影響が出た場合、会社は経営ダメージを受け、安定した雇用の確保ができなくなると、社員の生活が脅かされます。</p> <p>地域住民が暮らし、農業を営み、そこで働いている人がたくさんいます。</p> <p>そのような場所に風力発電機の建設はすべきではありません。</p> <p>NO.6～NO.10の風力発電機の建設を断固反対します。</p>	<p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)の指針値を下回っており、可能な限り影響の低減を図っております。</p> <p>また、東側エリアの風力発電機から約900mの距離の住宅については、実際の気象条件を考慮した場合に風車の影の参照値を超過しない結果となっております。</p> <p>風力発電機の稼働によって家畜への問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、本事業に関わるような問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
61	<p>勤務先から 900m しか離れていない場所に風力発電機の建設が計画されています。</p> <p>私は北海道の豊かな自然環境に憧れて厚真町に移住し、現在の勤務先に就職しました。</p> <p>勤務中は主に屋外で作業していますが、計画通りに風力発電機が建設されると景観が大きく変わる上に、風が吹く限り騒音が響き、精神的な苦痛を度げられません。</p> <p>その場合、移住の目的を果たすことができなくなります。</p> <p>地域住民はもとより、地域企業で勤務する人への配慮も必要です。</p> <p>浜厚真の自然環境を、私たちの生活環境を壊さないでください。</p> <p>風力発電機 NO. 6～NO. 10 の建設を強く反対します。</p>	<p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)の指針値を下回っており、可能な限り影響の低減を図っております。</p>

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
62	<p>国内で 100 つがい程度しか繁殖しておらず強く絶滅が危惧される猛禽類チュウヒが、建設計画地域で 6 つがいの生息が建設予定地周辺で確認されていて、日本野鳥の会、日本生態学会、北海道知事などから事業計画の変更等が求められているにも関わらず事業者は科学的知見に基づいた十分な対応がない。</p> <p>また、計画地域には複数の畜産農家が営農しており、騒音、低周波、風車による影の家畜への影響が懸念されている。</p> <p>貴重な生態系を破壊し、地域住民の生活を脅かす本事業は中止すべきである。</p>	<p>チュウヒについては、現地調査の結果を基に営巣地や出現の状況を把握し、風力発電機のブレードへの予測衝突数や生態系における解析を行い、算出した結果を基に予測及び評価を行っております。</p> <p>家畜に対して風力発電機の稼働による騒音、超低周波音及び風車の影によって問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>施設の稼働後、本事業に関する苦情等が発生した場合は、原因を調査し、本事業に起因する場合には、家畜を飼育されている関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	<p>風力発電機建設予定地から 900m しか離れていない場所に住み、同敷地内にある飲食店に勤務しています。実在する戸建て住宅に居住していますが、準備書には住宅として記載ありません。</p> <p>経済産業省および環境省から、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと、風力発電機の騒音や影による地域住民の生活環境への重大な影響が懸念されるため、住宅から隔離すること等が、計画段階環境配慮書への意見としてあるにも関わらず、住宅の有無の調査を怠り、住宅が複数存在する地区に風力発電機の建設を計画しています。</p> <p>もしも計画の通りに風力発電機が建設されると、高さ 190m もの巨大な風力発電機 5 基に 1 日中囲まれて生活することになります。</p> <p>風力発電機の騒音が響くこと、影の影響を受けること、また、巨大なブレードが風が吹く限り回り続けることは、地域住民の生活環境を著しく悪化させます。</p> <p>また、勤務先飲食店には、自然環境が豊かな地域で余暇を過ごすことを目的とした都市部からの来客者が多数訪れます。</p> <p>風力発電機のような巨大な人工物が複数建ち並ぶ環境では、これらの顧客を失い経営ダメージを受け、従</p>	<p>準備書に記載している「風車の影のかかる可能性がある住宅」は、風力発電機と太陽の位置関係により風車の影がかかる範囲の住宅について準備書作成時に入手できる最新の「ゼンリン住宅地図〔北海道勇払郡厚真町〕(2022 年 10 月発行)」に記載されている住宅より記載しております。このため、この住宅地図に掲載されていない住宅は準備書に記載していないこととなります。しかしながら、住宅地図に掲載されている東側エリアの風力発電機から約 900m の距離の住宅については準備書にも記載し、予測評価を行っており、実際の気象条件を考慮した場合に風車の影の参照値を超過しない結果となっております。</p> <p>また、本事業の風力発電機については、可能な限り住居付近から離隔を確保し、風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)の指針値を下回っており、可能な限り影響の低減を図っております。</p>

	<p>業員の雇用を確保できなくなります。 上記の理由から、NO. 6～NO. 10 の風力発電機の建設を強く反対します。</p>	
--	--	--

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>NO. 6～NO. 10 の風力発電機の建設を強く反対します。</p> <p>私は風力発電機の建設予定地から 900m に位置する企業で働いています。</p> <p>高さ 190m の巨大な風力発電機が 5 基も建ち並ぶ環境での就労は、以下の通り大きなストレスとなります。</p> <p>私は持病（拡張型心筋症）があります。</p> <p>かつては都市部のビル内で働いていましたが、視覚ストレス、聴覚ストレスを起因とした心臓発作を起こしたため、自然環境が豊かな厚真町に移住しました。</p> <p>準備書の計画に沿って風力発電機が建設された場合、風が吹く限り、巨大なブレードが回り、騒音が響く状態は、大きなストレスとなり心臓発作を引き起こすことが予想されます。</p> <p>長年病気に苦しみ、ようやく安心して生活を送ることができる環境を見つけました。</p> <p>地域住民の命を脅かす風力発電機の建設は断固として反対します。</p>	<p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）の指針値を下回っており、可能な限り影響の低減を図っております。</p>

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	<p>NO. 6～NO. 10 の風力発電機の建設を強く反対します。</p> <p>これまで、ダイガスからの説明の機会は何度かありましたが、具体的な建設場所は未定との説明を受けてきました。この度の準備書において、自宅から 900m しか離れていない場所に、高さ 180m～190m 風力発電機が 5 基も建つ計画が発表されました。実現した場合、自宅周辺の景観は大きく変わります。</p> <p>風力発電機の騒音や影の影響も直接的に受けます。</p> <p>自営業を営んでいるため、1 日のほとんどの時間を自宅または隣接敷地で過ごす私にとって、今後数十年間、長い時間を巨大な風力発電機に囲まれることになります。</p> <p>精神的、肉体的にとてつもなく大きなストレスとなります。</p> <p>地域住民の穏やかな暮らしを奪わないでください。</p>	<p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p>

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
66	<p>浜厚真で野営場および飲食業を営んでいます。</p> <p>野営場所在地から 0.9km に位置する土地に風力発電機の建設が計画されています。</p> <p>近隣に高さ 190m の巨大な風力発電機が 5 基も建ち並ぶことで受ける経営ダメージははかり知れません。</p> <p>まず、野営場は自然の中でテントを張り野営場を楽しむ場所です。</p> <p>風車の騒音や影の影響を受けることその他、風が吹く限り常時回り続ける巨大な人工物を間近にして心理的に不安を感じる場所で、野営をしたいとは大多数の人が思わないでしょう。確実に野営目的の顧客を失いま</p>	<p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）の指針値を下回っており、可能な限り影響の低減を図っております。</p> <p>また、東側エリアの風力発電機から約 900m の距離の住宅については、実際の気象条件を考慮した場合に風車の影の参照値を超過しない結果となっております。</p> <p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじ</p>

<p>す。</p> <p>次に、同敷地内ではフードトラック業態でフライドポテトを販売しています。</p> <p>先日、全国を対象としたコンペティションにて優勝し、北海道内だけでなく全国から来客があり、隣接する広大な敷地にて飲食し、写真撮影を楽しみます。</p> <p>北海道の特産品であるじゃがいもと、北海道の自然環境が魅力の事業であることから、この度の風力発電機の建設は多大な損害を被ることが予想されます。</p> <p>上記の理由から、NO.6～NO.10の風力発電機の建設を強く反対します。</p>	<p>みやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p>
--	---

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
67	<p>風車の建設予定地の近隣には、畜産農家がある。家畜の健康被害が懸念される。</p> <p>そこで暮らす住民も暮らしている。</p> <p>地域の住民や農家が、風力発電の犠牲になってはならない。</p> <p>ダイガス社は「問題が起きたら対処する」とは言うが、体調不良や家畜の異常と、風力発電との因果関係を一般人が説明できるとは思わない。</p> <p>そのため、被害を受けた住民や農家は泣寝入りすることになるだろう。</p> <p>地域住民の賛同が得られない場所に風力発電設備を建設すべきではない。</p>	<p>風力発電機の稼働によって家畜への問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、本事業に関わるような問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
68	<p>建設予定近くの職場で働いている者です。風力発電は環境にやさしい次世代の発電として必要不可欠と思っており、期待しているところであります。</p> <p>しかし全てが良いものとは思っておりません。騒音問題をはじめ様々な問題（低周波、電磁波、景観等の問題）も指摘されており、これらを配慮した建設が必要と思っております。私の職場は養鶏場で平飼い飼育を行い、従来のウィンドレス鶏舎とは違う動物福祉（アニマルウェルフェア）にもとづいてストレスをあたえない配慮して営農しております。</p> <p>建設にあたっては、動物にどのような事が起こるか皆無です。</p> <p>特に建設には緩衝地帯を設けるなどNO.6～NO.10の位置変更を強く望みます。必要以上な問題を発生させない特段な配慮があって環境に優しい次世代の発電と思います。</p>	<p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）の指針値を下回っております。また、超低周波音の予測結果（G特性音圧レベル）についても全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。</p> <p>電磁波については、変電所や送電線等の電力設備の周辺で測定されるものは20μT（マイクロテスラ）以下であり、国際的基準である200μTを大きく下回り、影響はないものと考えております。</p> <p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p> <p>風力発電機の稼働によって養鶏に問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、養鶏に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
69	<p>うちの鶏は聴覚が人間より優れているのか少しの物音でも過敏に反応してしまうのでもし今の環境が少しでも変わってしまうと多くの鶏たちにストレスを与えてしまわないか心配です。</p> <p>可能であれば、NO. 6, NO. 10 の建設地の変更をお願い致します。</p> <p>それから、何かあった場合どのような対応をして頂けるのか詳しく教えてほしいです。</p> <p>例えば、実際に鶏たちにストレスがかかり卵を産めなくなってしまった場合、会社に大きな損害が出てしまいますがその分の負担は負っていただけるのでしょうか。</p>	<p>風力発電機の稼働によって養鶏に問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については可能な限り住居等付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、養鶏に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p>

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
70	<p>まず、風力発電について、反対をします。</p> <p>石狩市方面へ用事で出かけたことがあります。</p> <p>車の中に乗車していた私は、どんどん頭痛がひどくなり、原因がわからずにいました。主人が私の様子に気づき、風力発電の近くを走っているからでは……薬を飲もうとしていた私は、止めて、札幌市内に行くまで我慢したところ、痛みは軽くなったものの、やはり薬を飲み対処しました。</p> <p>私は線維筋痛症を持っているので、痛みが改善されないと何日も痛みが残り、眠ることも困難になります。聴覚障害もありますが、周波数にも敏感です。鹿除けの笛を車につけた時も具合が悪かったりしました。体調面に不具合があります。</p> <p>最近NHKの特集を見ました。風力発電に接触して羽が折れたオジロワシの事が映し出されていました。野生には帰れず、施設で余生をすごすそうです。動物は、行動が野生です。</p> <p>ちょっとした人間の行動が影響を与えていると思いませんか……</p>	<p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)の指針値を下回っており、可能な限り影響の低減を図っております。また、超低周波音の予測結果(G特性音圧レベル)についても全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。</p> <p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)(環境省、令和 4 年 8 月)」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	<p>わたり鳥には目も耳も有ります。</p> <p>じこはぜろと信じます。</p> <p>風をエネルギーにかえる方がだいじだと思います。</p> <p>124 ページの説明ありがとうございます。</p>	<p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)(環境省、令和 4 年 8 月)」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p> <p>本事業によって、国が掲げる 2050 年カーボンニュートラル社会の実現や、我が国のエネルギーの安定供給に貢献してまいりたいと考えております。</p>

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
72	<p>私は近隣日高管内浦河町で鳥類の生息観察やタンチョウの調査をしています。</p> <p>今回の計画に基づく環境調査影響評価準備書を拝読し、貴社の本事業からの撤退を心からお願いした</p>	<p>対象事業実施区域付近は、弊社による風況観測の結果からも再生可能エネルギーとなる風況が良好であること、風力発電機を輸送したり工事車両が走行できる道路が整備されていること、周辺に火力発電</p>

<p>く、この意見書を提出させていただきます。</p> <p>私は風力やソーラーなど原子力に頼らない発電事業を決して否定するつもりはありません。現に日高管内ではえりも地区での事業が進行中ですが反対の意思表明もしておりません。</p> <p>しかし厚真の当該地区はあまりにも場所が悪すぎます。どうしてここに建設することになるのか理解できません。評価書では短期間で良く調査されていることが伺え賞賛に値する部分もあります。反対に言えば短期の調査でこれだけの動植物を確認できるという、そこに残すべき自然に溢れている場所である証明です。一度開発すると元には戻せません。手を付けないことを心からお願い申し上げます。</p> <p>現在タンチョウは道東からの分散を目標として関係者は努力をしております。鶴川、厚真で繁殖しているペアはようやく道央道南に分散して繁殖した先駆けのペアです。ここから更に日高管内や胆振地区への分散の要になるものです。どうか生息環境換えずに見守って頂きたい。先に風力があり、そこに住み着くのならともかく先にタンチョウが居るのです。評価では飛翔に影響は少ないとなっていますが、冬季はかなりの数が日高、胆振、道央を行き来しています。それを遮断することは避けられないと思います。</p> <p>少しでも環境に影響があるとすれば計画はやめるべきです。</p> <p>場所が悪すぎます。どうして渡り鳥の通過地点でもある厚真なのでしょう。どうか、この場所での事業展開中止をお考え下さい。</p>	<p>所があるため連系する送電線が近くにあること、風力発電機を設置できる産業用地があること等により、環境に配慮した上で当地にて事業を進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>タンチョウが生息する東側エリアの湿地環境では風力発電機配置による移動経路を阻害するような計画は避けており、管理道についても既存の道路地形を利用すること、風力発電機稼働後は未舗装で管理することから、移動経路が遮断・阻害される可能性は低いものと考えております。</p> <p>東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、また、歩行での移動が多いことから、バードストライクの可能性は低いものと考えております。</p> <p>タンチョウの繁殖初期には、繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、繁殖に配慮いたします</p> <p>渡り鳥についても移動経路を阻害するように面的に風力発電機を設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。</p>
--	--

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
73	<p>対象事業は、温室効果ガスを排出削減する脱炭素化に向けた対応を踏まえた次世代の再生可能なエネルギー源となる風力発電所を設置することを目的とする中で、日本のエネルギー・環境政策で大前提とするS+3Eに貢献すべくと明記してるが、事業計画はS(安全性) + エネルギーの安定供給 (Energy Security)・経済効率性の向上 (Economic Efficiency)・環境への適合 (Environment)のどれにも配慮が欠ける内容となっている。</p> <p>北海道では「ゼロカーボン北海道」を掲げ、厚真町では「再生可能エネルギーの有効活用」を基本施策の一つとしている中で、事業対象実施区域における風力発電所の設置は必要性・妥当性においても、事業者の社会的責任においても廃止を第一とした見直しが必要である。周辺住民の健康と、希少で多様な生物が確認されている環境を守るためにも、事業の廃止を求めます。</p>	<p>本事業は、我が国のエネルギー政策を進める上の安全性 (Safety) を前提としたエネルギーの安定供給 (Energy Security)、経済効率性の向上 (Economic Efficiency) による低コストでのエネルギー供給、環境への適合 (Environment) を図る S + 3 E に貢献するために、再生可能エネルギーである風力を活用する発電所を設置することを目的としております。</p> <p>本事業を進めるに当たっては、対象事業実施区域及びその周囲について現地調査を実施し、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じることにより、地域の生活環境や自然環境への影響を可能な限り回避・低減をすることとしております。</p>
74	<p>●工事に関して</p> <p>資材の主な供給地になる苫小牧西港付近からだると20km超と思われるルートで、一日当たり大型車898台・小型車224台もの工事関係車両の往復するということだけでも温室効果ガスの排出・海外エネルギーの依存・環境への負荷が大きい。建設で失うものと、建設後の風力発電で得られる電力とが釣り合うのか、発電効率や可能稼働年数も踏まえ、次世代にふさわしいエネルギー供給となっているのか、再考してほしい。</p>	<p>工事期間中のCO2排出量は一時的なものであり、風力発電施設の稼働による事業期間中のCO2排出量の削減量は工事期間中のCO2排出量と比較して数十倍程度になると想定しており、環境負荷の低減に寄与するものと考えております。</p>
75	<p>●第4章計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果に関して</p> <p>動物・植物に対しての予測方法として、「直接的な変化の有無による生育環境の変化に伴う影響を整理した」となっているが、日照や風量の変化、振動や低周波による考えられる影響も考慮しなければならないと意見したい。評価手法として、「予測を基に、重大な影響が、実行可能な範囲でできる限り回避され、または低減されているかを評価した」となっているが、「予測結果」が過小であってはならないし、「実行可能な範囲」が狭くはならないし、「できる限り」では曖昧、「低減」ではなく回避されなければならない。また、判断基準の「重大な影響がない」もわかりにくい。仮に重大ではなくても影響があるのなら、複合的・連鎖的・長期的な影響になることも踏まえ、環境に相当の負荷をかけていると判断すべき。</p>	<p>動植物については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等を踏まえ、現地調査を実施し、予測及び評価を行い環境への影響を可能な限り、回避又は低減することとしております。また、事業の実施に当たっては、環境保全措置を講じることにより可能な限り影響の低減を図ることとしております。</p> <p>風力発電機はビルのような容積の大きい建築物ではないため、これらが設置されることによる日照や風況の変化は小さいものと考えております。</p> <p>風力発電機の稼働に伴う振動の影響は風力発電機の直近に限られ、周辺への影響はほとんどないものと考えます。</p> <p>風力発電機の稼働に伴う超低周波音によって動物への問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>予測が不確実性を伴う項目については、事後調査を実施することとしており、調査結果から著しい影響が生じる可能性があるかと判断した際には、専門家からのご意見を伺い対応について検討いたします。</p>

●第8章 調査、予測及び評価の手法の選定に関して
①鳥類について

専門家の意見から複数回調査（ポイントセンサス法で1日2回を2日間の計2回実施）をしたとしても、一時期の観察結果にしか過ぎず、様々な気象や行動のパターンを踏まえた評価をしなければならない。専門家の意見「オジロワシは色を識別できない」「各種の逃げ道の確保は重要であると考えている。逃げ道がないと大きく迂回しないといけなくなるが、列状の配列だとそれが難しい」は尊重してほしい。

同様に、表8. 2-1（19）の専門家の意見も尊重すべき。「…各種の予測評価は、ほぼすべてが事業の影響を回避又は低減できると結論づけられ、その評価を基に風車配置案が決められている。しかしながら、これらの一連の評価や風車配置案の妥当性には科学的根拠が伴っておらず、過去データ、最新の文献、今回の調査結果を踏まえると、現在の風車配置案において重大な環境影響を回避又は十分に低減できることを科学的に裏付けることは極めて難しいと言わざるを得ない。…大幅な事業規模縮小等の事業計画の見直しが必要であると思う。」それら意見に対する事業者の対応として、チュウヒやオジロワシへの影響の対策として「風車配置を検討しました」とあるが、2. 2. 7「風力発電機6～10号機を海側に設置する計画とし、」だとしたら、変更前と何ら変わりはなく、チュウヒやオジロワシへの影響が軽減するとは全く考えられない。

「オオジシギへの保全措置での刈り取りは効果が不明瞭である。」「視認性を高めるために、風力発電機のブレードの先端部を塗装する」ことの科学的妥当性は私の認識では曖昧である。こうした代償措置を過度に重視しない事業計画を強く望む。」の意見も再考すべき。

事業者の認識が、全体として、野生生物の行動を、風力発電の稼働に都合のいい想定しかしていないと受け取れる。

「事業実施想定区域内とその近隣が保全優先度の高い多くの鳥類の重要な生息地であること」を認識していただきたい。

図3. 1-24 センシティブリティマップにおける注意喚起メッシュ図（海域）

②植物・昆虫・生態系について

風車や搬入路の設置といった直接的な生息地の改変の影響だけでなく、排気ガスや日照による影響も考察しなければならない。昆虫のブレード衝突についての考察もなされていない。植物、動物の一見些細な影響でも、連鎖的かつ長期的に上位相に及ぼす考えられる影響を考慮しなければ、生態系の予測・評価にはならない。

ラムサール条約湿地であるウトナイ湖や自然度の高い植生、保安林、重要野鳥生育地（IBA）といった重要な自然環境のまとまりの場が存在するとともに、チュウヒ、オジロワシ、アカモズ、タンチョウなど多くの希少鳥類の生息地でもあり、その希少性や知名度・認知度を認識していただきたい。

タンチョウをはじめとした鳥類等の動物については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の調査を行っております。

風力発電機の配置としては、東側エリアが5基、中央エリアが3基、西側エリアが2基と計画しており、面的な障害にはならないと考えております。

オジロワシの営巣地から主な餌場である河口部への移動ルートについては、河川上での飛翔が多いことから、風力発電機による移動経路の遮断・障害やバードストライクの影響は低減されていると考えます。

バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。

対象事業実施区域の東側エリアのタンチョウ及びチュウヒの繁殖地に配慮し、風力発電機6～10号機を方法書段階よりも海側の方に設置する計画とすることにより影響は低減されるものと考えております。

オオジシギに対する環境保全措置である草地の刈り取りについては、バードストライクの可能性を小さくするための配慮となります。また、計画する風力発電機のブレード回転域の下端から地上までは50～60mあり、オオジシギのほとんどの飛翔に対して、十分な高さがあると考えております。

風力発電施設からの排気ガスの排出はありません。工事期間中は建設機械の稼働による排気ガスの排出はありますが、作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、排気ガスの排出を抑えるようにいたします。

風力発電機はビルのような容積の大きい建築物ではないため、設置されることによる日照の変化は小さいものと考えております。昆虫類のブレードに対する影響は知見が少ないことから、アセスとしての対象として予測評価を行っておりませんが、生態系の項目では対象事業実施区域及びその周囲における昆虫類等の総数を算出し、影響について予測及び評価をしております。

本事業では対象事業実施区域及びその周囲の状況を踏まえ、動物、植物及び生態系について現地調査を実施し、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じることにより、可能な限り影響を回避又は低減することとしております。

<p>77</p>	<p>●騒音及び超低周波音・風車の影に関して 風力発電機から最寄りの住宅等までの距離は約0.7 km、配慮が必要な施設までの距離は約2.6 kmであることから(図4.3-3、表4.3-3)この範囲、および近隣の学校や施設に、起こりうる影響を個別に丁寧に説明する必要がある。すべての了解を得られないのであれば、事業計画は廃止すべき。</p> <p>2.2.11-4(3)「…特定周波数が卓越した音(純音成分)が含まれる場合があり、わずらわしさ(アノイアンス)の原因となる可能性がある。」</p> <p>4.3.1-2(3)「これらの配慮が特に必要な施設等は風力発電機の騒音、超低周波による影響を受ける可能性がある。」という認識ならば、影響は個人差があること、医学的に証明はできないが体調不良を訴える事例があること、予測値はあくまでも予測であることを含め、丁寧に説明してほしい。</p> <p>風車の影についても同様。4.3.3-2(3)影響を受ける可能性のある住宅87戸に丁寧な説明を求める。</p>	<p>本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音については全ての予測地点で環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)の指針値を下回っており、可能な限り影響の低減を図っております。</p> <p>超低周波音の予測結果(G特性音圧レベル)についても全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。上記の環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p> <p>本事業の風力発電機の稼働に伴う純音の可聴性は最大で1.4デシベルであり、可聴される可能性はあります。純音の可聴性について国内に評価基準はありませんが、ISOの規格では2デシベル以上でペナルティーが定められており、本事業についてはそれ以下となっております。</p> <p>準備書の縦覧期間中に、風力発電機の設置予定地である地元地区を対象とした説明会を実施し、風車の影の予測結果についてもご説明いたしました。</p> <p>事業の風車の影(シャドーフリッカー)の予測についてはヨーロッパの事例を参考に風車の影の予測範囲を2kmの距離の範囲としました。2kmの距離のみを考慮した場合、本事業の風車の影がかかる可能性のある範囲の住宅等は配慮書段階では87戸でしたが、準備書段階では37戸となっており、地形を考慮して、実際の気象条件を考慮しない条件(曇一つない条件)で予測すると、海外のガイドラインを参考にした参照値(風車の影がかかる時間が年間30時間または1日30分を超えない)を超える住宅は10戸となります。さらにこれらの住宅について実際の気象条件を考慮して予測した場合、この場合の参照値(風車の影がかかる時間が年間8時間を超えない)を超える住宅は3戸となります。</p> <p>なお、植生又は地物により視認されるブレード回転範囲の一部が遮蔽されることから、準備書掲載の予測結果より、影響の低減が見込まれるものと考えております。「10.3章事後調査」にも記載しております通り、実際の気象条件を考慮した場合の参照値を超過する地点の住宅において、実際の風車の影がかかる状況を把握する目的で事後調査を実施するとともに、周辺自治会等とコミュニケーションをとり、住民の皆様からご意見等があった場合は必要に応じて関係機関とも協議のうえ適切に対応してまいります。</p>
-----------	---	---

78	<p>●稼働後の事業計画に関して</p> <p>風力発電が始まった時の稼働率や稼働年数（耐久年数）、点検で運転停止する頻度や期間が明記されていない。稼働終了後に風力発電機を撤去するとしたら、建設時と同等の工事が行われることになるのか、改変地はどのように環境を復元するのかも合わせて説明してほしい。</p> <p>一時的なブレードの回転の停止で繁殖の妨げを回避できるとは思えないが、チュウヒやオジロワシ、アカモズの繁殖時にはブレードの回転を停止するという対策は具体的にどの時期にどれくらい停止する計画なのか。その他、ハクチョウやマガンの渡りの時期も運転を調整するとすれば、運転停止の期間が相当あると思うが、事業として見合うのか、再考していただきたい。</p> <p>また、風力発電で得られた電力はどこに送電され何に使われるのか説明を求める。</p>	<p>本事業の風力発電機の耐用年数は 25 年を想定しておりますが、保守点検は定期的実施し風力発電機の性能の維持や故障の防止に努めます。</p> <p>事業を終了する場合については、風力発電施設は撤去し原状復帰することとしておりますが、その実施方法につきましては、関係者との協議を踏まえ対応させていただきます。現時点では、風力発電機の稼働調整をする予定はありませんが、事後調査の結果なども踏まえ、必要に応じて専門家の意見も伺いながら、稼働調整については検討したいと考えます。</p> <p>本事業で発電した電力は、電力固定価格買取制度にのっとり北海道電力ネットワークに売電させていただきます、その後、送配電網により供給されていくこととなります。</p>
79	<p>●本準備書の縦覧について</p> <p>縦覧期間が1か月しかなかったが、適正な調査・評価が行われているなら、インターネットでの縦覧を継続すべき。地元住民の不信、不安解消のためにも、また勇払原野、ウトナイ湖周辺として認知が高い地域であることから広く人々に理解してもらうためにも、縦覧を可能にしていきたい。</p>	<p>準備書の縦覧期間は法律で定められた1カ月間といたしました。準備書の閲覧に関しては準備書を再度弊社ウェブサイトにて公開することといたしました。閲覧期間は準備書手続き終了までとし、印刷可、ダウンロード可としております。</p>

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	<p>1. 『超低周波音の影響は考えられる』点について</p> <p>風力発電施設の設置予定地から1km未満と近隣して養鶏場が存在しています。かつ、養鶏は広く厚真の大きな産業です。超低周波音が与える鶏の生育への影響や産卵数減少の可能性を排除できないことは町民として大きな懸念です。また、その他の家畜に対しても超低周波音の影響評価がなされていないことは不備ではないでしょうか。</p> <p>事業が計画されている「浜厚真湿原」の重要性については以下別項で述べますが、野生動物に対する施工時の騒音および発電所運用時の超低周波音の影響評価も必要と考えます。</p> <p>超低周波音は“このレベルまでは聴こえないから安全”、という観点からだけではなく、多方面からの安全評価が必要と考えます。基準値は定められていますが、聴覚には個人差があります。また耳で聴こえなくとも「超低周波」という振動として身体全体へ与える影響の可能性があります。超低周波音による健康被害は多く報告されていることからより慎重な評価の必要性を感じます。</p> <p>設置予定地に隣接する上厚真エリアは町でも子育て支援に力を入れている区域であり、多くの若い世帯が暮らし、未来を担う世代に注目されている地域です。子どもたちに与える長期的な超低周波音の影響、健康被害についての心配は拭えません。そして、この問題点によってこの地域の魅力が低下し、住民数が減ること、また今後住民生活の不安材料となることを懸念しています。</p>	<p>風力発電機の稼働によって養鶏や家畜に問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが今後とも最新の情報を把握してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機については可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う影響の低減を図っておりますが、本事業開始後に、万が一、養鶏や家畜に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。</p> <p>本事業の風力発電機の稼働に伴う超低周波音の予測結果(G特性音圧レベル)については全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。上記の環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p>

<p>81</p>	<p>2. 『湿原環境保全』について</p> <p>風力発電施設の設置が計画されている浜厚真湿原は、タンチョウが定着して営巣を行なっていることや、チュウヒの生息など豊かな自然の指標となる鳥類の存在に象徴されるように、特異かつ多様な動植物の生息が多数確認されており、希少で重要性の高い種も多く存在する（準備書にも記されています）、他に換えられない貴重な資源である自然環境を有しています。</p> <p>発電施設の設営が湿原の広域にわたることから、相当規模の環境変化が予測され、これらの貴重な動植物や生態系に広範かつ重大な影響を与える可能性が極めて高いと考えます。施設の工事、運用に伴う湿原全体の乾燥化の危険性を大いに危惧します。前項でも述べましたが、工事に伴って生じる騒音に加え、多くの重機や車両、作業員の往来が生物へ与える影響（動物だけではなく、植物でも作業路の設置や踏圧、排ガス等の影響が考えられます）を重視し慎重に検討すべきであると考えます。</p> <p>タンチョウの継続的な営巣は慣れ親しんだ安心できる環境があって成り立ちます。厚真のシンボルともなるこの鳥への影響が及ぶことは見過ごせません。発電施設の建設により、この全国的にも稀有な湿原環境を損ねることは御社の社会的なイメージを低下させるのではないのでしょうか。</p> <p>失われた自然環境は二度と取り戻すことができません。</p> <p>このような貴重な湿原環境を守り育むことができる厚真に暮らしてゆけることを私は強く望みます。</p> <p>浜厚真湿原の自然環境に甚大な悪影響を与える「苫東厚真風力発電事業」に反対いたします。</p>	<p>本事業による改変面積は必要最小限とし、湿地への影響を可能な限り低減する計画としております。</p> <p>また、多くの動植物の生育・生息場所の湿地環境に対しては改変を加えないこととしております。</p> <p>工事期間中は建設機械の稼働による排気ガスの排出はありますが、作業待機時におけるアイドルングストップを徹底し、排気ガスの排出を抑えるようにいたします。また、工事に使用する建設機械は可能な限り低騒音型のものを使用いたします。管理道は設置いたしますが、必要最小限に抑え未舗装とし、動植物への影響を低減いたします。</p> <p>タンチョウやチュウヒが生息する東側エリアの湿地環境では風力発電機配置による移動経路を阻害するような計画は避けており、管理道についても既存の道路地形を利用すること、風力発電機稼働後は未舗装で管理することから、移動経路が遮断・阻害される可能性は低いものと考えております。</p> <p>タンチョウの繁殖初期には、繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、繁殖に配慮いたします。</p>
<p>82</p>	<p>3. 『その他』</p> <p>準備書の縦覧は意見書の提出締め切り日までは最低でも行うべきではないでしょうか。</p> <p>また、意見書の受付はネット上でも可能にすべきです。</p> <p>地元住民への情報提供が不徹底であると感じます。住民への説明、理解なく事業計画を進めることがあってはなりません。</p> <p>風車から近距離住民への配慮として、また、野生動物への影響を低減することを目的として当初計画より風車を移動する見直しが示されましたが、少ない距離ではその効果は極めて小さいのではないのでしょうか。</p> <p>環境評価に際して専門家や研究者に調査を依頼しているにもかかわらず、本事業に対する否定的あるいは懸念を示す見解が、説明会や準備書において全く軽視されていると感じます。このような御社の姿勢には疑念を抱かずにはいられません。部外調査を行った上で、その結果に対する御社のこのような態度についてお考えを伺います。</p> <p>専門家や研究者からの提言について御社からの回答は「配慮します」といった文言のみです。その具体策や指針を示してください。</p> <p>海岸とはいえ、風力が年間を通して強いとはいえ、発電効率が良いとはいえ、苫東厚真地区に風力発電施設をつくる長期的な意義について伺います。</p>	<p>準備書の縦覧期間は法律で定められた1カ月間といたしましたが、準備書の閲覧に関しては準備書を再度弊社ウェブサイトにて公開することといたしました。閲覧期間は準備書手続き終了までとし、印刷可、ダウンロード可としております。</p> <p>意見書の受付については、意見書箱への投函又は郵送による受付としましたが、ネット上での受付については今後検討させていただきます。</p> <p>対象事業実施区域の東側エリアのタンチョウ及びチュウヒの繁殖地に配慮し、風力発電機6～10号機を方法書段階よりも海側の方に設置する計画とすることにより影響は低減されるものと考えております。</p> <p>専門家から伺ったご意見を参考に現地調査を追加実施しております。調査方法については準備書に記載したとおりとなります。</p> <p>弊社による風況観測の結果からも対象事業実施区域付近は再生可能エネルギーとなる風況が良好であることを確認しております。</p> <p>本事業によって再生可能エネルギーである風力による発電を行うことにより温室効果ガスの削減にも貢献してまいりたいと考えております。</p> <p>本事業を進めるに当たっては、動植物への自然環境や地元住民の皆様の生活環境への影響を可能な限り低減する考えです。また、本事業について地元住民の皆様へのご理解を得られるよう今後とも説明に努めてまいります。</p>

	<p>風力発電といった再生可能エネルギーへの取り組みは、自然環境への十分な配慮と地域住民生活を犠牲にしないことを前提として成り立つと考えますが、この点について御社はどのような方針をお持ちでしょうか。</p> <p>9 千筆を超える、本事業への反対署名が提出されたことの重みを受け取って頂きたい。このことに対する御社の見解を伺います。</p>	
83	<p>4. 『バードストライク、他.』</p> <p>バードストライクの危険性については御社も考慮されており、その可能性を低く見積もっています。しかし、風力発電施設の建設予定地である浜厚真海岸沿いは多くの渡り鳥の回廊となっており、この評価はかなり甘いと言わざるを得ません。</p> <p>バードストライク回避の対策として、ブレードに色を着ける案が出されていますが、この効果は低いのではないのでしょうか。</p> <p>猛禽類等、希少鳥類のバードストライクに関してはその可能性を考慮して発電施設運用後に調査を行うということですが、これはあまりに後手な考えではないのでしょうか。御社は建設後にその問題を解決する具体的な案をお持ちでしょうか。施設が運用された後では、根本的な解決は困難であると考えます。</p> <p>膨大な数の昆虫類の風車ブレードへの衝突が起ることが報告されています。このことは単なる昆虫類の減少だけでなく、それらを餌とする動物への影響があります。また植物の繁殖にも影響が及びます。このことが準備書では評価されていません。</p>	<p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p> <p>また、「平成21年度 風力発電施設バードストライク防止策実証業務 報告書」（環境省、平成22年）では、ブレードへの塗色による効果について実証実験を行っており、鳥類全般での塗色前後の出現状況についての観察記録があり、カモメ類のセグロカモメが対象種としてあがっています。その結果、塗色後は出現が減少しており、ブレードへの塗色に効果が認められています。</p> <p>生態系に関して、上位性に当たるチュウヒについては事後調査の対象であるため継続して確認を行う予定です。生態系への著しい影響があると判断した場合は専門家からのご意見を伺い、対応について検討いたします。</p>

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
84	<p>私はタンチョウさんや鳥さんが大好きです。空をとんでいるタンチョウさんがとってもきれいでカッコイイです。でもタンチョウさんや鳥さんが風車にぶつかっておなくなりになされたりけがをしてほしくないです！！</p> <p>けがをした鳥さんたちがかわいそうです！！</p> <p>なのでいじめたりころさないでください！！</p> <p>おねがいします。！！</p>	<p>現況調査の結果及び専門家へのヒアリングからも東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、バードストライクの可能性は低いものと考えております。</p>

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
85	<p>道央の長沼町在住の主婦です。</p> <p>私の町では「タンチョウと共生する町づくり」を町、農家さん、町民が一緒になって進めています。秋口、時々見かけるほどだったタンチョウが町内でここ数年繁殖するようになりました。農家さんからすれば害鳥にもなり得るのに、「タンチョウが悠々と暮らせる町」にしたいと、遊水池の植生などの整備からはじめ、タンチョウの定住に成功しました。</p> <p>子どもたちが学校での授業の一環で学ぶほど身近な存在、みんなで見守っている存在となっています。毎年のヒナの誕生を楽しみにしています。ですが、厚真地区の繁殖地に風力発電所を造るという話を聞いてとても心配しています。</p>	<p>現況調査の結果及び専門家へのヒアリングからも東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、バードストライクの可能性は低いものと考えております。</p> <p>また、バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>

	<p>そこで生まれた子が長沼周辺や胆振日高にも往来しています。その間にあの大きな風車ができると思うとぞっとします。</p> <p>タンチョウ以外での命を落としたオオワシやオジロワシの話も何度も耳にしています。私たちの暮らしを豊かにするのと引き換えにしては代償が大きすぎると思います。建設には反対です。</p> <p>どうか、野生動物たちの命も大事にして下さい。心からお願い申し上げます。</p>	
--	---	--

(意見書 40)

No.	意見の概要	事業者の見解
86	<p>(1) 鳥類保全の観点からの意見</p> <p>貴社が作成した準備書に示されている対象事業実施区域（以下、計画地という）を含む勇払原野は、これまでに 277 種の鳥類が観察されている豊かな鳥類相を有する地域である（石城 1987）。</p> <p>計画地内には、マガン、タンチョウ、シマクイナ、ヘラシギ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ハヤブサといった国内希少野生動植物種および天然記念物に指定されている鳥類、およびウズラ、サンカノゴイ、シロチドリ、オオジシギ、ウミネコ、ハイタカ、トラフズク、アカモズなど準絶滅危惧種を含め環境省および北海道のレッドリスト掲載種が生息し、加えて、ガン・ハクチョウ類やシギ・チドリ類の渡り・移動経路とも重なっている（日本野鳥の会 未発表）。</p> <p>計画地を含む勇払原野はこれらの鳥類の生息において、国内でも有数の生物多様性ホットスポットになっている。これらのことは、配慮書および方法書に対する北海道知事意見や環境大臣意見および経済産業大臣勧告、また、専門家等へのヒアリング結果でも述べられている。さらに、環境省が作成した環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（EADAS）に掲載の「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（陸域版）」でも注意喚起 A3 等の注意喚起メッシュとして表現されており、そのことが十分に読み取れる。</p> <p>計画地はこのような豊かな鳥類相を有する地域に含まれることから、風力発電施設（以下、風車という）が建設されればバードストライク（以下、鳥衝突という）や風車の存在により移動経路等が変わり、エネルギーロスや生息地利用の変化が生じる“障壁影響”が発生する可能性が極めて高い。</p> <p>たとえばツル科の鳥類について、これまでにタンチョウではまだ鳥衝突が発生していることは公式に確認されていないが、国外では近縁種のクロヅルで鳥衝突が生じていることが確認されている（Munoz2008a、Portulano2006）。また、タンチョウは電線等への衝突事例が多く確認されていることから（住吉 1989）、電線や回転する風車ブレードなど視認しづらい人工物への衝突リスクは潜在的に高いと考えられる。さらに、ツル類は生息地放棄の要因にもなる障壁影響が起きやすい種であるとされ（Hotker et al. 2006）、実際に国内でもタンチョウと同属のナベヅルおよびマナヅルの渡りの時期に障壁影響が発生したことが長崎県で確認されている（浦 2015）。障壁影響を起こしやすい鳥類において、ねぐらと採食場所の間など日常的に利用する空間に風車建設地が存在すると、鳥類はその周辺で利用していた生息適地を利用しなくなり、時</p>	<p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和 4 年 8 月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p> <p>また、「平成 21 年度 風力発電施設バードストライク防止策実証業務 報告書」（環境省、平成 22 年）では、ブレードへの塗色による効果について実証実験を行っており、鳥類全般での塗色前後の出現状況についての観察記録があり、カモメ類のセグロカモメが対象種としてあがっています。その結果、塗色後は出現が減少しており、ブレードへの塗色に効果が認められています。</p> <p>渡り鳥については、移動経路を阻害するように面的に風力発電機を設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。</p> <p>また、渡り鳥は対象事業実施区域に到達する以前に風力発電機の確認し、多少の方向修正を行うことで回避するものと考えます。よって、2~3km 手前では些細な動きであるため、エネルギーロスは小さいものと考えます。</p> <p>東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、また、歩行での移動が多いことから、バードストライクの可能性は低いものと考えております。</p> <p>また、電線については可能な限り埋設することとしております。</p> <p>オジロワシの営巣地から主な餌場である河口部への移動ルートについては、河川上での飛翔が多いことから、風力発電機による移動経路の遮断・阻害やバードストライクの影響は低減されていると考えます。</p> <p>チュウヒについては、これまでに風力発電機へ衝突した事例は把握しておりません。また、計画されている風力発電機のブレード回転域の下端から地上までは 50~60m と十分な距離あることから、衝突の可能性は低いものと考えております。</p> <p>オオジシギについては改変区域内において、風力発電機のブレード回転域の高度の飛翔は確認されていないことからバードストライクの可能性は低いものと考えます。</p> <p>渡り鳥の特にガン類については、春季に本州から多くの渡りが見られ、対象事業実施区域はねぐらとなるウトナイ湖と、早春に餌場となる、むかわ町の耕作地との間に位置することになりますが、本州か</p>

には従来の生息地とは離れた質の劣る生息地にまで移動してしまうこととなり (Drewitt & Langston 2006) 、また、障壁影響により日常的に生じると飛行に係るエネルギー消費が増えるため、結果的に繁殖成功率や生残率を低下させる可能性がある (Masden et al. 2010)。

オジロワシでは海外、国内とも数多くの鳥衝突が発生しており (浦 2015)、国内における希少猛禽類の保全上でも大きな問題となっている。

チュウヒについては、国内では鳥衝突が生じている事例は報告されていないものの、生態が近い近縁種のヨーロッパチュウヒやハイイロチュウヒ、ヒメハイイロチュウヒではスペイン (Rivas et al. 2004、Canizares 2008、Munoz2008b・2008c・2008d、Munoz et al. 2009、Ruiz 2008) やアメリカ (Erickson et al. 2001、Johnson et al. 2001 Smallwood and Thelander 2004、Kingsley and Whittam 2007)、ドイツ (Durr 2004、Kingsley and Whittam 2007)、アイルランド (Wilson et al. 2015) で鳥衝突が確認されている。また、浦ほか (2020) では、チュウヒがオジロワシ等の外敵を追い払う時や繁殖期のディスプレイフライト時、日の出後の旋回上昇時、雌雄ペアでの飛翔時に風車に衝突する可能性が高くなる高度で飛翔することが多く、繁殖期のなわばり (巣から半径 1.25km) の範囲内に風車が建設されている場合には、チュウヒのこれらの行動により、鳥衝突が発生する危険性が高くなることを指摘しており、そのことは風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方 (案) (環境省 2024) にも掲載されている。これらより、チュウヒは風車への衝突リスクが潜在的に高い種であると考えられる。

この他に、国内で鳥衝突の事例があるオオワシ、ハイタカ、ハヤブサ、オオジシギ、ウミネコの生息が計画地で確認されている (浦 2015)。

マガンやハクチョウ類などの大型鳥類は、細かい羽ばたきができず空中での飛行操作性が低く、悪天候時は風車を避けるような行動を取りがたく、衝突リスクが高い種である (Gove et al. 2013)。実際に海外ではマガンを含むガン類で多くの鳥衝突が発生しており (Rees 2012)、また、風車建設地では風車から半径で平均 373m (146-559m) の範囲で生息地放棄が起き (Hotker et al. 2006)、さらに障壁影響も生じやすく (Hotker et al. 2006)、風車の建設による影響が大きい鳥類であると考えられる。また、ねぐらや採食場所など、マガンが着地地点から飛び立って、一般的な大きさの風車のローター高である高度 120m を超えるには、距離にして 4,000m 程度かかることが知られており (環境省 2010)、マガンのねぐらや採食場所がある場所から半径 4,000m 以内に風車を建設すると、鳥衝突または障壁影響が発生する可能性が高い。ガン・ハクチョウ類の移動経路上に風車を建設した場合に、障壁影響が生じることが国内事例としてすでに確認されていることから (Ura2017、日本野鳥の会 2024)、計画地を利用するガン・ハクチョウ類においても、風車建設後に障壁影響または鳥衝突が生じると考えられる。

これらを踏まえて希少鳥類等の保全の観点から考えると、風車の建設がこれらの希少鳥類に与える影響は甚大であると予測され、当該地は風車建設には不適切なことから、計画地として除外されるべき地域であ

らの飛来は、ウトナイ湖への入口となる苫小牧市から鶴川までの広い範囲であり、令和3年の現地調査の結果から、対象事業実施区域にて確認されたガン類の数は、本州を飛び立ったガン類の1割弱との結果となっており、多くは別の場所から上陸しております。また有視界飛翔を行っており、かなり遠方において上陸する場所を目視して構造物を回避するようなルートを取り、衝突を避ける行動をとると考えられることから、影響は低減されるものと考えております。

	<p>る。そのため、本事業は評価書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきである。</p>	
--	---	--

<p>87</p>	<p>(2)希少鳥類の生息地保全の観点からの意見</p> <p>計画地がある苫小牧市東部から厚真町、およびむかわ町にまたがる勇払原野は、ラムサール条約湿地であるウトナイ湖を有し、また、ウトナイ湖・弁天沼を含む計画地の西側と入鹿別川から鶴川流域に至る計画地の東側の二区域はバードライフ・インターナショナルが基準を定め、(公財)日本野鳥の会が基準 A4i として指定する重要野鳥生息地 (IBAs) (日本野鳥の会 2010)、および生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA) に選定されている。また、計画地は (公財)日本野鳥の会が勇払原野の環境を後世に残し、広域にわたる保全を実現するために提案している勇払原野保全構想の対象エリアに含まれている (日本野鳥の会 2006)。これらの選定区域は、希少種を中心とした野生動物の重要な生息地として世界中に周知されており (日本野鳥の会 2010)、また、自然度が高い湿原、草原、湖沼等がまとまった面積で存在することから、その隣接地域は選定区域と連続する多様な動植物の生息地となっている。</p> <p>計画地は勇払原野保全構想の対象エリアに含まれ、ラムサール条約湿地、IBAs および KBA に隣接および囲まれる状況となっているが、計画地で風車を建設することは、このような自然保護、希少種保全上の重要な場所に大きな影響を及ぼすことになる。当計画地は、1960 年代に始まった土地造成工事後に長年放置されてきたのち、自然が回復し、長年保たれてきた市街地の隣接地域としては非常に豊かな動植物相 (石城 2015) を形成しており、計画による自然環境への影響は極めて大きいと予測されることから、計画地として選定されるのには不適切な場所であり、評価書の作成に進まず、現段階で事業を中止すべきである。</p>	<p>タンチョウをはじめとした鳥類等の動物については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の調査を行い、対象事業実施区域の動植物の状況について把握しております。</p> <p>現地調査を十分に実施した上で、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することとしております。</p> <p>また、不確実性のある予測となった動物については、事後調査も実施し、工事中や稼働後の生息状況の変化なども把握し、生息に支障が見られるような場合には、専門家の意見を踏まえて、環境保全措置等の検討をまいります。</p>
-----------	---	---

88	<p>(3) 調査結果全般について</p> <p>10.1.4-50(767)から10.1.4-54(771)にかけて実施したすべての鳥類調査の結果を掲載しており、希少猛禽類調査では192種、渡り鳥調査では162種など、計画地およびその周辺では多くの種類の鳥類が生息していることが分かる。このような豊かな鳥類相を有する地域に風車が建設されれば、多くの鳥類で鳥衝突や障壁影響、生息地放棄などの影響が発生する可能性が極めて高いため、ウイングスプレッド宣言にある、「ある行為が環境に対する脅威であるときには、その因果関係が科学的に完全に解明されていなくとも、予防的方策をとらなければならない」という予防原則の観点から、本事業は評価書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきである。</p>	<p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p> <p>渡り鳥については、移動経路を阻害するように面的に風力発電機を設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。</p> <p>不確実性のある予測となった動物については、事後調査も実施し、工事中や稼働後の生息状況の変化なども把握し、生息に支障が見られるような場合には、専門家の意見を踏まえて、環境保全措置等の検討をまいります。</p>
----	---	--

<p>89</p>	<p>(4)希少猛禽類調査の結果について</p> <p>希少猛禽類調査の結果をみると、特にオジロワシとチュウヒが計画地とその周辺で多く行動していることが観察されている。</p> <p>・オジロワシについて</p> <p>(公財)日本野鳥の会が2021年から2024年の繁殖期に行った調査で、オジロワシが計画地の上を探餌場所として利用していることを確認している(日本野鳥の会 未発表)。</p> <p>国内外の事例をみても、オジロワシは風車への衝突リスクが非常に高い種であり(浦 2015)、日本や欧州各国でオジロワシの鳥衝突対策が講じられている状況である。</p> <p>オジロワシは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種であるが、同法第三十四条にある「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。」という土地所有者の義務や文化財保護法における天然記念物の保存への配慮義務に鑑みても、計画地での風車の建設がオジロワシの生息に影響を与えるべきではない。</p> <p>以上のことから考えて、計画地においてオジロワシが利用する場所、特に繁殖期については営巣地から半径 3,000m 以内での風車建設を避け(LAG-VSW2007、MUGV2012)、オジロワシに対する影響を回避すべきである。</p>	<p>オジロワシについて、風力発電機の設置場所付近は餌場とはなっておらず、飛翔を妨げる可能性は低いと考えております。営巣地から主な餌場である河口部への移動ルートについては、河川上の飛翔が多いことから、風力発電機による移動経路の遮断・阻害やバードストライクの影響は低減されていると考えます。</p> <p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)(環境省、令和4年8月)」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>
-----------	--	--

<p>90</p>	<p>・チュウヒについて</p> <p>これまでに国内ではチュウヒで鳥衝突が生じている事例は公式には報告されていないものの、生態に近いヨーロッパチュウヒやハイイロチュウヒ、ヒメハイイロチュウヒではスペインやアメリカ（日本野鳥の会 2016）、アイルランド（Wilson et al. 2015）で鳥衝突が確認されている。また、浦ほか（2020）ではチュウヒがオジロワシ等の外敵を追い払う時、繁殖期に行なうディスプレイフライト時、日の出後しばらく経ってからの旋回上昇時、雌雄ペアでの飛翔時に風車に衝突する可能性が高くなる高度で飛翔することが多く、繁殖期のなわばりの範囲内に風車が建設されている場合、チュウヒがこれらの行動をとることで、鳥衝突が発生する危険性が高くなることを指摘しており、そのことは風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方（案）（環境省 2024）にも掲載されている。そのため、現時点ではチュウヒは風車への衝突リスクが低い種とは言えない。</p> <p>繁殖期のチュウヒの行動圏はつがいによっては営巣地から半径 2km より優に大きく（浦ほか 2019）、また、Senzaki（2017）は、チュウヒの営巣地から半径 500m 以内の草地・湿地面積の大きさが繁殖初期のつがいの定着率に正の、また、2km 以内の人工構造物の多さが巣立ち雛数の多さに負の影響を示すとしている。そして、最近において計画地内でチュウヒの繁殖がもっとも多かった 2018 年の営巣確認地点（日本野鳥の会 未発表）から 2km の範囲で円形バッファを配置したところ、計画地のすべてがバッファゾーンで埋まる状況となったことから、計画地のどこに風車を配置しても、チュウヒに対し鳥衝突または生息および繁殖の放棄を引き起こす可能性が高いことが分かった。</p> <p>チュウヒは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種であるが、同法第三十四条にある「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。」ということに鑑みても、計画地での風車の建設がチュウヒの繁殖に影響を与えるべきではない。</p> <p>以上のことから考えて、貴社はチュウヒが利用する可能性のある場所での風車の建設を避け影響を回避すべきであり、また、ここは計画地として選定されるには不適切な場所であることから、評価書の作成に進まず、現段階で事業を中止すべきである。</p>	<p>チュウヒについては、風力発電機への衝突事例は把握しておりません。現地調査から、飛翔高度はブレード回転域より低い結果となっており、特に東側エリアでの衝突の可能性は低いものと考えております。一方営巣地からの距離については、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、令和 6 年 6 月）の知見に示されるように風車から 147～289m の距離で営巣し繁殖した事例もあることから、本事業の風力発電機については離隔のとれた計画になっていると考えております。</p>
-----------	---	---

<p>91</p>	<p>(5) 渡り鳥調査の結果について</p> <p>渡り鳥調査の結果から、多くのマガンが計画地およびその周辺で行動していることが確認できる。また、当会はこれまでに行なってきた調査でも計画地とその周辺にマガンのねぐら、採餌場所、ねぐらと採餌場所の間の移動経路があることを確認している（日本野鳥の会 未発表）。</p> <p>マガンなどの大型鳥類は、翼面荷重の問題で空中での飛行操作性が低いことから悪天候時は風車を避けるような行動を取りがたく、風車への衝突リスクが高い種である（Gove et al. 2013）。実際に海外ではマガンを含むガン類で多くの鳥衝突が発生しており（Rees2012）、また、風車建設地では風車から半径で平均 373m(146-559m)の範囲で生息地放棄が起き（Hotker et al. 2006）、さらに障壁影響も生じやすいことが知られており（Hotker et al. 2006）、風車の建設による影響が大きい鳥類だと考えられる。また、ねぐらや採餌場所などマガンが着地地点から飛び立って、一般的な大きさの風車のローター高である高度 120m を超えるのに、距離にして 4,000m 程度かかることが知られており（環境省 2010）、マガンのねぐらや採餌場所がある場所から半径 4,000m 以内に風車を建設すると、鳥衝突または障壁影響が発生する可能性が高いことを意味している。貴社が建設しようとする風車は高さが 180～190m あり、風車を超えるのに必要な飛び立ち地点からの距離は 4,000m 以上になると想定される。</p> <p>これらに鑑みると、計画地に風車を建てるとマガンの鳥衝突が少なからず発生すること、また、生息地放棄や障壁影響が頻発することで計画地東側の餌場を放棄し、また、移動経路が変わることが予測され、これらが長年に渡り繰り返されることで、計画地周辺を利用するマガンの個体群の存続に対し少なからざる影響を与える可能性がある。</p> <p>文化財保護法における天然記念物の保存への配慮義務に鑑みても、計画地での風車の建設がマガンの生息に影響を与えるべきではないことから、計画地においてはマガンがねぐらや採餌場所として利用する場所から半径 4,000m 以内での風車建設を避け、マガンに対する影響を回避すべきである。</p>	<p>渡り鳥の特にガン類については、春季に本州から多くの渡りが見られ、対象事業実施区域はねぐらとなるウトナイ湖と、早春に餌場となる、むかわ町の耕作地との間に位置することになります。本州からの飛来は、ウトナイ湖への入口となる苫小牧市から鶴川までの広い範囲であり、令和 3 年の現地調査の結果から、対象事業実施区域にて確認されたガン類の数は、本州を飛び立ったガン類の 1 割弱との結果となっており、多くは別の場所から上陸しております。また有視界飛翔を行っており、かなり遠方において上陸する場所を目視して構造物を回避するようなルートを取り、衝突を避ける行動をとると考えられることから、影響は低減されるものと考えております。</p>
-----------	--	--

92	<p>(6) タンチョウについて</p> <p>貴社は現地調査の結果でも計画地周辺にタンチョウ（国内希少野生動植物種・特別天然記念物・絶滅危惧Ⅰ類）が生息していることを把握しているが、当会らが2015～2024年に行なった調査においても、年によっては1家族のタンチョウが計画地内のうち厚真川河口域から浜厚真湿地にかけて繁殖期に生息していることを確認している（日本野鳥の会 未発表）。また、当会は2021年から2024年の繁殖期に行った希少鳥類調査の中で、タンチョウが計画地の上を飛翔していることを確認している（日本野鳥の会 未発表）。</p> <p>タンチョウは北海道東部を中心に生息し、国内の生息数は2009年時点で1,300羽以上であるが（正富ほか2009）、近年は道東における個体数の増加による繁殖適地の減少により、道央圏にも繁殖地を広げるようになっており（正富2019）、計画地内に生息するものは道央圏で繁殖地を広げつつある数少ないタンチョウと考えられる。</p> <p>タンチョウを含むツル科の鳥類は世界的にみて風車による鳥衝突が起きやすい種とは言えないが（日本野鳥の会 2016）、生息地放棄の一つである障壁影響が起きやすい種であるとされ（Hotker et al. 2006）、実際にタンチョウと同属のナベヅルおよびマナヅルの渡りの時期に障壁影響が発生したことが長崎県で確認されている（浦 2015）。障壁影響を起ししやすい鳥類のねぐらと採餌場所の間など日常的に利用する空間に風車建設地が存在すると、その周辺で以前は利用していた好適地を利用しなくなり、ときには従来の生息地とは離れた質の劣る生息地まで移動してしまうことにつながり（Drewitt & Langston 2006）、あるいは障壁影響が日常的に生じると飛行に係るエネルギー消費が増え、結果的に繁殖成功率や生残率を低下させる可能性がある（Masden et al. 2010）。</p> <p>タンチョウは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種であり、同法第三十四条にある「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。」ということに鑑みても、計画地での風車の建設がタンチョウの生息に影響を与えるべきではない。</p> <p>以上のことから考えて、貴社は営巣地を中心とする3～4km²の範囲（正富ほか2009）や移動経路などタンチョウが利用する可能性のある場所での風車の建設を避け影響を回避するべきである。</p>	<p>タンチョウについては、現地調査結果からも、風力発電機のブレード回転域の高さの飛翔は非常に少ないことや、飛べない雛がいる時期は徒歩での移動であること、餌環境となる湿地環境は改変されないことから影響は低減されると考えます。</p>
----	--	--

<p>93</p>	<p>(7) 準備書に記載されている各項目に対する意見</p> <p>① 第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解 ・(ページ 6.1-5) …6.1-5 (361 ページ) 以降の「事業者の見解」について、生態学的な知見に基づく回答が曖昧で、終始「今後検討します」という文末表現が用いられている。 また、準備書として公表しているにも関わらず、方法書の内容に調査結果の該当項目を追記しただけの文書を正式な回答としている点は甚だ疑問である。調査を実施したのであれば、その結果に基づいて、分析した内容を住民の意見と照らしながら明確な結論を示す必要がある。</p> <p>② 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について ・(ページ 8.1-5) …建設機械の稼働が動物の予測項目に含まれていないが、計画内で重要な種に該当する猛禽類であるチュウヒおよびハイタカの営巣が確認されているため、猛禽類は動物とは別の区分として建設機械の稼働についても予測評価すべきである。</p> <p>③ 第 10 章 環境影響評価の結果について ・(ページ 10.1.4-344) …ヒシクイに対する影響予測で「飛翔高度がMの事例が確認されたものの、風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、ブレード等への接触の可能性は低いものと予測する」と記載があるが、風車を迂回するということは移動経路の阻害(障壁影響)を生じさせることになるので、障壁影響がヒシクイの個体および群に対する影響(飛行距離の延長とそれに伴うエネルギーロス、生息地利用の変化とそれに伴う繁殖への影響など)を適切に評価すべきである。 ・(ページ 10.1.4-361) …オオジシギに対する影響予測で「本種が確認された風力発電機ヤード周囲の草地については、本種の繁殖地とならないよう、繁殖期前に定期的に刈り取りを行う」とあるが、刈り取りの場所や時期はチュウヒやタンチョウの営巣や繁殖に対して十分に配慮して実施する必要がある。 ・(ページ 10.1.4-402) …チュウヒの影響予測において、「本種の主な生息環境が改変され、その範囲が一部のペアの高利用域にも及ぶ」が「高利用域内に存在する採食地が改変されないため影響は低減できる」とあるが、「採食地」の範囲をどのように限定して影響を低減できると判断したのかが不明である。主な生息環境の高利用域は全体的に採食地として利用される可能性が高いと考え、餌資源量に対する影響も含めて再度、適切な評価を行うべきである。 ・(ページ 10.1.4-443) …渡り鳥の影響予測において、モデルの算出結果が高い値であるにも関わらず接触の可能性は低いと予測されている。海上から内陸に向けての移動であるため風車の視認は十分に可能とされているが、天候によって視認状況は変化することが予想され、また、事業者による定性的評価にすぎず、十分に視認できるとする根拠は非常に弱い。モデルの算出結果を元にした正当な予測評価がされていないため、再度、適切な評価を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>「第 6 章方法書についての意見と事業者の見解」については、準備書において実施した内容を全て「事業者の見解」の欄にて示すことは難しいため、準備書において該当内容を記載した項目をお示ししております。</p> <p>猛禽類についての建設機械の稼働による影響は、準備書 10 章 表 10.4.82 重要な鳥類への影響予測において、騒音に対する生息環境の悪化等の項目で予測しております。</p> <p>ヒシクイを含むガン類の飛翔は、かなり遠方から方向を選びながら飛翔していると考えます。遠方からの方向の修正によるエネルギーロスは小さいものと考えます。</p> <p>オオジシギへの環境保全措置としての草の刈り取りについては、タンチョウやチュウヒへ影響も十分配慮して実施するようにいたします。</p> <p>チュウヒの年度毎の行動圏には差が見られ、隣接するペアの有無や餌場となる草地がどのように利用されているかで状況は異なりますが、湿地環境や乾性草地は周辺に広く存在することから、採食地及び餌資源量への影響は低減されるものと考えております。</p> <p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)(環境省、令和 4 年 8 月)」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>
-----------	---	---

(意見書 41)

No.	意見の概要	事業者の見解
94	<p>私は、野鳥観察が好きな一市民です。この建設予定地が鳥類にとっていかに重要な場所であるかについては、日本鳥学会や日本野鳥の会、専門家の方々からすでに説明がありますので、一北海道民として個人の意見を述べさせていただきますたく存じます。</p> <p>住民説明会でいただいた資料によれば、鳥類だけでも確認種数は18目50科208種(うち重要種数40種)、猛禽類は2目3科13種(うち重要種数10種)です。これだけの数の鳥類が生息する場所は国内にいくつありますか？生物多様性・自然保護の観点から見れば、これだけ多くの鳥類が生息し、繁殖や渡りのルートに活用しているというだけでも、この場所の環境を守り、現状を維持していくことにこそ、私たちは努力しなければならないはずです。今を生きる私たちは、企業も行政も市民も、今あるかけがえのない自然環境を守るために一致団結しなければならないのであって、風車建設計画など、そもそもあってはならないことだと思います。</p> <p>調査についてですが、結果(結論)は、全て「影響は小さい」でした。到底納得できるものではありません。100歩譲って、もし本当に「影響は小さい」と考えるとしても、少しでも影響があると考えられるのであれば、大事をとって計画を中止するのが常識ある判断であると思います。守る価値がある場所だからです。生態系は微妙なバランスの上に成り立っています。一度ダメージを受けたら回復できる保証はありません。</p> <p>騒音や低周波の人への影響について報告がありましたが、それらが鳥獣に与える影響の調査はありません。調査員に質問したところ、調べた研究はないとのことでした。「風車の騒音」ひとつでも、「影響は計り知れない」というのが事実・現実であるのに、「影響は小さい」と言いきる調査結果は茶番です。</p> <p>私たち人間も自然の一部、人間も鳥獣もみんな地球の仲間です。人間より前から長くこの場所で生きてきた生き物たちがいるのです。心ない人間によって生きる場を奪われ、難民となり、命の存続を阻まれ、消えていく多くの鳥獣・植物の無念を感じてください。彼らを痛めつけば、近い将来、しっぺ返しをくらい、人間も必ず苦しむことになると思います。未来を生きる子どもたちの未来のためにも、「事業中止」の決断をお願いします。</p>	<p>重要な鳥類については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の現地調査を実施し、それを踏まえて予測及び評価を行い、本事業による改変を必要最小限にとどめる等の環境保全措置を講じることにより、影響を可能な限り低減することとしております。</p> <p>騒音については、工事に使用する建設機械は可能な限り、低騒音型を使用することとしております。</p> <p>また、風力発電機の稼働に伴う超低周波音によって動物への問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。</p>

(意見書 42)

No.	意見の概要	事業者の見解
95	<p>日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、北海道厚真町と苫小牧市の行政界付近で計画されている（仮称）苫東厚真風力発電事業（事業者：Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社、最大 34,390kW、基数：10 基）の環境影響評価準備書（作成委託事業者：日本気象協会）に関する意見を述べる。</p> <p>1. 国内で類を見ない鳥類への影響が大きい事業計画であり計画は中止すべきである</p> <p>対象事業実施区域は、ラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖から約 10km、国際的な鳥類保護組織であるバードライフ・インターナショナルのもとで日本野鳥の会が選定した IBA（重要野鳥生息地）、および IBA に鳥類以外の分類群も含め評価された KBA（生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）から約 1km と至近距離にあり、生物多様性保全にとって重要な地域である。</p> <p>本アセス図書によると、対象事業実施区域及びその周辺で、国内希少野生動植物種で特別天然記念物のタンチョウ、国内希少野生動植物種のおジロワシ、オオワシ、クマタカ、チュウヒ、ハヤブサ、アカモズ、シジュウカラガン、天然記念物の亜種ヒシクイ、亜種オオヒシクイ、マガン、環境省レッドリスト絶滅危惧 IA 類に指定されているハクガン、環境省レッドリスト絶滅危惧 IB 類に指定されているヒメウとシマクイナ、環境省レッドリスト絶滅危惧 II 類に指定されているウズラ、亜種ヒシクイ、コクガン、シロチドリ、セイタカシギ、オオソリハシシギ、ホウロクシギ、タカブシギ、ツバメチドリなど多数の希少鳥類の生息が確認されている。特に、対象事業実施区域内では、3 年間でチュウヒが 604 個体、おジロワシが 464 個体、タンチョウが 115 個体、オオワシが 83 個体確認されている。このうち、チュウヒは対象事業実施区域内で 2 か所、周辺地域で 7 か所、おジロワシは周辺地域で 1 か所、タンチョウは対象事業実施区域内で 2 か所、周辺地域で 1 か所の営巣が確認されている。また、本アセス図書では、おジロワシの令和 3 年非繁殖期の調査結果による風力発電機への衝突確率は、由井モデルで合計 0.3193 頭/年と高い衝突確率が示されている。</p> <p>さらに、渡り鳥の調査では、3 年間のそれぞれ春季と秋季の合計で 10,346 羽の飛来が確認されており、由井モデルでの渡り鳥の風力発電機への衝突確率は、令和 3 年春季のガン類が 4.7016 羽/年、カモ類が 3.8686 羽/年、ハクチョウが 1.1605 羽/年、令和 3 年秋季のノスリが 1.2426 羽/年と極めて高い衝突確率となっている。これだけ確認飛来数が多いため、たとえバードストライクが発生しなくても、障壁効果は多大であると考えられる。風力発電計画の環境影響評価準備書において、このように複数の鳥類の衝突確率が高く示されていることは、極めて異例である。</p> <p>本計画に対しては、本会だけでなく環境 NGO の日本野鳥の会、WWF ジャパンからも事業の見直しや中止を求める意見書が提出されているだけでなく、日本鳥学会や日本生態学会からも計画中止や大幅な見直しを求める要望書が提出されている。それにも関わらず、これまで生態系や生物多様性に十分に配慮した計画</p>	<p>対象事業実施区域は重要種が多く生息する範囲ではありますが、IBA 及び KBA には含まれない範囲であり、鳥獣保護区からも外れた地域となっております。また、対象事業実施区域は産業地域である苫小牧東部地域内となります。</p> <p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和 4 年 8 月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p> <p>渡り鳥の特にガン類については、春季に本州から多くの渡りが見られ、対象事業実施区域はねぐらとなるウトナイ湖と、早春に餌場となる、むかわ町の耕作地との間に位置することになりますが、本州からの飛来は、ウトナイ湖への入口となる苫小牧市から鶴川までの広い範囲であり、令和 3 年の現地調査の結果から、対象事業実施区域にて確認されたガン類の数は、本州を飛び立ったガン類の 1 割弱との結果となっており、多くは別の場所から上陸しております。また有視界飛翔を行っており、かなり遠方において上陸する場所を目視して構造物を回避するようなルートを取り、衝突を避ける行動をとると考えられることから、影響は低減されるものと考えております。</p>

	の変更は行われていない。本事業計画は、国内の陸上風力発電の中で、類を見ない鳥類への影響が大きい計画であり、計画そのものを中止すべきである。	
96	<p>2. 不十分な調査に基づく予測であり、環境影響評価は困難であるため、再度の調査を行い、環境影響評価準備書の縦覧手続きをやり直すべきである</p> <p>本アセス図書の第10章1.4動物の(d)現地調査(鳥類の渡り時の移動経路)のイ.調査地点には、令和3年から5年の3年間の調査方法と結果が示され、表10.1.4-22(1)は令和3年春季の調査日と配置状況、表10.1.4-22(2)は令和4年秋季と令和5年春季と秋季の調査日と配置状況が掲載されている。さらには、ウ.調査期間には調査日程が示されており、調査は令和3年春季、令和4年秋季、令和5年の春季と秋季に実施されたことになり、令和3年秋季と令和4年春季には調査を行っていない内容になっている。</p> <p>それにも関わらず、オ.調査結果には、令和3年秋季と令和4年春季の結果が示されている。春季の確認飛来数は令和3年が18,033羽、令和5年が4,282羽に対して、令和4年が873羽と極端に少なく、秋季の確認飛来数は令和4年が1,441羽、令和5年が3,658羽に対して、令和3年は563羽とこちらも極端に少ない。ところが、これらの確認飛来数が極端に少ない期間は、イとウに調査期間として示されていない。つまり、調査を行っていないと記述されている期間において、数が極端に少ない調査結果が示されており、それに基づいて衝突確率が出されている。このように、そもそも調査の有無も疑わしい不十分な調査結果に基づく予測では、正しい環境影響評価を行うことは不可能である。環境影響評価準備書は、都道府県知事および市民が意見を述べられる最後のアセス手続きであり、重大な誤りを修正することなく、安易に環境影響評価書の手続きに進むべきではない。再度の調査を行ったうえで、環境影響評価準備書の縦覧手続きをやり直すべきである。</p>	<p>渡り鳥調査については、調査の対象とする種が異なるデータを一括して調査結果として記載しております。</p> <p>方法書における渡り鳥の調査方法については、令和4年秋季～令和5年秋季に実施を予定していましたが、専門家へのヒアリング結果からの情報として、春季にガン類やハクチョウ類の本州からの飛来が相当数あることがわかり、その状況を把握するために、令和3年春季にガン類とハクチョウ類のうち、本州から飛来する数の調査を行いました。また、併行して実施していた猛禽類調査において重要種や渡り移動している飛翔について記録していたことからできるだけの情報を提示したいという考えで、準備書において掲載しました。しかしながら、対象の異なる調査内容を並列に記載したことで、混乱を与えるおそれがあるため、評価書においては、対象とした調査内容毎に掲載することといたします。</p>
97	<p>3. アセス図書の公開方法が誠実性を欠いている</p> <p>本アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1～1.5ヶ月と短く、また、縦覧場所も限られている。インターネット上での閲覧は可能ではあるが、本アセス図書のように調査内容に重大な問題がある場合でも、再度の確認を縦覧期間終了後に行うことはできない。</p> <p>環境影響評価書は、地域住民や利害関係者等が常時、容易に精査できることによって、環境影響評価の信頼性を確保するものであり、地域との合意形成を図るうえでもその信頼性は不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、環境影響評価の図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧を可能にすべきである。</p> <p>以上</p>	<p>準備書の縦覧期間は法律で定められた1カ月間といたしましたが、準備書の閲覧に関しては準備書を再度弊社ウェブサイトにて公開することといたしました。閲覧期間は準備書手続き終了までとし、印刷可、ダウンロード可としております。</p>

(意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
98	<p>計画の再考、撤回を希望いたします。</p> <p>報告書(説明書)は、環境への影響がすべて「小さいものと予測する」と一様にくくられており、具体性に欠けるとともに、あまりに短絡的でご都合主義であると思わされます。</p> <p>現地はタンチョウをはじめとする希少種の営巣地です。それは永長をかけて築かれた、自然の絶妙なバランスが存在してこそ恵みです。</p> <p>工事規模を「必要最小限に」とうたっても、緑地がはがされ、大型の重機が入り込めば環境は一変し元のままあることは不可能です。</p> <p>計画地の周辺はすでに本来の自然の姿が大きく損なわれています。野鳥の楽園であるウトナイ湖は両側に工業団地や住宅街がすぐ隣まで迫り、今後じわじわと影響が現れることが予想されます。これ以上、豊かな自然環境を奪わないでいただきたいです。</p> <p>二酸化炭素排出の低減の事業が本末転倒とならないよう、野生動植物とその生息地を残して下さい。</p>	<p>浜厚真の湿地環境は、元々、民間業者による砂採取後に残った凹地状の地形に、後背地となる山地等から涵養され面的かつ広域に帯水している地下水が溜まったところにヨシやガマなどが生育し、現在の湿原が存在すると考えられます。</p> <p>本事業による改変面積は、必要最小限とし、湿地への影響を可能な限り低減する計画としております。</p>

(意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
99	<p>生態系の攪乱及び景観破壊の恐れがあることから、本事業計画の撤回を求めます。</p> <p>■重要湿地</p> <p>対象事業実施区域は、環境省が生物多様性の観点から重要度の高い湿地として選定した「日本の重要湿地500」1)のうち、「厚真水田および鶴川水田」、「勇払原野湿地群」及び「鶴川河口」の3つの湿地に取り囲まれた地域です。多くの学会や自然保護団体が、これらの湿地の重要性と、本事業が与える悪影響に対する懸念を表明しています 2), 3), 4), 5)。わたしもその懸念を共有します。</p> <p>葦辺(あしべ)には、鶴(たづ)がね鳴きて 湖風(みなとかぜ) 寒く吹くらむ 津乎(つお)の崎はも</p> <p>(現代語訳) 葦べには鶴が鳴いて、港には風が冷たく吹いているであろう。津乎の崎よ。</p> <p>という、若湯座王(わかゆえのおおきみ)の万葉集の歌6)をご存知でしょうか。日本人の原風景の一つであるこの歌に詠まれた情景は、今は稀少なものとなりました。</p> <p>「タンチョウ」を指すアイヌ語「サロルンカムイ」は「湿原の神」という意味だそうです。</p> <p>湿原を中心とする生態系は日本人の心象に深く関わっています。本事業における風車群は、そのような貴重な景観を損なうものです。</p> <p>1) 日本の重要湿地～生物多様性の観点から重要度の高い湿地の選定～(環境省) https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/pdf/important_wetland.pdf</p> <p>2) 【署名ご協力をお願い】 苫東厚真風力発電事業に対する事業中止要望について(日本鳥学会) https://ornithology.jp/newsletter/articles/1281</p>	<p>本事業による改変面積は必要最小限とし、湿地への影響を可能な限り低減する計画とし、動植物の重要種や生態系への影響については可能な限り低減を図ることとしております。</p> <p>また、眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p>

	<p>/</p> <p>3) 苫東厚真風力発電事業計画の事業区域の変更を求める要望書（日本生態学会） https://www.esj.ne.jp/esj/Activity/2022Tomatoatsuma.html</p> <p>4) 勇払原野（ゆうふつげんや）の風力発電計画地内で特別天然記念物タンチョウの繁殖を確認 日本野鳥の会らが、事業者に計画の中止・撤回を要請 https://mobile.wbsj.org/activity/press-releases/press-2021-12-16/</p> <p>5) (仮称) 苫東厚真風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見 https://nc-hokkaido.or.jp/katudou/2021/21.3.26.pdf</p> <p>6) 万葉百科（奈良県立万葉文化館） https://manyo-hyakka.pref.nara.ip/db/detailLink?cls=db_manyo&pkev=352</p>	
100	<p>■ 図書の常時公開と印刷</p> <p>環境影響評価図書は縦覧期間終了後も閲覧できるようにしてください。他社ではそのようにしているところもあります。住民との合意形成を図る上で重要だと思います。また、ディスプレイ上で細かい字を見続けることができない人もいます。印刷できるようにしてください。</p>	<p>準備書の縦覧期間は法律で定められた1カ月間といたしましたが、準備書の閲覧に関しては準備書を再度弊社ウェブサイトにて公開することといたしました。閲覧期間は準備書手続き終了までとし、印刷可、ダウンロード可としております。</p>
101	<p>■ 個人情報</p> <p>大垣警察市民監視違憲訴訟7)をご存知でしょうか。貴社は、説明会に参加した人や、意見書、要望書を提出した人や団体の構成員の個人情報を警察との間で共有（提供したり、提供されたり）したことはありませんか。</p> <p>7) 大垣警察市民監視事件の資料（「ものを言う」自由を守る会）</p>	<p>大垣警察市民監視違憲訴訟については存じておりますが、弊社が本事業の説明会に参加された方、意見書や要望書を提出された方や団体の構成員等の個人情報を警察との間で共有したことは一切ありません。これからも法令順守の下、事業を行ってまいります。</p>

(意見書 45)

No.	意見の概要	事業者の見解
102	<p>貴社が現在意見募集を行っている（仮称）苫東厚真風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対して、環境の保全の見地から当協会の意見を述べます。</p> <p>当協会は、風力発電など再生可能エネルギーの利活用には必ずしも反対するものではありませんが、事業地域の選定にあたっては、工事中および風力発電機の稼働によって地域周辺の自然環境の保護と生態系の保全および住民の健康に影響を及ぼさないようにしなければいけないと考えております。そのような観点からは、本事業計画は対象事業実施区域（以下、事業実施区域という）およびその周辺の極めて貴重な鳥類を含む自然生態系にいちじるしい悪影響を与えることから、本事業計画を即期中止することを求めます。</p> <p>なお、以下は、本事業の方法書に対する当協会の意見でも述べましたが、本意見書でもあえてお伝えします。本事業計画は、現地の事情の知らない事業者が、北海道の人家もほとんどない原野で、周辺に障害物も少なく、他の事業者も手を付けていない、かつ港にも近い場所に飛びついたという印象を受けます。事業実施区域は、我が国で最初のサンクチュアリであるウトナイ湖をはじめとする、環境省が「生物多様性国家戦略2012-2020」を受けて策定した、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」である「厚真水田および鶴川水田、勇払原野湿原群、および鶴川河口」の3つの湿地に囲まれた地域です。また、事業実施区域を含む地域には12年ほど前から国の特別天然記念物であるタンチョウが飛来し、最近では複数のつがいが増殖・産卵し、そのニュースは道民に明るい話題を提供しています。このようなところに風力発電施設の建設を計画すること自体が暴挙に等しいことです。少なくとも北海道を知る風力発電事業者ならこの地域は北海道における野鳥の聖域であり、国内でも有数の鳥類の多様性ホットスポットであるという認識があり、誰も手を出さない場所です。このような認識のない事業者の感覚は、計画段階環境影響配慮書において事業実施想定区域を示す十数枚の写真がすべて冬季の雪一色の写真であり、該当区域の植生や環境の様子がまったく伺えないものであったことから推定できました。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の重要な動物及び植物については、現地調査を実施し、それを踏まえて予測及び評価を行い、本事業による改変面積を必要最小限にとどめる等の環境保全措置を講じることにより、影響を可能な限り低減することとしております。</p> <p>対象事業実施区域は重要種が多く生息する範囲ではありますが、IBA及びKBAには含まれない範囲であり、鳥獣保護区からも外れた地域となっております。また、対象事業実施区域は産業地域である苫小牧東部地域内となります。</p> <p>現地調査の結果から、対象事業実施区域の東側エリアのタンチョウの繁殖地に配慮し、風力発電機6～10号機を方法書段階よりも海側の方に設置する計画としております。</p> <p>また、タンチョウの繁殖初期には、繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、繁殖に配慮いたします。</p>

103	<p>以下では、主に海浜植生と鳥類の影響について述べます。</p> <p>1. 地形への影響について</p> <p>本事業実施区域東側の鶴川周辺の海岸は、北海道で海岸侵食速度がもっとも大きい(3m/年以上)ところである。一方本事業実施区域の東側エリアから中央部エリアにかけては、逆に堆積海岸となっている。このようにこの地域は、河川の土砂供給量の変化や港などの構築物による沿岸漂砂の減少などにより海岸線の変化が激しいところである。本事業実施区域の東側エリアでは、風力発電機は海岸線近くに予定され、350m～500m 間隔で5基が並ぶ発電機は海岸線から約180m(10号機)～約120m(6号機)の近さである。一帯は砂浜あるいは砂丘の砂質土壌である。一般に風車の風下側は数100mにわたって風が強まると言われている。しかし、一方では風車土台やハブによる遮蔽効果もある。したがって、地形への影響を評価するためには風況の変化による砂の移動の検討が必要である。風力発電所の設置による風況への影響は、下記のこの地域に特徴的な海浜植物群落の帯状分布に大きな被害をもたらす。</p>	<p>風力発電機は風のエネルギーを使ってブレードを回転させるため、ブレードの後方では風のエネルギーが減ることになります。回転する風力発電機のブレードの後方には風の乱れが生じますが、風下側で風が強まることはありません。よって、風力発電機の設置により、この地域の風況が変わることはないものと考えております。また、地上からブレードの下端までは50～60m離れており、風の乱れが地表の砂の移動に影響することもないと考えております。</p> <p>海浜植物群落についても砂の移動への影響は小さいと考えられることから、帯状分布も維持されるものと考えます。</p>
-----	---	---

104	<p>2. 海浜植生への影響について</p> <p>上記のように、本事業実施区域東側エリアでは、海岸線に平行して5基の風力発電機が配置されているが、計画によると、さらにこの5基の風力発電機をつなぐ建設用道路が盛土で造成され、建設後も管理道路として永続的に運用される。これらの風力発電機と管理用道路のために、周辺の海浜植物群落の帯状分布は壊滅的な被害を受けてしまう。</p> <p>東側エリアでは、海岸汀線から内陸に向かってハマニンクークウボウムギ群集→ハマエンドウ群落→ヤマアワ群落がそれぞれ汀線と平行に帯状分布している。これらの群落はいずれも環境省植生図では植生自然度10の自然草原である。このような海浜植物群落の帯状分布は貴重な生態現象であり、帯状分布を保全することは重要な価値がある。特にヤマアワ群落の帯状分布は、ここ浜厚真海浜だけに見られるまだ成立のメカニズムが解明されていない特に貴重な現象である。海からの海風による乾燥、飛砂の堆積による植物体の埋没、そして海塩による細胞の生理的障害は汀線から内陸に向かって低減されていく。海浜でみられる帯状分布は、植物間でこれらのストレスに対する耐性が異なることによって形成されている。</p> <p>動物、植物、生態系への影響を低減するための環境保全措置（予防措置）の中で以下の内容が示されている。「東側エリアでは砂の移動をできるだけ妨げない計画とする。事業に伴う造成は必要最小限にとどめ、着手前に重要な植物群落の分布状況を確認し、影響の回避に努める」</p> <p>このように対応するとあるが、東側エリアでの工事計画は、極めて重要な生態現象であるヤマアワ群落の帯状分布の中心部を貫通して5機の風力発電機およびそれらを結ぶ工事用道路を建設し、道路は完成後も管理用道路としての永続的な運用を行うものである。その結果、ヤマアワ群落の帯状分布は壊滅的な被害を受け、おそらくこの帯状分布は消失するであろう。そして、我々は未解明で重要な生態現象という貴重な財産を失うことになる。</p> <p>東側エリアでは、内陸側にも別な重要群落が分布する湿地が広範囲に広がっており、このエリアの中ではどこに風力発電機を設置してもその影響を回避することはできない。東側エリアの風力発電機の設置計画は撤回すべきである。</p>	<p>ハマニンクークウボウムギ群集については、改変区域内に生育している群落ではありますが、改変率は群落面積の1%未満となっていることから、影響は小さいと考えます。また、砂浜から湿地までの移行部に関しても、本事業による改変面積は必要最小限としており、移行部の植物群が消失することはないと考えております。</p>
-----	--	--

105	<p>3. 鳥類への影響、特にタンチョウについて</p> <p>本事業実施区域を含む苫小牧市東部から厚真町、むかわ町にまたがる勇払原野は、日本で最初の野鳥の聖地「バードサンクチュアリ」、そしてラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖を有するほか、事業実施区域の東西両側および北側には、「重要野鳥生息地」(IBA)と「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(KBA)が広がっている。また、事業実施区域の南東約5kmの鶴川河口付近は北海道により鳥獣保護区に指定されている。これらの地域は、希少種を中心とした野生動植物の重要な生息地として世界的に認知されている。事業実施区域に生息・飛来する鳥類は、上記の周辺の自然度の高い湿原や草原、湖沼、河川などを含む広範な周辺域も利用して生息している。</p> <p>準備書では、事業実施区域周辺の各種指定区域を除外したことで、野生動物への重大な影響は回避・低減されると評価しているが、風力発電施設の建設はこれらの指定区域に隣接する広範な地域も利用している多くの鳥類の風車衝突事故を引き起こす可能性があり、また風力発電機の障壁効果により鳥類の移動経路の変更や生息地放棄がもたらされると考えられ、その評価は不適切であると言わざるを得ない。</p> <p>大きな影響が危惧される希少鳥類種のうち、とくに現時点で事業実施区域およびその周辺での生息状況が把握されているものとして、タンチョウ・チュウヒ・オジロワシ・オオワシ・マガン・オオジギシなどがあるが、以下では、国の特別天然記念物であり、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定され、今年(2024年)も事業実施区域の浜厚真湿地で繁殖、子育てに成功し、現在(9月17日現在)も飛べるまで育った幼鳥1羽を連れた親子3羽が浜厚真湿地近くの空を舞っているタンチョウを例に、事業実施区域でのタンチョウの最近の生息実態を述べ、計画撤回を求める。</p> <p>貴社は本年8月の準備書説明会で、タンチョウの現況調査を「令和5(2023)年1月～9月、定点カメラ＝1地点＝を令和5年1～12月に実施」し、現況調査結果として、「令和3(2021)年の猛禽類調査時より、タンチョウの記録を行い、調査範囲において、越冬期を除く時期において生息を確認した」とし、現況調査結果・予測評価では「浜厚真の湿地や厚真川河川敷などで採餌や休息が確認された」としたうえで、「湿性草地及び周辺の移動や飛翔範囲では可能な限り生息環境の改変を避けることから、影響を低減できるものと予測する」、「改変は風力発電機ヤード及び管理用道路に限定されること、移動経路を阻害するような面的な構造物を設置するものではないことから、影響は小さいと予測する」、「飛翔の多くが高度L(地面からブレード下端までの高さ50～60m)であり、歩行での移動割合が多かったこと、風力発電の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、ブレード等への接触の可能性は低いものと予測する」と結論づけた。また、環境保全措置としては「タンチョウやチュウヒの繁殖初期には、状況に応じて繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、各種の繁殖状況に配慮します」、「鳥類に対する視認性を高めるために、風力発電機のブレードの先端部を染色します」などと述べている。</p> <p>だが、なぜ令和3(2021)年は「猛禽類調査時に記録」しただけなのか、疑問だ。この年は浜厚真湿地で</p>	<p>対象事業実施区域は、鳥獣保護区や重要湿地などから除外された地域になっており、また、対象事業実施区域は産業地域である苫小牧東部地域内となります。</p> <p>渡り鳥については、移動経路を阻害するように面的に風力発電機を設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。</p> <p>東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、また、歩行での移動が多いことから、バードストライクの可能性は低いものと考えております。</p> <p>地元の関係団体の会からの意見で、できるだけ繁殖が継続しているタンチョウへの調査圧を与えないでほしいという要望があり、令和3年の繁殖ペアについては、猛禽類調査時に観察された記録とし、タンチョウを追うような調査は実施しませんでした。地元の関係団体の会からは、雛の成長に伴い、むかわへ移動した情報をいただきました。</p> <p>今後も、タンチョウについては猛禽類調査などにあわせて記録を行い、情報の収集を行い、影響が考えられる場合には、専門家からの意見も踏まえ、環境保全措置などの検討を行います。</p>
-----	--	---

営巣し、2羽の子育てが行われた。子育て時期は幼鳥が飛べるようになるまで、親鳥はまだ飛べない幼鳥と一緒にいるので歩くのが多いのは当然だ。さらに、飛翔してもブレードの高度以下だから大丈夫と「評価」している。研究者によると、通常そこまで高く飛ぶことはまれとのことだが、遠くまで移動するため高度をあげて飛ぶことは観察されている。準備書は、限られた調査だけに基づいて、「多少の影響はあるかもしれないが、気を使って事業を進めるから安心して任せて」と言っているように見え、特別天然記念物タンチョウを守るという大切な視点が欠けている。

タンチョウの保護増殖に取り組んできた環境省は2013年、「タンチョウ生息地分散行動計画」を策定し、2023年10月には計画を見直して「タンチョウ生息地分散行動計画（第2.0版）」をまとめた。そこでは「近年、再生可能エネルギーの導入が急速に進むなか、タンチョウの繁殖地やその周辺に太陽光発電施設を建設する事例が増加していることから、今後、タンチョウの分散・定着が期待される地域において再生可能エネルギーの建設計画を把握した際には、事業者や地方自治体と適切な情報交換を図りつつ、環境アセスメント制度等も活用し、事業者へ適切な配慮を促す必要がある」とし、さらに、「タンチョウの繁殖地や繁殖候補地において、太陽光発電施設や風力発電施設の建設が予定されている場合には、事業者や地方自治体に対し当該地がタンチョウの生息適地であることの情報を共有し、適切な配慮を求める」と述べている。

環境省がこれらの計画を設定したから、タンチョウが道央圏に分散し始めたわけではないが、環境省の生息地分散行動計画に先立って、真っ先に道央圏に姿を現わし繁殖を始めたのが鶴川周辺に来たつがいのタンチョウだった。2011年にやってきたそのつがいをこれまでずっと見守ってきた地元の市民グループ「ネイチャー研究会 in むかわ」（以下、ネイチャー研究会という）のメンバーは愛情をもってそのつがいを「むかわタンチョウ」と呼んでいる。

ネイチャー研究会によると、このつがいは2013年から2年続けて鶴川周辺で繁殖に成功している。つがいは2017年には初めて浜厚真湿地に巣を造り、繁殖に成功した。道央圏で初めて幼鳥のバンディングも行われた。装着された足環ナンバーは「318」である。つがいはその後も鶴川周辺で繁殖を続け、浜厚真での2回目は2021年であった。そして、今年(2024年)が3回目の浜厚真での繁殖であった。8年で3回も営巣地に選ばれたのが浜厚真湿地である。繁殖地保護の観点からマスコミも繁殖地名は特定せず、「むかわ周辺」と書いていた。しかし、本風力発電事業計画を知ったネイチャー研究会は背に腹は変えられず、「繁殖地を公表して反対署名を集めたい」と活動をはじめた。

浜厚真湿地だけではない。数少ない道央圏でのタンチョウの繁殖地は苫小牧市のウトナイ湖周辺にもあり、また、苫東地域の他の場所（繁殖地未公表）でも昨年と今年繁殖が確認されているという。

浜厚真生まれの足環318を装着したオスは、3歳になった2020年つがいになって幼鳥2羽を連れて道央圏に現れ、今年まで5年連続して子育てに成功している。このことから浜厚真湿地がタンチョウにとってどれだけ大切な場所かがわかる。

タンチョウは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種であ

	<p>る。同法第三十四条（土地の所有者等の義務）には、「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない」とある。貴社は事業実施区域の占有者に該当すると思うが、いかがでしょうか。</p> <p>以上、タンチョウが定着・子育てをしている事業実施地区周辺の重要性・貴重性について述べた。本事業実施区域に関わる自然環境の重要性、特に鳥類について、「(仮称) 苫東厚真風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」、および「(仮称) 苫東厚真風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する北海道知事意見や環境大臣意見および経済産業大臣意見、また、それらの環境影響図書における専門家等へのヒアリング結果でも述べられている。また、環境省の環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム(EADAS)にある「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ(陸域版)」でも注意喚起 A3 とされている。</p> <p>以上のように、本事業実施区域および周辺地域は豊かな鳥類相を有する地域であることから、風力発電施設が建設されればバードストライクや障壁影響が発生する可能性が極めて高い。鳥類保全の視点からも本計画は撤回されるべきである。</p>	
--	---	--

(意見書 46)

No.	意見の概要	事業者の見解
106	<p>●海岸法に抵触しないのか</p>	<p>本事業の対象事業実施区域は一部が海岸法で定める海岸保全区域にかかっておりますが、関係機関とも協議の上、必要な手続きを行い、事業を進めてまいります。</p>
107	<p>●重機などを通すために厚い敷鋼板がほぼ2年間置かれるままになっていると思うが取付道路のほかにこの鋼板が長時間置かれるとそこにあった植物は再生できないのではないかと 上側の土をさらって横に置いておき工事後に戻すと説明していたがそのようなことで再生できるのか</p>	<p>工事中は、管理道路に鉄板敷きなどの下敷きをする場合もありますが、工事は一時的であり、工事が終了すると撤去し、管理道路は未舗装としますので植生についても自然回復するものと考えられます。</p>
108	<p>●風車1基あたり地下50mに25本ほどのくい打ちをすると思うがその音や振動が鳥類にどのように影響するか</p>	<p>タンチョウやチュウヒの繁殖初期には、繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、繁殖に配慮いたします。</p> <p>なお、現時点で対象事業実施区域の周辺では、砂採取業者の重機も動いており、音に対する慣れがあると考えられます。</p>
109	<p>●シロチドリの営巣に関して調査と予測が十分でない 再調査し、工事ありきの予測ではなくきちんと予測・評価をすることを求める</p>	<p>シロチドリについては、一般鳥類の調査だけでなく、猛禽類調査時にも記録に努めてきました。海岸部への風力発電機の配置となりますが、計画する風力発電機のブレード回転域下端から地上までの距離は、50～60mあり、十分な空間があることから、影響は低減されるものと考えております。</p>
110	<p>●浜厚真で営巣しているタンチョウの調査が不十分 再調査し、工事ありきの予測ではなくきちんと予測・評価をすることを求める</p>	<p>タンチョウについては、一般鳥類調査だけでなく、猛禽類調査時、渡り鳥調査、その他の項目にも記録に努め、約3年間に記録されたデータを記載しており、営巣地から風力発電機の配置や改変に伴う影響について、適切に調査、予測及び評価を行っていると考えております。</p>

111	●オオワシオジロワシは冬季間海岸線で採餌休憩をする調査が十分でない 再調査し、工事ありきの予測ではなくきちんと予測・評価をすることを求める	オジロワシについては、猛禽類調査や一般鳥類調査の冬季調査に加え、越冬鳥類調査を実施し、これらのデータを元に予測及び評価を行っております。
112	●アカモズの営巣に関して記述されていない。調査が不十分 再調査し、工事ありきの予測ではなくきちんと予測・評価をすることを求める	アカモズについては、一般鳥類調査だけでなく、猛禽類調査時にも記録に努め、約3年間に記録されたデータを記載しており、風力発電機の配置や改変に伴う影響について、適切に調査、予測及び評価を行っていると考えております。
113	●チュウヒの営巣・育雛、飛翔について調査不十分である 再調査し、工事ありきの予測ではなくきちんと予測・評価をすることを求める	チュウヒについては、猛禽類調査として、約3年間の調査を実施しました。対象事業実施区域に係るペアについて把握をした調査結果となっております。その結果の営巣地や飛翔行動を踏まえて、予測及び評価を行っております。
114	●各地の湿地では工事による湿地の乾燥化が問題になっている。 説明会でボーリングによる水位の変化はおきないと言っていたがそれは本当か？	対象事業実施区域の各エリアにおいて、令和5年4月～令和6年3月の間、自記水位計により地下水位を連続的に観測しております。地下水位は季節的変動や降雨ならびに潮位に連動した顕著な変動は認められなかったことから、地下水は後背地となる山地等から涵養され面的かつ広域に帯水していると考えられます。また全期間において、ボーリング採掘時の初期水位よりも高い水位が見られたため、深部帯水層の被圧地下水の影響も受けているものと考えられました。よって浅部から深部にわたって幅広い地層にて帯水しており、また面的かつ広域に帯水していることから、現時点で風力発電機の建設により地下水位に影響を及ぼすものとは予想しておりません。

(意見書 47)

No.	意見の概要	事業者の見解
115	仮称苫東厚真風力発電計画準備書住民説明会に参加しました 質問に対する貴社の返事は建設ありきのものであり、この建設が植物や鳥類に対し影響が低減できる一辺倒でこれにはとても驚いた。 誰が考えても大きな影響があるだろう。 気象協会の調査もお粗末で、幼鳥が飛べなくてもオスが偵察などで海側から鶴川方面に行ったりすることがある。 国の特別天然記念物のタンチョウの営巣と育雛、絶滅危惧種のチュウヒやアカモズの営巣をはじめ確認された鳥類は230種を超え内48種が絶滅危惧種である。また植物も230種以上内11種が絶滅危惧のおそれのあるもの、その他の動物。魚類21種の内5種が絶滅の恐れのあるものである。 仮称苫東厚真風力発電建設は浜厚真の自然を壊し、生物の多様性も崩す恐れの大い建設計画であると考ええる。 この計画の撤退または建設場所の変更を求める。	タンチョウをはじめとした鳥類等の動物については、方法書に記載した調査方法及び専門家の助言等により追加した内容の調査を行い、対象事業実施区域の動植物の状況について把握しております。 天然記念物や絶滅危惧種などに選定された動植物については、現地調査を実施し、予測及び評価を行い環境への影響を可能な限り、回避又は低減することとしております。

(意見書 48)

No.	意見の概要	事業者の見解
116	① 用地選定の理由がはっきりとしていない。 他の候補地があったと思うのだが比較も何もない どんな理由でこの場所を選定されたのか知りたい。 湿地・浜辺と条件としては、風を別にして良くないと思えてしかたがない。	本事業を当地で進めようとする理由は、弊社による風況観測の結果からも対象事業実施区域付近は再生可能エネルギーとなる風況が良好であること、風力発電機を輸送したり工事車両が走行できる道路が整備されていること、周辺に火力発電所があるため連系する送電線が近くにあること、風力発電機を設置できる産業用地があること等からとなります。
117	②工事の時に出る音の対策はどうされるのか？ 杭を打ち込むのには長期に渡り、大きな不快な音が発生するものと思える。鳥の営巣期間中断もしくは別の場所での作業といわれていたが杭打ちの音はそうとうなものと思えるがその対策についてはどうされるのか？	チュウヒやタンチョウについては繁殖初期での確認を行い、繁殖を始めれば付近の工事は行わないこととし、営巣地との離隔なども検討しながら繁殖初期以降については状況を見ながら工事の実施の検討してまいります。 また、工事中の時に出る騒音をご懸念されているかと存じますが、現在検討している風車基礎の杭については打撃を与えて打ち込むのではなく、鋼管の杭をねじ込む方法、もしくは穴を掘り、コンクリートを流し込んで杭を形成する方法のどちらかを検討しており、工事中の騒音ならびに振動については、極力低減できるよう配慮いたします。
118	③湿地帯の保全を考えておられる様ですが何百年もかかって出来た場所を表土だけで復元できるのでしょうか？ 杭を打つことに依り地下の水の流れが変り低い方に流れ、湿地の乾燥化が広がる事が懸念されます まして工事中は敷鋼板を敷き、重機を搬入、可動されるのでは？敷鋼板の下の植物は死滅してしまいます	浜厚真の湿地環境は、元々、民間業者による砂採取後に残った凹地状の地形に、後背地となる山地等から涵養され面的かつ広域に帯水している地下水が溜まったところにヨシやガマなどが生育し、現在の湿原が存在すると考えられます。 本事業による改変面積は必要最小限とし、湿地への影響を可能な限り低減する計画としております。 対象事業実施区域の各エリアにおいて、令和5年4月～令和6年3月の間、自記水位計により地下水位を連続的に観測しております。地下水位は季節的変動や降雨ならびに潮位に連動した顕著な変動は認められなかったことから、地下水は後背地となる山地等から涵養され面的かつ広域に帯水していると考えられます。また全期間において、ボーリング採掘時の初期水位よりも高い水位が見られたため、深部帯水層の被圧地下水の影響も受けているものと考えられました。よって浅部から深部にわたって幅広い地層にて帯水しており、また面的かつ広域に帯水していることから、現時点で風力発電機の建設により地下水位に影響を及ぼすものとは予想しておりません。 工事中は、管理道路に鉄板敷きなどの下敷きをする場合もありますが、工事は一時的であり、工事が終了すると撤去し、管理道路は未舗装としますので植生についても自然回復するものと考えられます。

(意見書 49)

No.	意見の概要	事業者の見解
119	拝啓 御社の日ごろの再生可能エネルギーを利用したエネルギー生産活動に対し敬意を表します。 私どもは苫小牧市の市民団体で、「脱原発・自然エネルギーをすすめる苫小牧の会」と申します。文字通り原発を止めて、自然・再生可能エネルギーを推進することを弊会の目標として微力を注いでおります。 さて、御社が建設・設置をなさろうとしている「苫東厚真風力発電計画」であります。結論を先に言えば、	本事業は、我が国のエネルギー政策に貢献し、発電時に温室効果ガスを排出しない風力発電施設を設置するとともに、国が掲げる2050年カーボンニュートラル社会の実現や、エネルギーの安定供給に貢献できる事業であり、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で地域の環境への影響を低減することとしております。 バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き

何卒風車の設置計画をお止めになり、計画そのものを白紙撤回して戴きたいということです。なお、8月に開かれた説明会（厚真町）には弊会の役員が出席しており、また、報道等を参考にさせて戴いて意見を申し上げます。

ご計画では、190m級の風力発電機を10基設置、単機出力4300kw程度、耐用年数25年、運転開始スケジュールは2028年4月と伺っております。さらに、既に公表されている環境影響評価準備書は大部なものです。が、バードストライクについては、風力発電機の周辺は迂回可能な空間が広がっており「可能性は低い」とし、鳥類の生息環境の悪化についてもエ事の騒音は一時的なもので影響は小さい、と結論づけています。あるいは、鳥からの可視性を高めるために発電機ブレードの最先端部を塗色することやタンチョウやチュウヒの「繁殖初期には周辺部での工事は行わない」などの対策も盛り込んでいます。

しかし、「風力発電機の周辺は迂回可能な空間が広がっており（バードストライクの）「可能性は低い」とか、「工事の騒音は一時的なもので影響は小さい」とか、あるいは「鳥からの可視性を高めるために発電機ブレードの最先端部を塗色する」ことで、繁殖行動に影響を与えないとか、バードストライクを回避できるなどと本気で考えなものでしょうか。

もしそうだとすれば、一体何をその根拠となさっているのでしょうか。

これが人間ならいざ知らず、言葉の通じない、或いは人工物や人間の行動の意味を解さない鳥類が、バードストライクの回避行動をとり、工事の騒音は一時的なものとして我慢をし、ブレードの最先端部の塗色を危険信号と理解すると本当に真面目にお考えなのでしょうか。

長年地元でタンチョウを見守り、営巣、抱卵と繁殖・育雛を助け、定着を促してきた自然保護団体の人々は、御社の風力発電機設置によりこのタンチョウの貴重な営巣可能地や生息環境が直接的に失われるだけでなく、風車へのバードストライクや風車による動物の移動の阻害（障壁効果）による悪影響が生じることを危惧し、他の多くの希少鳥類やその他の生物も影響を免れないことを危惧しています。また、弊会もそのように考えます。

タンチョウは、一時は日本で絶滅したとも考えられましたが、20世紀初頭に釧路地方で十数羽の生存が確認され、1935年に釧路湿原の繁殖地が天然記念物に指定されました。

お蔭で戦後は阿寒町（現・釧路市）や鶴居村で地元の人たちによる給餌活動が本格化し、1952年にはタンチョウそのものが特別天然記念物に指定され、漸く生息数が順調に増えて分布は道東から道北、そして再び道央にも広がり、むかわ町では2011年に1組のつがいが定着しました。現在およそ1800羽、そのくらい繊細で貴重な鳥類なのです。

しかし、そればかりではありません。上述各地の説明会では、風車の影響による作物の生育不良、養鶏への影響、超低周波音や電磁波などの人体への影響（御社の説明では国際基準を下回るとのことですが）、など次々に住民から不安の声が出され、御社は質問制限を

（改訂版）（環境省、令和4年8月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。

「平成21年度 風力発電施設バードストライク防止策実証業務 報告書」（環境省、平成22年）では、ブレードへの塗色による効果について実証実験を行っており、鳥類全般での塗色前後の出現状況についての観察記録があり、カモメ類のセグロカモメが対象種としてあがっています。その結果、塗色後は出現が減少しており、ブレードへの塗色に効果が認められています。

また、現況調査の結果及び専門家へのヒアリングからも東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、また、風力発電機の設置範囲については、移動経路を阻害するように面的に設置するのではなく、風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。

風力発電の稼働により、作物の生育や養鶏に対して問題が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、今後とも最新の情報を把握してまいります。本事業開始後に、万が一、作物や養鶏に関して問題が発生した場合は、原因を調査し、その原因が本事業によるものであった場合には、農業や養鶏業の関係者様とも協議の上、誠実に対応を検討してまいります。

超低周波音の予測結果（G特性音圧レベル）についても全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。

天然記念物や絶滅危惧種などに選定された動植物については、現地調査を実施し、予測及び評価を行い環境への影響を可能な限り、回避又は低減することとしております。

	<p>する始末でした。心臓にペースメーカーを埋め込んでいる人からは電磁波への強い懸念が示されました。24時間 365 日風車の音が聞こえるとどうなるのかと不安を訴える人もいました。また、ウトナイ湖に飛来する絶滅危惧種のチュウヒ、マガン、オジロワシなどの野鳥に与える影響は小さいとする御社に対して、30年以上調査を続けてきた方が「調査不足」を指摘しました。さらには、建設予定近くの湿地で営巣していたタンチョウが、昨年の御社のボーリング調査でそこでの営巣を放棄したという報告もあります。「ヒナは飛べるようになるまで、計画地に近いところで練習する。助走をつけて飛ぶため風車のエリアに近い可能性が高い」「タンチョウへの影響も小さいとあるがこれは非常に問題。違うと思う」、とこれは長年タンチョウの見守りをしている人の声です。「チュウヒが何羽風車に衝突すると影響が大きいというのか」という質問には、「基準はない」というのが御社の説明です。これでは全く説明になっていないのではないのでしょうか。説明会会場からは「計画に反対」「風車の場所を移動して」という声が出ていました。</p> <p>さて、改めて弊会の見解を申し上げます。弊会は慥かに「自然エネルギーをすすめる会」ではありますが、自然エネ・再生可能エネなら何でも推進するという立場ではありません。生物の生命を脅かさない、即ち生物多様性を破壊しない、景観を壊さない、人体に悪影響を及ぼさない範囲で（勿論絶対ゼロはあり得ないでしょうが）、自然エネルギーをすすめるという立場です。可能な限り現状を維持しつつ、地球温暖化を防ぐためにエネルギー政策の転換を図っていくという立場です。そういう意味では今回の御社の「苫東厚真風力発電計画」はマイナスの影響が大きすぎます。のみならず地域を分断し、地域コミュニティを破壊する虞さえあります。風車の耐用年数は 25 年だそうですが、自然は一度破壊されると再び元に戻るにはその何十倍もかかります。場合によっては永遠に元に戻りません。御社のホームページを拝見いたしますと、土井社長のお言葉に「日本を、そして世界を、地球環境にやさしいエネルギーで満たすために。私たちはエネルギーインフラに関わるお客さまにソリューションを提供していくこと。をミッション」としてしているとあります。全くその通りだと思います。それに相応しい地域は必ず他地域に存在致します。どうぞそのようにして、今回の「苫東厚真風力発電計画」を撤回され、流石は Daigas さんだと、御社のお名前を一段とグレードアップされることを心から願うものです。何卒お聞き入れくださいますよう改めてお願い申し上げます。敬具</p>	
--	--	--

(意見書 50)

No.	意見の概要	事業者の見解
120	<p>タンチョウの営巣地としての湿地・草地保全の点から。</p> <p>10 章 1700P 「繁殖行動が確認された周辺での工事は行わない…」とありますが、巣を造るのに適した場所かどうか先ず探して飛来して来ますので、実際に造り始める前から、工事を行う影響はあります。</p>	<p>タンチョウについては繁殖初期での確認を行い、繁殖を始めれば付近の工事は行わないこととし、営巣地との離隔なども検討しながら繁殖初期以降については状況を見ながら工事の実施の検討してまいります。</p>

	<p>6章 373P「一般意見概要」欄上段の意見にある通り、1つのつがいが必要とする範囲は3～4kmであり、浜厚真湿地でなくとも、ウトナイへ行けば…という簡単な事ではないのです。</p> <p>車輛の姿を見ただけで警戒し、せっかく造った巣を放棄（抱卵中や孵化後も同じ）してしまう事もあります。道東の釧路周辺の過密地から分散し、やっと道央圏での繁殖が増えようとしている重要な地ですので、その保全の為に中止を、実施の場合はご配慮をお願いします。</p>	
--	--	--

(意見書 51)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	<p>2月、マガン・ヒシクイ・ハクチョウ類たちの群れが雪の少ないむかわ町周辺に本州からダイレクトに訪れます。田んぼで落穂を食べ、雪解けを待ちながら北へ向かうのです。</p> <p>罫はラムサール条約指定のウトナイ湖。湖に凍結があるときは厚真川河口・鶴川河口を利用しています。2012年からこの時期にタンチョウも現れるようになりました。道東から新天地を求めて、そして、少しずつではありますが数を増やしています。5月、シギ・チドリ類が地球を半周するような渡りの途中、鶴川河口から厚真川河口を採餌・休み場として利用し始めます。このように浜厚真周辺は大きなフライウェイ（渡り鳥の道）があるところです。</p> <p>鳥類 238種、そのうち絶滅のおそれがあるのは46種。このような場所に巨大風車の計画があるのは信じられないことです。そして、この野鳥を支えているのは昆虫など475種（18種）、植物238種（11種）です。哺乳類・魚類・両生類、21種（5種）。 —（ ）内はいずれも絶滅のおそれのある種—浜厚真バイオブリッツ 2021の記録—</p> <p>再生可能なエネルギーは大切です。しかし、この小さなエリアの生物はとても重要です。命の大切さを子供たちに。未来の子供たちにこの自然を残したいと私たち「ネイチャー研究会 in むかわ」は観察や子供たちとの研修事業をしています。</p> <p>未来に禍根を残さないよう、この希少で北海道でも稀な生物相を持っているこの場所への（仮称）苫厚真風力発電事業の中止を強く求めます。</p>	<p>渡り鳥の特にガン類については、春季に本州から多くの渡りが見られ、対象事業実施区域はねぐらとなるウトナイ湖と、早春に餌場となる、むかわ町の耕作地との間に位置することになりますが、本州からの飛来は、ウトナイ湖への入口となる苫小牧市から鶴川までの広い範囲であり、令和3年の現地調査の結果から、対象事業実施区域にて確認されたガン類の数は、本州を飛び立ったガン類の1割弱との結果となっており、多くは別の場所から上陸しております。また有視界飛行を行っており、かなり遠方において上陸する場所を目視して構造物を回避するようなルートをとり、衝突を避ける行動をとると考えられることから、影響は低減されるものと考えております。</p>
122	<p>下記は主な意見13を準備書から、列記いたしました。</p> <p>p18 最後の行の記述 東側エリアで確認された植物の重要種やタンチョウ及びチュウヒの繁殖に配慮するため、風力発電機6～10号機を海側に設置する計画とし、これに伴い対象事業実施区域に一部追加した。</p> <p>①上記についての意見です。湿地は重要であるとの認識からの風力発電機を海側に設置変更であるが、動き・飛び回るタンチョウやチュウヒにとって、同工エリア内、数百mくらいの場所の移動は意味がない。</p>	<p>現地調査の結果から、対象事業実施区域の東側エリアのタンチョウ及びチュウヒの繁殖地に配慮し、風力発電機6～10号機を方法書段階よりも海側の方に設置する計画としております。また、風力発電機への視認性を高めるブレードへの塗色も行います。</p>

123	<p>p21 (2) 工事行程 上から 2 行目 工事実施期間：2026 年 3 月～ 2027 年 12 月</p> <p>②上記についての意見です。この時期は 3 月～8 月末までは繁殖初期・抱卵・育雛の時期であり、チュウヒやタンチョウに配慮があるならエリア内での工事は出来ない。また、大型車・小型車は数台であっても乗り入れは出来ない</p>	<p>タンチョウについては繁殖初期での確認を行い、繁殖を始めれば付近の工事は行わないこととし、営巣地との離隔なども検討しながら繁殖初期以降については状況を見ながら工事の実施の検討してまいります。</p> <p>なお、現地調査での観察では、繁殖時期にも小型車の出入りがあり、繁殖も行われている状況です。</p>
124	<p>p55 第 5 章 本文 9 行目 動物及び植物の保全については、風力発電機ヤード、管理道路の設置に伴う樹木の伐採が最小限となる計画とすることで、環境影響を低減することとした。</p> <p>③上記についての意見です。樹木の伐採だけでは全く、低減とはならない。絶滅危惧種のチュウヒなどは湿地や草原性の野鳥であり。タンチョウは湿地の鳥である。勇払原野の鳥の生態を再度、調べ直してほしい</p>	<p>本事業による改変面積には必要最小限とし、湿地への影響を可能な限り低減する計画としております。また、多くの動植物の生育・生息場所の湿地環境に対しては改変を加えないこととしております。</p> <p>タンチョウの繁殖については、営巣を阻害することのないよう、湿地環境を残す計画とし、影響は低減されるものと考えております。</p>
125	<p>p86【環境保全措置】本文 12 行目 タンチョウやチュウヒの繁殖初期には、状況に応じて繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、各種繁殖状況に配慮する。</p> <p>④上記についての意見です。浜厚真において、タンチョウの繁殖初期行動は 2017 年から毎年のように確認されているし、チュウヒに限っては私の知っている限り 1996 年から連続確認がある。特に取付道路近くはチュウヒが必ず、営巣地ポイントとしている場所で、この確認記録からおしてもこのエリアでの工事は出来ない</p>	<p>東側エリアの浜厚真海岸におけるタンチョウ及びチュウヒに関しては、3 年間の記録を行い、生息状況の把握に努めました。調査結果から得られた営巣地を基に予測及び評価を行っており、対象事業実施区域の東側エリアのタンチョウ及びチュウヒの繁殖地に配慮し、風力発電機 6～10 号機を方法書段階よりも海側の方に設置する計画としております。</p>
126	<p>p86【環境保全措置】本文 15 行目 対象事業実施区域の中央エリアと西側エリアにおいて、オオジシギが確認された風力発電機ヤード周囲の草地については、オオジシギの繁殖地とならないよう………管理を行う</p> <p>⑤上記についての意見です。オオジシギはウトナイの鳥であり、地域のシンボルでもある。その営巣地を奪い、そのフライウェイを断ち切るのは今後、大きな問題となる。ここに書かれていることが影響大であると認めている</p>	<p>オオジシギなどの草地を繁殖地として利用する種に対しては、環境の一部が消失することになりますが、本事業による改変面積は必要最小限とし、湿地への影響を可能な限り低減する計画としております。</p> <p>また、風力発電機の周辺には迂回可能な空間があるため、オオジシギのフライウェイを断ち切るような面的な障壁にはならないと考えております。</p>
127	<p>p86【環境保全措置】本文 19 行目 鳥類に対する視認性を高めるために、風力発電機のブレードの先端部を染色する</p> <p>⑥上記についての意見です。ブレードの染色については今のところ、良い結果は得られていない。また、先端部のみの染色は一昔前の発想だ。発電しているブレードの視認性は高まらない</p>	<p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）（環境省、令和 4 年 8 月）」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p> <p>また、「平成 21 年度 風力発電施設バードストライク防止策実証業務 報告書」（環境省、平成 22 年）では、ブレードへの塗色による効果について実証実験を行っており、鳥類全般での塗色前後の出現状況についての観察記録があり、カモメ類のセグロカモメが対象種としてあがっています。その結果、塗色後は出現が減少しており、ブレードへの塗色に効果が認められています。</p>

128	<p>p88【評価結果の概要】(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 前述の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工、地形改変および施設の有存在に伴う重要な種及び重要な植物群落に関する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する</p> <p>⑦上記についての意見です。ハマニンクークウボウムギ群集は根が深く、一度、改変されると復活は難しく、砂浜から湿地までの移行部にある「乾性草地」のシロヨモギなどのイネ科植物群は冬、雪が少ないこの地方のツメナガホオジロ・ユキホオジロ・シラガホオジロ・ベニヒワ・マヒワの餌場環境となっている。それを狙って猛禽類のコミミズクなどが集まる場所です。この植物群を失うことは、多くの野鳥や生物に影響は大である</p>	<p>ハマニンクークウボウムギ群集については、改変区域内に生育している群落ではありますが、改変率は群落面積の1%未満となっていることから、影響は低減されると考えます。また、砂浜から湿地までの移行部に関しても、本事業による改変面積は必要最小限とし、湿地への影響を可能な限り低減する計画としており、移行部の植物群が消失することはないと考えております。</p>
129	<p>p90【環境保全措置】本文 14 行 チュウヒの繁殖初期には、状況に応じて繁殖行動が確認された周辺での工事はおこなわないこととし、繁殖状況に配慮する</p> <p>⑧上記についての意見です。前述したようにチュウヒの繁殖初期は3月、抱卵、育雛、巣立ちまで8月いっぱい必要を要するが配慮できるのか?どなたが判断するのか?</p>	<p>チュウヒについては繁殖初期での確認を行い、繁殖を始めれば付近の工事は行わないこととし、営巣地との離隔なども検討しながら繁殖初期以降については状況を見ながら工事の実施の検討してまいります。チュウヒの繁殖の状況を観察しながら、事業者が工事のスケジュールを判断いたします。</p>
130	<p>p91【③総合考察】全文 上位性注目種として選定したオジロワシについて……本業におけるオジロワシへの影響は小さいものと予測する</p> <p>⑨上記についての意見です。オジロワシは厚真町で繁殖もしている通年いる鳥です。冬場の彼らの餌場はほぼ海岸で魚類だけではなく貝類も採餌している。厚真川も入鹿別川も全面凍結する川で、海岸線は彼らの餌場です。ルートはその場所周辺となります。特に狩場を持たない亜成鳥は海岸に依存している、冬場の採餌環境が海岸が中心となるためオジロワシへの影響は大である</p>	<p>越冬時期のオジロワシの飛翔状況では、海岸沿いや内陸も合わせて利用していることを確認しておりますが、越冬時期には、1箇所に留まる個体は少ないとのヒアリング結果もあります。また、飛翔高度は比較的に低い傾向があり、計画している風力発電機のブレード回転域の下端部から地上までは50～60mの距離があるため、影響は低減されているものと考えられます。</p>
131	<p>p98【予想結果の概要(続き)】全文 餌場としての利用が減少することから、本事業が採餌環境に及ぼす環境のあるペアと考えられる。しかしながら、餌場となるヨシ原……影響を低減できるものとする</p> <p>⑩上記について意見します。前述を繰り返すが、チュウヒ繁殖初期は3月で、繁殖時期は8月いっぱいである。たとえ、営巣・採餌環境が保全されてもこの間のチュウヒはとても敏感で人の動き、車両の出入りばかりではなく、観察圧にも同じである。人が立ち去らない限り、巣には近づかない。チュウヒの生息環境に及ぼす影響は大である</p>	<p>チュウヒについては繁殖初期での確認を行い、繁殖を始めれば付近の工事は行わないこととし、営巣地との離隔なども検討しながら繁殖初期以降については状況を見ながら工事の実施の検討してまいります。</p>
132	<p>(仮称) 苫東厚真風力発電事業環境評価準備書(2/3) p1070 表 10.1.4-82 (12-1) 重要な鳥類への影響予測(タンチョウ) 確認状況及び主な生息環境 全文 令和3年から令和5年に…飛来していたが、産卵までには至らず、その後はむかわ町に移動して繁殖活動が</p>	<p>準備書においては対象事業実施区域内での生息個体の確認状況を記載しております。頂いた情報につきましてはは予測・評価の参考にさせていただいております。</p>

	<p>見られたと情報があり、令和5年は繁殖に成功し、1羽が巣立っている。</p> <p>⑩上記について意見します。令和4年(2022年)は繁殖初期に浜厚真の湿地にも現れるが、むかわ町汐見湿地に営巣した。しかし、抱卵途中でメスが行方不明となり、オスのみが観察されるようになった。その後、オスは6月に入ると浜厚真の湿地で見られるようになる。同地で風切り羽の換羽のため、羽が伸びて飛べる8月まで滞在していた。観察を続ける中、前年度(令和3年2021年)浜厚真の湿地で生まれた2羽の亜成鳥の飛来も確認した。この重要な観察はお伝えしている。</p> <p>令和5年(2023年)は繁殖初期に浜厚真湿地で「ヨシ切り」までの2羽の行動を観察したが、造巣する近くにボーリング作業車の出入りがあり、造巣は中断された。この事実を後日、環境アセス説明時にお伝えすると「タンチョウの生態を分かってなかった」と事業者側から謝罪されている。その後、オスは浜厚真の湿地に留まり、メスはむかわ町の湿地で産卵するが、すぐに抱卵を放棄した。その後、5月上旬にむかわ町の湿地の違う場所に再産卵して、6月中旬に1羽のヒナが生まれた。このこともお伝えしているが、都合が悪いのか明記されていない。</p>	
133	<p>p 1070 影響予測 変更による生息地環境の減少 全文 と ブレード等への接触 全文</p> <p>本種の主な生息環境である湿性草地・ヨシ原や餌場となる水たまり………変更による生息環境の減少・消失の影響を低減できるものと予測する。</p> <p>⑫上記について意見します。このつがいは繁殖初期には必ず、越冬地より浜厚真に飛来する。営巣場所が安全と思われれば、3月末には造巣行動がみられ、順調であればそのまま、産卵となる。その間、事業のため人や車両の出入りがあると中断となることは過去の記録が示している。繁殖圏は半径2km以上で、そのエリアに他のタンチョウが侵入しても追い出す。この計画地には風力発電機をどこに設置しても繁殖に影響は大である。</p>	<p>タンチョウについては繁殖初期での確認を行い、繁殖を始めれば付近の工事は行わないこととし、営巣地との離隔なども検討しながら繁殖初期以降については状況を見ながら工事の実施の検討してまいります。</p>
134	<p>p 1070 移動経路の遮断・阻害 全文</p> <p>本種は対象事業実施区域内外に存在する水域……風力発電機の周辺には飛翔可能な空間が確保されていることから、移動経路の一部が遮断、阻害される可能性は低く、影響は小さいものと予測する</p> <p>⑬上記について意見します。タンチョウ抱卵期・育雛期であっても、特にオスは家族と離れ採餌のため数キロ先まで飛翔する。タンチョウは大型の鳥類のため、風の向きなど飛翔条件があり、そのため旋回などは普通である。道東では電線への事故が多く、電線の黄色のカバーはそのためである。また、幼鳥は経験不足で秋に罫として頻繁に使うであろう浜厚真湿地への飛行は事故につながる。</p> <p>また、道央圏のタンチョウたちは12月の越冬地への途中、また、越冬地から各繁殖地へと向かう3月に、浜厚真の湿地に立ち寄り可能性も高い。大型鳥類のため飛行操作性が低いと言われ、経路の遮断・阻害だけではなくバードストライクの可能性もある。</p>	<p>現況調査の結果及び専門家へのヒアリングからも東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、バードストライクの可能性は低いものと考えております。</p> <p>また、本事業では、電線についてはできる限り埋設する計画しております。</p>

(意見書 52)

No.	意見の概要	事業者の見解																																																												
135	<p>(仮称) 苫東厚真風力発電計画の撤退または建設場所の変更を求めます。</p> <p>現況調査結果</p> <table border="0"> <tr> <td>哺乳類</td> <td>確認</td> <td>6目11科</td> <td>うち重要</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>種類</td> <td>21種</td> <td>種類数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>"</td> <td>18目50科</td> <td>"</td> <td>40種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>208種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(猛禽類)</td> <td>"</td> <td>2目3科</td> <td>"</td> <td>10種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>13種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>"</td> <td>13目193科</td> <td>"</td> <td>31種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>829種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>"</td> <td>6目9科</td> <td>"</td> <td>9種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>23種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>"</td> <td>6綱18目</td> <td>"</td> <td>8種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>35科67種</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>秋季、春季多くのガン類・ハクチョウ類の調査結果国の特別天然記念物のタンチョウの営巣と育雛利用など多くの生物が確認されています。この環境を、生物多様性が保たれている浜厚真湿地を未来の子どもたちに残したいと願います！</p> <p>タンチョウは2017年浜厚真で営巣1羽が育ち(足環318)をつけています。2021年浜厚真で2羽が育ちました。2023年は営巣しようとしたましたが、アセス調査期間中に途中で妨害されました。そして、2024年浜厚真で営巣1羽のヒナが育ちました。話せないタンチョウが、浜厚真の湿地を守ってほしいと願っている様に、浜厚真湿地を利用しています。</p>	哺乳類	確認	6目11科	うち重要	3種		種類	21種	種類数		鳥類	"	18目50科	"	40種			208種			(猛禽類)	"	2目3科	"	10種			13種			昆虫類	"	13目193科	"	31種			829種			魚類	"	6目9科	"	9種			23種			底生動物	"	6綱18目	"	8種			35科67種			<p>タンチョウの繁殖については、営巣を阻害することのないよう、湿地環境を残す計画とし、影響は低減されるものと考えております。</p> <p>また、繁殖初期での確認を行い、繁殖を始めれば付近の工事は行わないこととし、営巣地との離隔なども検討しながら繁殖初期以降については状況を見ながら工事の実施の検討してまいります。</p>
哺乳類	確認	6目11科	うち重要	3種																																																										
	種類	21種	種類数																																																											
鳥類	"	18目50科	"	40種																																																										
		208種																																																												
(猛禽類)	"	2目3科	"	10種																																																										
		13種																																																												
昆虫類	"	13目193科	"	31種																																																										
		829種																																																												
魚類	"	6目9科	"	9種																																																										
		23種																																																												
底生動物	"	6綱18目	"	8種																																																										
		35科67種																																																												

(意見書 53)

No.	意見の概要	事業者の見解
136	タンチョウの生育地を守りたい。 タンチョウは国の特別天然記念物で一時は絶滅を疑われたが北海道道東で生育が確認され人間の手で給餌され見守られ数が増えている。その為生育数は道東が多い。現在湿地の激減に依って生育地は限られている。巣は直径約 150cm 高さ約 30cm と非常に大きく、テリトリーは約 2 km といわれている。その為今現在の生息地を保全すべきと思っている。	タンチョウの繁殖については、営巣を阻害することのないよう、湿地環境を残す計画とし、影響は低減されるものと考えております。
137	1. 厚真の湿地では現在一家族 3 羽が確認されているが傍を鉄道が走っている為交通事故の心配がある。そこへもってきて風力発電の為の工事車両が出入りする事により、タンチョウがこの地を見限る可能性が高くなるし、風車とぶつかる危険性が高い	東側エリアのタンチョウの飛翔の多くは風力発電機のブレード回転域の高度よりも低く、また、歩行での移動が多いことから、バードストライクの可能性は低いものと考えております。
138	2. 道東のタンチョウが鳥インフルエンザにかかると絶滅の危機に瀕する為各地で分散して生育する事が種の保存になる。道東のタンチョウと違い、厚真や鶴川で生息するタンチョウは門別川や新冠川で越冬する。	タンチョウは北海道内で生息域を拡げていると認識しておりますが、厚真や鶴川で生息するタンチョウの越冬の情報については参考とさせていただきます。
139	3. 発電は風力だけでなく太陽光発電など他にも方法がある。原発は論外だが、原野も多い北海道は太陽光発電に適している。	風況観測の結果、対象事業実施区域付近は良好な風況に恵まれており、風力発電の場所として適していると判断し、本事業を計画しております。

(意見書 54)

No.	意見の概要	事業者の見解
140	①タンチョウも棲めるこの地域が好きです。 タンチョウから営巣地を奪わないでください。	タンチョウの繁殖については、営巣を阻害することのないよう、湿地環境を残す計画とし、影響は低減されるものと考えております。
141	②宗谷地区などで巨大風車を見かけますが、必ず数機が停車しています。もっと効率の良い発電もあります。この計画には反対します。	風況観測の結果、対象事業実施区域付近は良好な風況に恵まれており、風力発電の場所として適していると判断し、本事業を計画しております。
142	③稼働年数は 20 年と聞きます。説明会ではその後の撤去にはふれていません。そこまでの計画がないこの事業には反対です。	事業を終了する場合については、風力発電施設は撤去し原状復帰することとしておりますが、その実施方法につきましては、関係者との協議を踏まえ対応させていただきます。 なお、風力発電機を撤去する場合の資金については、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づく遵守事項として、経済産業省資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(風力発電)にて、計画的な積み立てにより適切な確保に努めることが求められており、本事業においても施設の運転開始後より必要な積み立てを行い、備える計画としております。
143	④和歌山県などで、低周波が人に悪影響されている事実があります。田浦に住む私たちはとても不安です。	風力発電機の稼働による超低周波音の予測結果(G特性音圧レベル)については全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。
144	⑤胆振東部地震を経験した私たちは有事の時に即、使える電気を求めています。その点の説明もありませんでした。北電に売電だけし、地域の反対を押し切る事業には疑問です。	本事業は蓄電池を設置しますので、例えば災害時に非常用電源として蓄電池を利用したり、非常用のディーゼル発電機を利用したりできる可能性はあります。今後地域のご要望をお伺いし、必要に応じて

<p>説明会にも参加させていただきました。自然を壊すこの事業には反対です。</p>	<p>検討して参ります。</p>
---	------------------

(意見書 55)

No.	意見の概要	事業者の見解
145	<p>豊城で農業を営んでいます。この計画について、意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道東から新規生息地を求めて、分布を広めているタンチョウの繁殖地を守るため、この事業には反対致します。 	<p>タンチョウの繁殖については、営巣を阻害することのないよう、湿地環境を残す計画とし、影響は低減されるものと考えております。</p>
146	<ul style="list-style-type: none"> ・低周波のエビデンスもない中、影響について不安ですので反対致します。 	<p>風力発電機の稼働による超低周波音の予測結果(G特性音圧レベル)については全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p>
147	<ul style="list-style-type: none"> ・巨大風車はメンテナンスも問題で、渡り鳥のガン類に大きな影響は、必ず出ると思います。日本製の小さな自然にやさしい風車もあるのに、考えられません。 	<p>ガン類については、これまでに風力発電機へ衝突した事例は把握しておりません。有視界飛行により、障害物を回避した飛行をしていると考えられます。</p> <p>渡り鳥については、移動経路を阻害するように面的に風力発電機を設置するものではなく、風力発電機の周辺には飛行可能な空間が確保されていることから影響は低減されているものと考えます。</p> <p>バードストライクについては、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)(環境省、令和4年8月)」にて一定の効果が確認されている対策である風力発電機のブレード先端部を赤く塗装することにより鳥類への視認性を高め、影響の低減を図ることとしております。</p>
148	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕、樽前山を見ながら農業をしています。この風景の中に巨大風車はいりません。 <p>以上をもって、中止の意見を述べます。</p>	<p>景観については、住宅等の存在する地区からの眺望景観にも配慮し、風力発電機は周囲の環境になじみやすい色の塗装とする等により、景観への影響を可能な限り低減してまいります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

○令和6年8月8日(木)北海道新聞(朝刊)、苫小牧民報(夕刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 Daigasガスアンドパワー
ソリユーション株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 土井 純一
事務所の所在地 大阪府中央区道修町三丁目五番一―号
二、対象事業の名称 (仮称)苫東厚真風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:最大三万四千三百九十キロワット
基数:十基

三、対象事業実施区域 北海道勇払郡厚真町及び苫小牧市
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
北海道勇払郡厚真町、苫小牧市、勇払郡むかわ町

五、縦覧の場所・時間 厚真町役場(住民課) 厚南会館 苫小牧市役所
(環境衛生部環境生活課) むかわ町役場(総合政策課) 北海道胆振総合
振興局(環境生活課)

※いずれも、土曜日・日曜日・祝日を除く九時～十七時

電子縦覧 (URL) <https://www.daigasgs.co.jp/news/>
期間 令和六年八月八日(木)から令和六年九月九日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から
のご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)
をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函
くださるか、令和六年九月二十四日(火)までに問い合わせ先へご郵送
ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、厚南会館(北海道勇払郡厚真町字上厚真二一九番地一七)
令和六年八月二十二日(金)十九時から

二、総合福祉センター(北海道勇払郡厚真町京町一六五番地一)
令和六年八月二十四日(土)十三時から

三、沼ノ端交流センター(北海道苫小牧市北栄町三二二二)
令和六年八月二十五日(日)十三時から

四、むかわ四季の館(北海道勇払郡むかわ町美幸三丁目三一)
令和六年八月二十六日(月)十九時から

八、問い合わせ先 Daigasガスアンドパワーソリユーション株式会社
発電事業部 再生可能エネルギー部 電話〇六六二〇五三二九
千五四一〇〇四五 大阪府中央区道修町三丁目五番一―号

○令和6年8月号に掲載

(仮称) 苫東厚真風力発電事業**環境影響評価準備書の縦覧・住民説明会について**

Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価における調査、予測および評価の結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

縦覧・意見受付

● 縦覧書類

(仮称) 苫東厚真風力発電事業 環境影響評価準備書

● 対象事業実施区域の位置

北海道勇払郡厚真町、苫小牧市

● 縦覧場所

町住民課、厚南会館

● 電子縦覧

<https://www.daigasgps.co.jp/news/>

● 縦覧・意見書受付期間

- ・ 縦覧期間：8月8日(木)～9月9日(月)
- ・ 意見受付期間：8月8日(木)～9月24日(火)
- ※土曜・日曜日・祝日を除く9時～17時

● 意見の提出方法

環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見記入用紙に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、同社へ郵送してください。(当日消印有効)

住民説明会

環境影響評価法に基づく住民説明会を開催します。

[主催] Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社

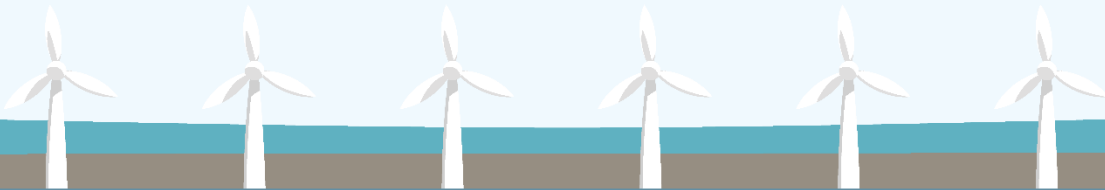
8月23日(金) 19時から
厚南会館

8月24日(土) 13時から
総合福祉センター

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく説明会も兼ねます。

※各会場2時間程度を予定。

問い合わせ Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社 発電事業部再生可能エネルギー部
〒541-0045 大阪府中央区道修町3丁目5番11号大阪ガス御堂筋東ビル ☎06-6205-3529



広報とまこまい

○令和6年8月号に掲載

**(仮称) 苫東厚真風力発電事業
環境影響評価準備書**

■縦覧および意見書の提出

縦覧期間8月8日(木)～9月9日(月)

意見提出8月8日(木)～9月24日(火)に環境生活課で配布の意見記入用紙に住
所・氏名・意見(理由を含む)をご記入の
うえ、直接または郵送(消印有効)で

縦覧場所環境生活課(意見記入用紙設
置) ※二次元コードで電子縦覧可

■住民説明会

日8月25日(日) 13時

所沼ノ端交流センター

定なし 直接会場へ

.....
TEL Daigasガスアンドパ
ワーソリューション(株)

TEL 06(6205)3529

担当課環境生活課



広報むかわ

○令和6年8月号に掲載

情報 「苫東厚真風力発電事業 環境影響
評価準備書」の縦覧について

Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価における調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

- ▶ **縦覧書類**: 苫東厚真風力発電事業 環境影響評価準備書
 - ▶ **対象事業実施区域の位置**: 北海道勇払郡厚真町、苫小牧市
 - ▶ **縦覧場所**: むかわ町役場 総合政策課
 ※下記の事業者ウェブページでインターネットによる電子縦覧も行っています。
 (<https://www.daigasgps.co.jp/news/>)
 - ▶ **縦覧・意見書受付期間**: 【縦覧期間】令和6年8月8日(木)～9月9日(月)【意見受付期間】令和6年8月8日(木)～9月24日(火)、環境影響評価準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに以下のいずれかの方法で御提出をお願いいたします。・縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函・問い合わせ先(以下)への郵送(郵送の場合は、当日の消印有効です。)※意見記入用紙は縦覧場所に設置しています。
 - ▶ **縦覧・意見書受付時間**: 土・日・祝日を除く役場の開庁時※電子縦覧は縦覧期間中、常時閲覧可能
 - ▶ **説明会の開催を予定する日時及び場所**:
【場所】むかわ四季の館 研修室 A・B(むかわ町美幸3丁目3-1)**【日時】**: 令和6年8月26日(月) 19時00分～※2時間程度※本説明会は、環境影響評価法に基づく住民説明会として開催するものでありますが、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく説明会も兼ねて開催させていただきます。
- 問** 〒541-0045 大阪市中央区道修町3丁目5番11号 大阪ガス御堂筋東ビル
 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社 発電事業部 再生可能エネルギー部 ☎06-6205-3529

当社ホームページ掲載内容

○令和6年8月8日（木）より、当社ホームページに掲載



2024.08.08 お知らせ

「(仮称) 苫東厚真風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表について

環境影響評価法に基づき「(仮称) 苫東厚真風力発電事業 環境影響評価準備書」(令和6年8月)を公表します。

1. 事業者の名称及び代表者の氏名

Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社（代表者：土井 純二）

2. 事業者の主たる事務所の所在地

大阪市中央区道修町三丁目5番11号

3. 事業の名称

(仮称) 苫東厚真風力発電事業

4. 事業の種類

風力（陸上）

5. 事業の規模

出力：最大34,390kW（定格出力4,300kW程度の風力発電機を10基）

6. 対象事業を実施する区域

対象事業実施区域の位置及び所在地は、北海道勇払郡厚真町及び苫小牧市

7. 環境影響評価準備書の公表URLへのリンク

下記をクリックするとPDFが別ウィンドウで開きます。

【(仮称) 苫東厚真風力発電事業 環境影響評価準備書】

表紙と目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 方法書についての意見と事業者の見解
- 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
- 第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
- 第10章 環境影響評価の結果
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

要約書

意見書用紙 (PDF形式)

意見書用紙 (Word形式)

- ・準備書に掲載される情報（文書、資料、画像等を含む）に関する著作権は、弊社、原著作権者、またはその他の権利者の帰属しており、各種条約及びその他の法律で保護されています。
- ・個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用（複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む）することは著作権法により禁止されております。

8. 公表期間

令和6年8月8日(木)～9月9日(月)

9. 意見書の受付

「(仮称) 苫東厚真風力発電事業 環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、下記の記載事項をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で御提出をお願いいたします。

【記載事項】

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、法人名・団体名、代表者の氏名）
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・準備書についての環境保全の見地からの意見
（日本語により意見の理由も含めて記載してください）

○問い合わせ先への郵送

受付期間 令和6年8月8日（木）～9月24日（火）（当日の消印有効）

○縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函

（意見記入用紙は縦覧場所に設置しています。）

受付期間 令和6年8月8日（木）～9月24日（火）
※土曜日・日曜日・祝日を除く9時～17時

縦覧場所 厚真町役場（住民課）

厚南会館

苫小牧市役所（環境衛生部環境生活課）

むかわ町役場（総合政策課）

北海道胆振総合振興局（環境生活課）

10. 住民説明会について

住民説明会の開催を予定する場所・日時

- ・厚南会館（北海道勇払郡厚真町上厚真219番地-7）
令和6年8月23日（金）19時～
- ・総合福祉センター（北海道勇払郡厚真町京町165番地-1）
令和6年8月24日（土）13時～
- ・沼ノ端交流センター（北海道苫小牧市北栄町3-3-3）
令和6年8月25日（日）13時～
- ・むかわ四季の館（北海道勇払郡むかわ町美幸3丁目3-1）
令和6年8月26日（月）19時～

※本説明会は、環境影響評価法に基づく住民説明会として開催するものでありますが、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく説明会も兼ねて開催させていただきます。

11. 問い合わせ先

〒541-0045 大阪市中央区道修町3丁目5番11号

Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社 発電事業部 再生可能エネルギー部

電話番号：06（6205）3529

以上

「(仮称) 苦東厚真風力発電事業 環境影響評価準備書」

閲覧兼ご意見記入用紙

令和 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔 法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名 〕	
ご 住 所 〔 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地 〕	〒
準備書についての環境の保 全の見地からのご意見 〔 日本語により意見の理由を含 めて記載してください。 〕	

注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。